

に頗る不合理にして何等氣候・土性・作物の特性等を考慮せず、徒に肥料を濫用し爲に被る損害鮮少なからざる狀況なるを以て之が弊害匡正の爲、昭和十一年度以降十箇年を期し土性調査を施行し各耕地に適應する合理的且つ經濟的施肥法を決定し、農家をして施肥法を誤るゝころなからしめむこゝを期したり。

計畫の概要次の如し。

- 一、施行期間 昭和十一年度以降十箇年
- 一、調査面積 既耕地四百四十萬町歩の中水利安全番七十七萬町歩、田八三萬町歩、計百六十萬町歩

- 一、施行機關 本府・本府農事試驗場・道農事試驗場
- 一、所要經費 年額約十二萬圓、十箇年約百二十萬圓

勸農機關

農業は産業中最重要な位置を占め、國民の經濟は一に繋りて其の振否如何に在るを以て、本府は之が改良指導の途を講ずる爲、勸農機關を設けたり。

- イ、農事試驗場
- (一) 本場 京畿道水原に在り、農業・蠶絲業及畜産業の發達改良に關する調査及試験、種苗・

蠶種・種畜・種禽及種卵の配付、講習及講話等を行ふ。

- (二) 南鮮支場 全羅北道裡里に在り、専ら稻作に關する試験調査を行ふ。
- (三) 西鮮支場 黃海道沙里院に在り、畑作に關する試験調査を行ふ。
- (四) 北鮮支場 咸鏡南道甲山郡普天面に在り、北鮮農事に關する試験調査を行ふ。
- (五) 木浦棉作支場 全羅南道木浦に在り、専ら棉花に關する試験調査・棉種子の育成配付等を行ふ。
- (六) 龍岡棉作支場 平安南道龍岡に在り、専ら棉花に關する試験調査、棉種子の育成配付等を行ふ。
- (七) 金堤干拓出張所 全羅北道金堤に在り、専ら干拓に關する試験調査を行ふ。
- (八) 車輦館蠶業出張所 平安北道車輦館に在り、専ら蠶業に關する試験調査を行ふ。
- (九) 女子蠶業講習所 本場に附設し、蠶業に關する學理及實地を講習せしめ、昭和十一年迄の卒業生總數七百四十餘名に及んだ。
- ロ、種馬牧場 咸鏡北道慶源郡慶源面に在り、昭和七年咸鏡北道種馬所を國營に移管せしもので、種牡馬・種牝馬を飼養して馬の生産を圖るゝ同時に、地方牝馬に種付して馬産の改良を圖つてゐる。
- ハ、種羊場 咸鏡北道明川郡阿間面及平安南道順川郡殷山面に在り、前者は昭和九年後者は昭和十二年新設せられたもので兩場共主として、緬羊の改良増殖を圖り原種羊の配給を事業としてゐる。
- ニ、道農事試驗場 従來は道種苗場の名稱を以て農産の改良増産に關する試験調査、種苗・種卵・種禽及種豚の配付又は種畜の種付、農事に關する講習・講話・傳習及實地指導を行ひ、昭和七年十月より

道農事試驗場を改稱せり、現在各道一箇所宛在りて京城・清州・大田・裡里・光州・大邱・晋州・海州・平壤・定州(江界に支場を設く)・春川・咸興・鏡城(穩城に支場を設く)に設けられてゐる。

ホ、道蠶種製造所 各道に一箇所宛を設置す。原蠶種の製造配付を爲すに共に、蠶業に關する試驗調査を行つてゐる。

ヘ、道蠶業取締所 朝鮮蠶業令の實施に依り、其の執行機關の一として各道に一箇所宛を設置し、蠶病の豫防及蠶種・桑苗の生産販賣・繭販賣に關する取締を爲す。

ト、鮮米協會 鮮米取引の斡旋を併せて其の宣傳を目的とし、朝鮮に於ける米穀業者及生産者を以て組織する任意團體であつて、本府及各道援助の下に成立し、鮮米の販路擴張に努めつゝあり。

チ、緬羊協會 日滿緬羊協會朝鮮支部として昭和九年朝鮮緬羊協會の名稱の下に緬羊從業者を以て組織せられ、本府の緬羊獎勵計畫の側面的助成機關として緬羊の改良増殖及生産物の有效なる利用方法を講じてゐる。

農業團體

イ、農會 大正十五年一月朝鮮農會令公布せられ、現在本令に依り設立せらるゝ農會は中央農會たる朝鮮農會の外、道を區域とする道農會十三、郡又は島を區域とする郡島農會二百二十にして、何れも官廳の施設に相呼應して朝鮮農界の振興、農界發展の爲活動してゐる。其の主なる事業を擧れば

- 一 農業の指導獎勵に關する施設
- 二 農民の福利増進に關する施設
- 三 農業に關する調査及研究
- 四 農業に關する紛議の調停及仲裁
- 五 其の他農業の改良發達を圖るに必要なる事業

等である。而して農會設立に依り、各種農業團體は概ね合併統一されたが、畜産同業組合は諸種の關係に依り、其の儘存続したる處、之亦昭和八年四月農會に合併した。農會の經費は概略朝鮮農會に於ては六萬圓、道農會に於ては平均九萬圓、郡島農會に於ては平均五萬圓である。

ロ、果物同業組合 本組合は果樹園藝の改良發達を目的とし、病蟲害の共同驅除豫防、生産物の共同販賣に依り經營を合理化せんとする團體にして、朝鮮重要物産同業組合令に依りて設立するもの及び然らざるものとの二種あり、其の著名なるものを擧ぐれば左の如くである。

(一) 重要物産同業組合令に依りて設立せるもの

- 鎮南浦果物同業組合
- 三浪津果物同業組合
- 慶尙北道果物同業組合
- 黃州郡果物同業組合
- 羅南鏡城果物同業組合
- 金海郡果物同業組合

元山果物同業組合
安邊郡果物同業組合

(二) 重要物産同業組合令に依らざるもの

咸興果樹組合
定州果樹組合

ハ、朝鮮蠶絲會 本會は任意の團體であつて、大正九年十月設立し、朝鮮蠶絲業の改良發達を圖るを目的とし、全鮮に亙り會員四千六百五〇名の蠶絲業者を以て組織し、事務所を京城府太平通三十九番地に各道に支會を置き、昭和八年會館を建築し、朝鮮民間に於ける蠶絲業の中樞機關として斯業の伸展に努めてゐる。其の主なる事業は次の通である。

- 一 蠶絲業に關する必要な調査
 - 二 蠶絲業に關する意見の發表及其筋に對する建議・請願
 - 三 蠶絲業に關する講演會・講習會・品評會の開催
 - 四 蠶絲業に關する功勞者表彰
 - 五 會報月刊雜誌並に蠶絲業關係の印刷物の發行
 - 六 以上の外蠶絲業改良發達に必要な事項
- ニ、朝鮮蠶種製造業組合中央會 本會は各道蠶種製造業組合相互の氣脈を通じ、協同一致して營業上の弊害を矯正し、共同の利益を増進する爲、昭和三年十月五日創立し、事務所を京城府太平通三十九番地蠶絲會館内に置き、左の事業を行つてゐる。

- 一 加入組合事務の統一整理
- 二 蠶種の改良
- 三 蠶種製造額の協定
- 四 蠶種販賣價格の協定
- 五 蠶種の輸入防遏
- 六 蠶業に關する調査研究及品評會並講習講話會の開催
- 七 仲裁判斷及調停
- 八 加入組合に緊要なる業務實施の勸奨
- 九 功勞者の表彰
- 一〇 前記の外本會の目的を達するに必要と認めたる事項

以上の通であつて、各道組合中左の四道は重要物産同業組合令に依り設立せられたもので、其の他の各道組合も同令に基き設立準備中である。

京畿道蠶種製造業同業組合
忠清北道蠶種製造業同業組合
平安南道蠶種製造業同業組合
平安北道蠶種製造業同業組合

ホ、朝鮮製絲協會 本會は會員の營業上の弊害を矯正し共同の利益を増進するに共に朝鮮蠶絲業の改良發達に貢獻するを目的とし大正十五年十二月三日創立し事務所を京城府太平通三十九番地蠶絲會館内

に置き左の事業を行つてゐる。

- 一 營業上の弊害矯正
 - 二 製絲業に關する研究調査
 - 三 製絲に必要な材料の共同購入並に原料の媒介又は販賣
 - 四 生絲並に副産物の共同販賣又は販賣の斡旋
 - 五 製絲に従事する者の福利増進並に功勞者の表彰
 - 六 蠶絲業に關する講習講話會の開催
 - 七 蠶絲業に關する建議及陳情又は諮問に對する答申
 - 八 會員間の紛議仲裁
 - 九 其の他本會の目的を達するに必要な事業
- へ、朝鮮桑苗組合聯合會 本會は各道桑苗組合を以て組織し、組合相互の氣脈を通じ、協同一致して事業の改善を圖り、營業上の弊害を矯正し、共同の利益を増進せんが爲、昭和九年十月十九日創立し、事務所を京城府太平通三十九番地蠶絲會館内に置き、左の事業を行つてゐる。
- 一 加入組合の業務を統一整備し、共同の利益を享受すべき施設
 - 二 桑苗の改良
 - 三 桑苗生産額の協定
 - 四 桑苗販賣價格の協定
 - 五 桑苗の輸移出入の統制
 - 六 桑に關する調査研究及品評會・講習講話會の開催

- 七 業者間の仲裁判斷及調停
- 八 蠶業に關する建議請願又は諮問に對する答申
- 九 功勞者の表彰
- 二 前各項の外本會の目的達成の爲必要と認めたる事項

水利組合

朝鮮水利組合令は大正六年十月一日から施行せられ、昭和三年七月一日朝鮮土地改良令の施行に伴つて一部の改正を見た。朝鮮水利組合令の概要は左の通である。

- イ、水利組合の目的 水利組合は法人であつて、官の監督を受け、灌漑・排水・水害豫防又は朝鮮土地改良令第一條の土地改良を以て其の目的とする。尙土地改良を目的とする水利組合は、當分の内組合區域内の農事改良に關する施設をも爲すことが出来る。
- ロ、水利組合區域及組合員 水利組合事業の爲利益を受ける土地を以て其の區域とする。而して灌漑排水又は土地改良を目的とする組合は、番及番に變換すべき田若は未開墾地等の所有者を、又水害豫防を目的とする組合は、番田垵の所有者及事業の爲利益を受ける家屋其の他の工作物の所有者を以て其の組合員とするのであるが、國有未墾地の利用者及驛屯土の買受の契約をした者、並に公有水面埋立の免許を受けた者は、之を土地所有者と看做されるのである。

ハ、水利組合の設置合併分割廢止又は組合區域の變更 水利組合の設置は組合員たるべき者の中五人以上の者が創立者に爲つて組合規約を作り、組合員たるべき者の二分の一以上にして組合の區域なるべき地の總面積の三分の二以上に當る土地所有者の同意を得て、朝鮮總督の認可を受けなければならぬ。但し公有水面を組合區域に包含する場合には尙公有水面以外の土地の所有者の三分の二以上にして、公有水面以外の土地の總面積の四分の三以上に當る土地の所有者の同意を得るこゝになつて居る。又組合の合併・分割・廢止又は區域の變更をしようとするこゝにも、組合員又は組合員たるべき者の同意を得て朝鮮總督の認可を受けなければならぬのである。

ニ、水利組合の機關

(一) 組合長及組合吏員 組合を代表し其の事業を處理する爲、組合長を置き、書記及技士をして其の事務を補助せしめ、特別の事情ある組合に於ては組合規約に依り副組合長・理事・出納役・技士長又は委員を置くこゝを得るの定めである。

(二) 評議會 評議會は組合長及評議員を以て組織し、組合規約の變更・組合の費用を以て支辨すべき事業・組合の豫算・組合費・夫役現品・使用料・加入金の賦課徵收・起債其の他重要事項の諮問機關である。評議員は組合員中より互選し、道知事の認可を受くるを要し、其の任期を四年とす。

ホ、水利組合の經費 水利組合は事業經營の爲毎年度豫算を編成し、經費を支辨するが、之が爲組合員に對し、組合費又は夫役現品を賦課する。即ち灌漑排水又は土地改良を目的とする組合に在りては土

地に對し、水害豫防を目的とする組合に在つては土地の外家屋及工作物に對し組合費を賦課するのである。尙夫役は水害豫防を目的とする組合に限り、組合員以外の者にも組合区内に居住し其の利益を受くる者に對し之を賦課するこゝになつて居る。又組合の區域を擴張した場合には、新に編入せられたる土地の所有者より加入金を徵收し又其の他營造物の使用に對して使用料を徵收し、或は積立金を爲し、起債等を爲すこゝを得るものである。

ヘ、水利組合聯合會 用水引用の施設其の他に關し、他の組合に共同行爲の必要上水利組合聯合會を設くるこゝを得る。聯合會は法人で、其の事務及事業の處理に關しては水利組合に準ずるものである。

ト、水利組合の監督 水利組合は第一次に府尹・郡守・島司、第二次に道知事、第三次に朝鮮總督が之を監督するこゝになつて居るが、府尹・郡守又は島司が組合長の職務を行ふ場合、又は組合の區域數府郡に跨るときは第一次に於て道知事、第二次に於て朝鮮總督が監督するものである。又組合の區域數以上の道に互るときは、第一次朝鮮總督の指定したる道知事、第二次が朝鮮總督である。尙二百町歩を超えない水利組合に對する朝鮮總督の監督權は之を道知事に委任せられて居る。

昭和十年三月三十一日現在に於ける組合數は百九十二箇所、蒙利面積總計は二十二萬五百町歩、工事費合計一億四千餘萬圓である。

米・穀倉庫

朝鮮米穀倉庫計畫

近時朝鮮米の移出高は生産の増加と品質の改良と共に著しく増加しつつあるも、朝鮮農家の經濟は極めて貧弱なるに金融・貯藏設備等亦不備なる爲、移出の時期も甚しく偏倚し、移出高の大半は出來秋より僅に四、五箇月間に搬出せらるゝの實情にして、之が爲内地市場及農村に悪影響を及ぼすこと大なるのみならず朝鮮農家の蒙る損失亦少からざるを以て、之が移出を適當に調節するは極めて緊要の事項である。依て昭和五年朝鮮米穀倉庫計畫を樹立し、一は主要なる米の生産地に小規模の倉庫(農業倉庫)を成るべく多數に普及し、主として農民の出來秋に於ける放賣を防止し、一は主要なる米の移出地に比較的大規模の倉庫(商業倉庫)を設置し、主として農民の手放したる大量米の一時的内地移出を調節することとした。

一、農業倉庫 農會、産業組合等を其の經營主體とし、昭和十二年八月末現在設置狀況左の如し。

農業倉庫一覽

道名	設置箇所數	坪數	收容力(石)
京畿道	七	六、〇八二	二四三、二八〇
忠清北道	五	一、〇二〇	四〇、八〇〇
忠清南道	七	二、四五〇	九八、〇〇〇
全羅北道	七	二、八六二	一一四、四八〇

全羅南道	六	二、七三二	一〇九、二八〇
慶尙北道	九	四、六〇六	一八四、二四〇
慶尙南道	八	二、〇一〇	八〇、四〇〇
黃海道	三	一、〇六八	四二、七二〇
平安南道	四	一、四三二	五七、二八〇
平安北道	七	三、二七三	一三〇、九二〇
江原道	一	七〇〇	二八、〇〇〇
咸鏡南道	二	七一八	二八、七二〇
咸鏡北道	一	二八、九五三	一、一五八、一二〇
合計	六六		

備考 一、忠清南道及黃海道の中には借庫中のもの三〇〇坪及一四八坪を含む。
二、收容力は坪當四十石として計算せり。

二、商業倉庫 米穀倉庫計畫に依り設置せる朝鮮米穀倉庫株式會社倉庫左の如し。

(昭和十一年八月末現在)

設置場所	所有倉庫	經常借庫	合計	收容力(石)
釜山	一、四六〇	一、八三二	三、二九二	一三三、四四〇
木浦	一	七四九	七四九	二九、九六〇
群山	一、五三三	一、〇一三	二、五四六	一〇〇、四八〇
農業			一五三	

農業		設置場所		所有倉庫		經常借庫		合計		收容力	
仁川	三、〇五三 <small>坪</small>			一、〇七〇 <small>坪</small>		四、一二三 <small>坪</small>		一、六四八、八八〇			
鎮南浦	三、二五六			三、四一		三、五九七		一、四三三、八八〇			
計	九、二六一			五、〇〇〇		一、四二四、二三一		五、七〇一、四四〇			

備考 收容力は坪當四十石として計算せり。

一五四

九 農山漁村の振興、自力更生事業

農村窮乏の實狀及其の原因 朝鮮に於ては往時から土地兼併の風盛に行はれた爲、農家戸数の約八割は小作並に自作兼小作に依る細農階級で、而も其の多くは教育に恵まれず民度低く民力乏しく、殊に併合前多年の秕政は此等農民の自覺、信念、理想等農民としての精神を根柢より銷磨せしめ、精神的にも經濟的にも漸次頹廢して自暴自棄に陥り、折角の耕地も殆ど改良增收の途を講ぜず努力の大半は尙之を餘して顧みざるの狀態である。随つて農家の經濟は極めて貧弱で現金の收支年五、六十圓乃至二百圓程度の者最も多く、此等は端境期に於て食糧に不足を訴へ食を野生の草根木皮に求むるが如き者其の數百餘萬戸に及び、一面高利の負債は漸次増嵩して其の重壓に喘ぎ所謂過去に追はれ現在に苦しみつゝ、醉生夢死の境涯を彷徨し來たつたやうな狀態である。是固より農民自體の無自覺、無節操に基因するこゝ勿論であるが、亦以て政治・經濟・教育等を始め社會全般の組織並に環境に禍され、指導に十全の効果を擧げ得なかつた點にも胚胎し、尙一面には輓近物質文明の擡頭するに伴つて農村の特色たる自給自足經濟の領域を脱して資本主義經濟の禍中に投じ物質偏重、都市文化至上等の思潮に眩惑せられたるが如きも積年の疲弊に一層の拍車を加ふるに至つたものであつて、隨て之が窮乏打開の途も自ら此等各方面の覺醒に俟つべき點が少くないのである。

農村救濟の必要及其の對策 斯かる恵まれない多數農民の存在は人道上閑却すべからざる事象であるこゝ

農山漁村の振興、自力更生事業

共に朝鮮統治の大患である。是を以て歴代の統治者は常に此の點に鑑み苦心經營を重ね來たつたのである。

抑此の窮狀を匡救打開する方法は凡そ二ある。即ち其の一は土木・砂防事業等に依るの勞銀撒布の救済施設で、其の二は自力に依る農家經濟建直の方策である。前者は固より應急の措置に過ぎず其の効果は永續性に乏しいから、眞に農村を救ひ農家を根強く起上らしめんが爲には後者の自力更生運動即ち農家更生計畫の實施の外途なきを以て之を朝鮮更生の一大方策として昭和七年以來遂行し來つたのである。農山漁村の振興、自力更生運動の經過 農山漁村の振興、自力更生運動は上叙疲弊窮迫せる農村の現狀に直面し且つ内外の非常時局に際會して速に根本的の振興對策を確立遂行する必要に迫られ、昭和七年事業着手以來急速度を以て展開し、先づ其の準備として振興對策の立案、運動、組織の統制、指導機構の完備、指導網の擴充等に専念全力を傾注したのである。即昭和七年夏知事會議を開催し先づ本運動趣旨方針の大綱を示し更に内務・産業兩部長會議等を開き、次いで本府・道・郡・島・邑・面に互つて一齊に農村振興委員會を設置し各種指導機關の聯絡協調並に公私施設の統制を行ひ、同年十一月十日をトし全鮮一齊に精神作興に關する 詔書の奉讀式を舉行し、總督亦非常時打開に善處すべき聲明を發し各道知事之に順應して諭告を發し、續いて全鮮の郡守・島司及關係の官公吏多數を召集して講習會を開催する等、各方面より極力民心の作興に努むるに共に指導網擴大の爲、先づ第一着手として道・郡・島・邑・面・學校・金融組合・警察官署・漁業組合等所謂第一線の指導關係諸員に對し農村振興に關する指導精

神並に其の實際的指導方法に付各道各郡に講習會・講演會を開催して大に振興運動の趣旨の徹底に努力し、あらゆる階級公私の機關一般民衆を打つて一丸として着々所期の目的達成に邁進する一面、本府幹部及其の他職員を常時地方に派遣して極力其の指導督勵に當らしむる等今や半島を擧げ全能力を發揮して本運動の強化徹底に努めつつあるのである。

農山漁村更生計畫實施上の精神 農村振興運動の中樞施設である農家更生計畫の樹立實行方に關しては昭和八年三月七日附政務總監通牒を以て其の具體的方針を示したのであるが其の要旨とするところは

(イ) 不足食糧の充實を期すること

(ロ) 現金收支の均衡を得せしむること

(ハ) 負債を根絶して其の重壓より免れしむること

で以上の三點を經濟更生上の目標と定め(イ)勤勞好愛(ロ)自主自立(ハ)報恩感謝の三點を精神的指標とし、自給自足と餘剩勞力の利用消化とを勞農の鐵則として、個々の農家を指導の對照に概ね五箇年計畫を以て其の生活の安定を得せしめ、漸を追うて向上の域に誘導するを當面の要諦とせるものであつて、右方針の下に昭和八、九兩年に於ては差當り一邑面一部を標準として之が實行に着手したのであるが、其の數四千九百六部落、十萬二千六百十五戸にして之に同十、十一、十二年度實施のものを合算すれば二萬七百十五部落、五十萬一千六百三十八戸に達して居る。

尙漁村に就ても右農村に於ける施設同様漁家各戸の更生計畫を樹立し(イ)現金收支の均衡(ロ)負債

の根絶（ハ）備荒貯蓄の三點を更生目標と定め營漁方法の改善、營農組織を加味せる自給自足範圍の擴大、消費節約其の他精神的方面の指導を特に強調し、漁業組合を指導主體として全鮮約二千五百部落、十萬戸の漁家に對する更生計畫を擴充實施することとし、其の具體的方針に付昭和十年四月政務總監通牒を以て夫々地方に示達し實行に移つたのである。

本運動の效果 本運動開始以來凶鮮人間の融和協調、官民相互の親和提携等統治上喜ぶべき機運を一層醸成するに共に一般民衆に對する勤勞精神の振作・生活の改善・消費節約・國旗掲揚・色服着用・隣保共助等洵く美風良俗を馴致し納税成績の向上・貯金増加・農産の增收・各種犯罪の減少等著しく効果の見るべきものがあるのであるが、今其の一例として昭和八、九、十年實地實施農家更生計畫の實績を示せば左表の通りである。

○昭和八年樹立更生計畫實績

計畫樹立の部落數	二、二八二部落		
同 戸 數	四五、六九一戸		
不足食糧充實成績	戸 數	六五、四〇四	一 戸 當 二・三九石
計畫前の食糧不足	戸 數	二七、四一二	

計畫實施三年間の食糧充實	一四、五八三	四三、七六二	一・六〇
右 充 實 歩 合	五割三分	六割七分	六割七分

負債償還成績

計畫當時の負債	戸 數	三七、八一五	金 額	四、六四八、七九六	一 戸 當	一一・三三
計畫實施三年間の負債償還	戸 數	一四、四五五		二、四七一、七九九		六五
右 償 還 歩 合		三割八分		五割三分		五割三分

○昭和九年樹立更生計畫實績

計畫樹立部落數	二、六二九部落
同 戸 數	五六、九二四戸

不足食糧充實成績

計畫前の食糧不足	戸 數	三四、四一〇	量	七六、八八四	一 戸 當	二・二三石
計畫實施二年間の食糧充實	戸 數	一一、八五三		三七、九九七		一・一〇
右 充 實 歩 合		三割七分		四割九分		四割九分

農山漁村の振興、自力更生事業

農山漁村の振興、自力更生事業

一六〇

負債償還成績

計畫當時の負債	戸數	金額	戸當
計畫實施二年間の負債償還	四六、五三八	五、三六一、六四三	一一・五
右償還歩合	二割七三分	二、二八四、二三一	四九
		四割三分	四割三分

○昭和十年樹立更生計畫成績

計畫樹立の部落數	三、七〇五部落
同 戸數	七八、四七二戸

不足食糧充實成績

計畫前の食糧不足	戸數	數量	戸當
計畫實施一年間の食糧充實	四七、九八六	一〇四、六〇六	二・一八
右充實歩合	一〇、五四一	三二、三九七	〇・六八
	二割二分	三割一分	三割一分

負債償還成績

計畫前の食糧不足	戸數	金額	戸當
	六二、四二七	六、八四〇、七二三	一一・〇

計畫實施二年間の負債償還

右償還歩合

一〇、〇四八
一割六分

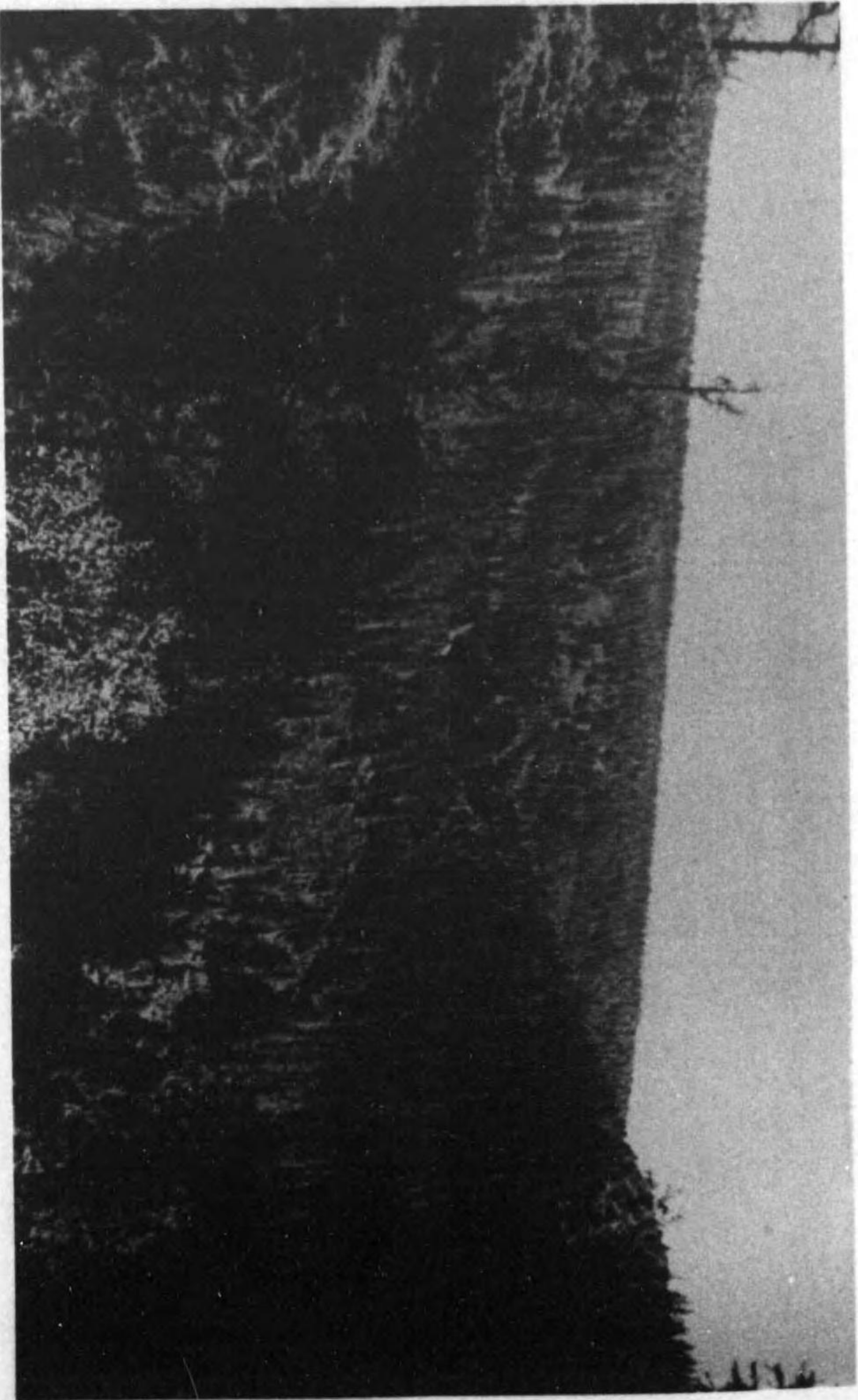
一、八九二、〇六八
二割七分

三〇
二割七分

更生指導部落擴充十箇年計畫 本府に於ては叙上の実績を既往の體驗並に邦家四圍の情勢等に鑑み、此の機を逸せず速に更生計畫の擴充實施を行つて本運動の強化徹底を圖り、半島大衆の全面的更生を企圖して統治の基礎を益々鞏固ならしめ以て國本の培養國力の充實を期し、内鮮一體舉國一致の實を擧ぐるの要緊切なるものあるを認め、昭和十年度以降概ね十箇年間に昭和八、九兩年度實施部落の外全鮮約七萬部落(戸數二百十八萬戸)に對して年次的に更生計畫を樹立實行せしめ、物心兩面に互る大衆生活の安定を得しめて農山漁村匡救の根本且つ恒久的對策たらしめんとして居る。

斯くして計畫の樹立を了へた農家は之が實行を官邊の指導から逐次自治共勵の力に移し、民間自體の自律自治的運動として有終の成果を收めしむるやう中堅人物の養成訓練其他各般の施設を講じつゝあるから、藉すに相當の時日を以てしたならば此の大事業の所期の目的に到着することも敢て難事ならざることを確信するものである。

海樹の南威

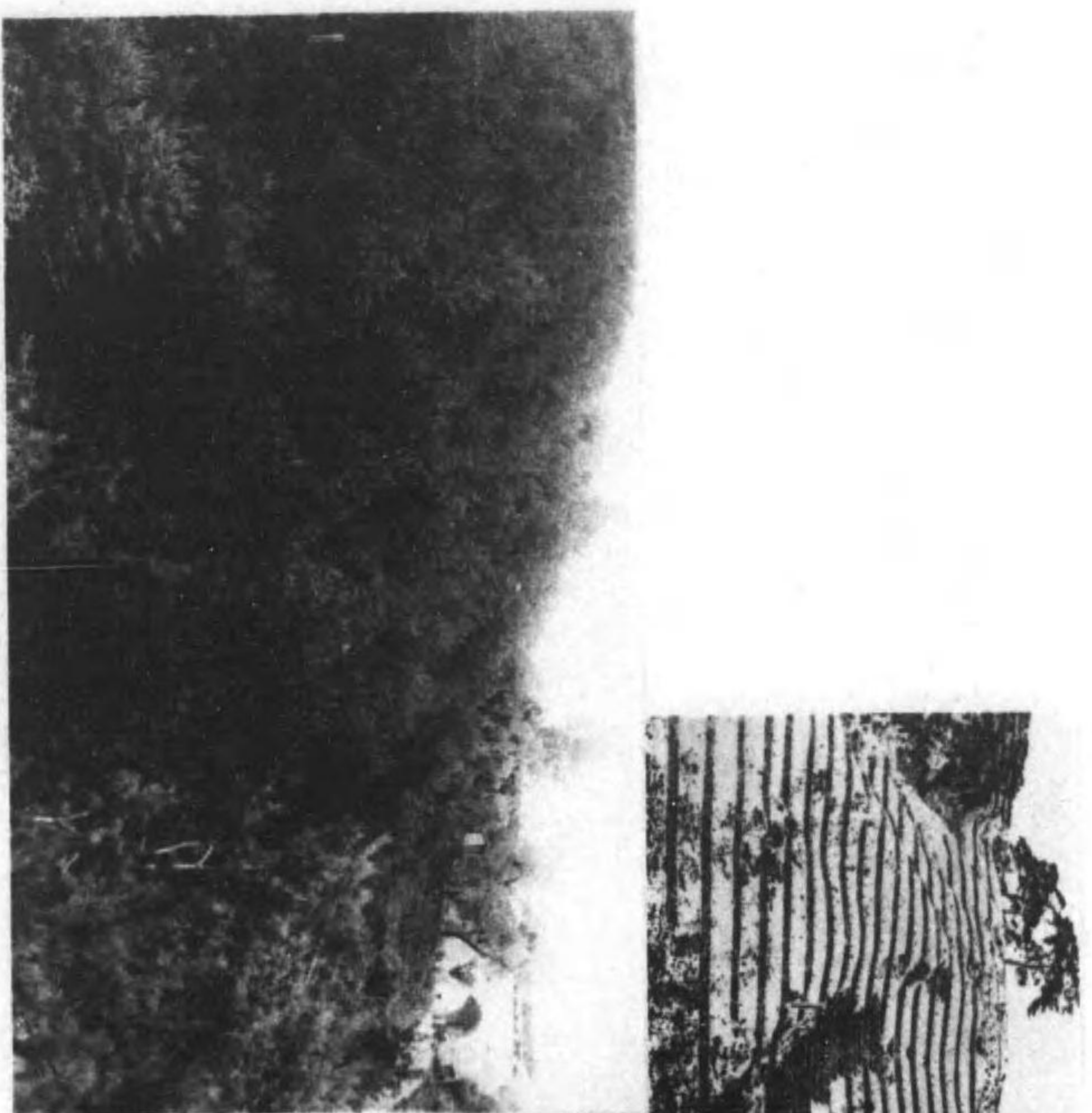


海樹の南威

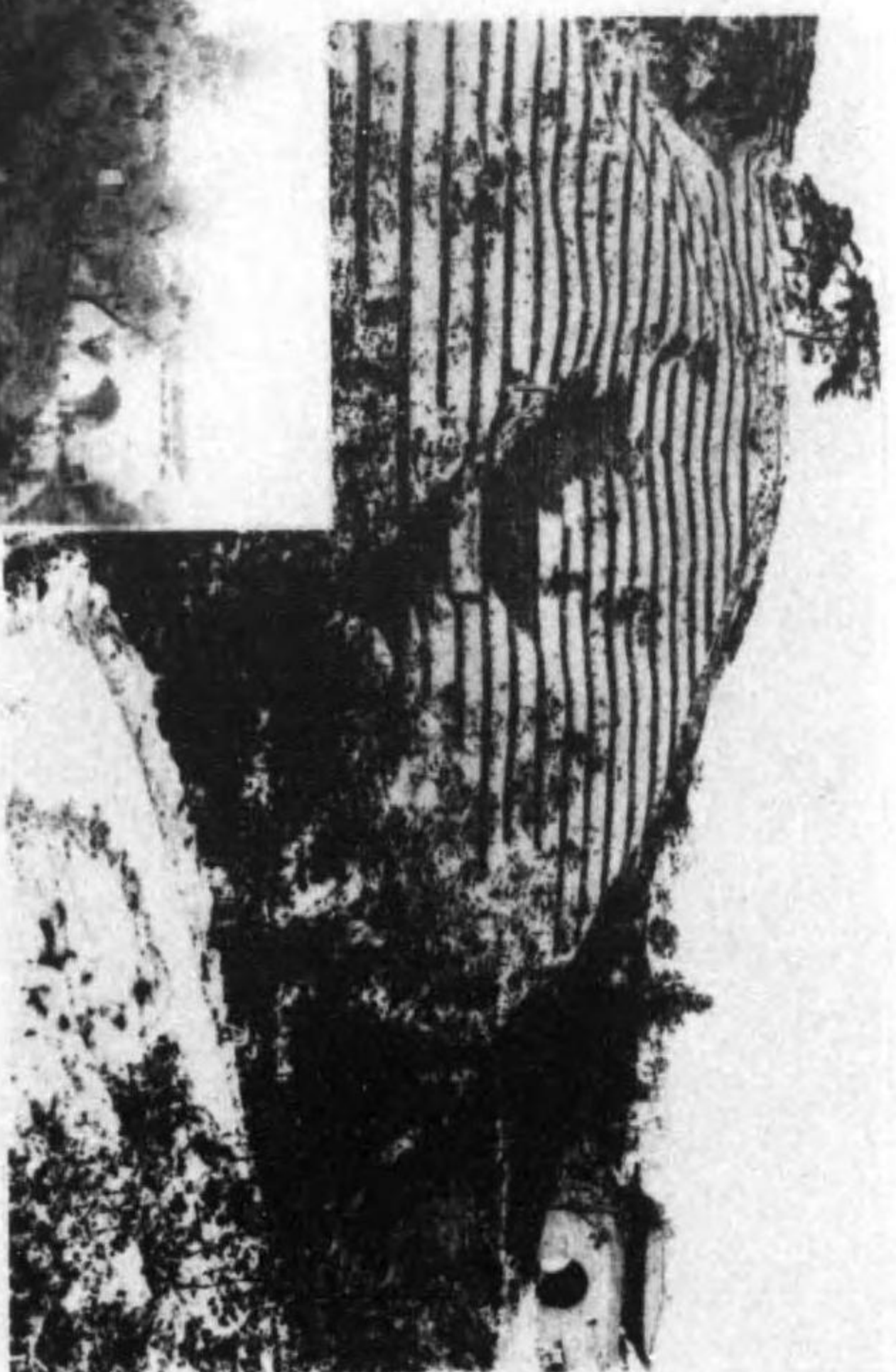
南威の海樹は、その雄大な姿と、
 静寂な佇まいで、人々の心を
 惹きつける。それは、自然の
 美しさを表現した、素晴らしい
 風景である。

南威の海樹は、その雄大な姿と、
 静寂な佇まいで、人々の心を
 惹きつける。それは、自然の
 美しさを表現した、素晴らしい
 風景である。

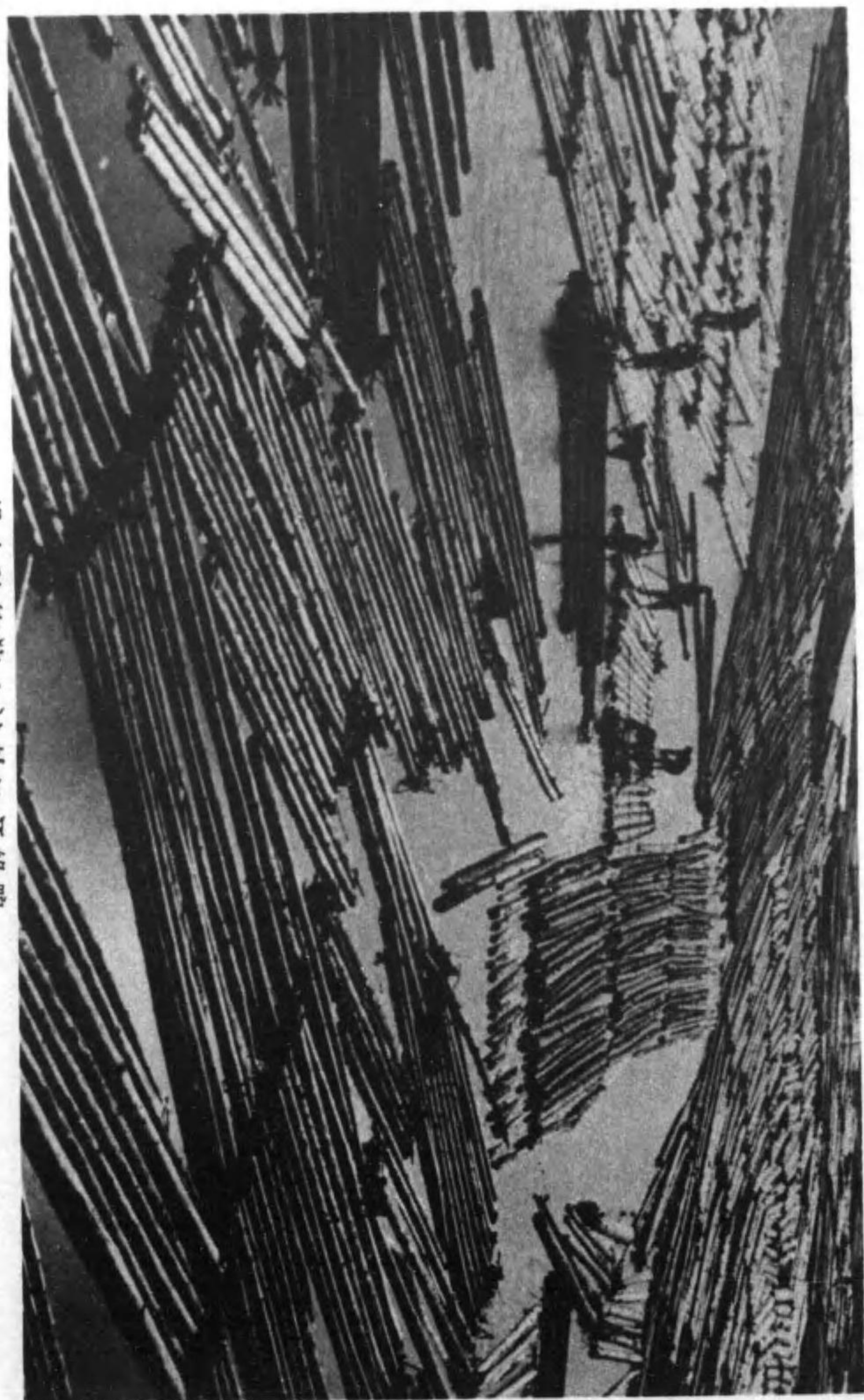
南威の海樹は、その雄大な姿と、
 静寂な佇まいで、人々の心を
 惹きつける。それは、自然の
 美しさを表現した、素晴らしい
 風景である。



(城京) 目年九林造防砂



(城京) 年初林造防砂



場木貯後流るけ於に江緑鴨

一〇 林 業

昭和十一年十二月末現在林野の總面積は約一千六百三十四萬町歩を算し、全土の七割三分強を占めてゐる。然るに、古來林政不備で封山の如き特殊の保護林を除くの外は公山と稱し、一般人民の自由採樵に委して顧みなかつたので、到る處濫伐を肆にし、或は火田を起し、或は急斜地を開墾し、其の大部分は荒廢に歸し、僅に陵園墓附屬の地及鴨綠江・豆滿江の流域等に於て林相を保つたに過ぎない。其の結果、産業の發達を妨げ、國土の保安を害するに甚しかつた。是に於て舊韓國政府は明治四十一年森林法を發布し、山野の保護整理増殖を圖り、次で同四十四年六月總督府は新に森林令を布き、從來の森林法を廢して國土の保安・危害の防止・水源の涵養・公衆衛生及魚附又は風致上必要ありと認むるものは之を保安林に編入して自由の施業を爲すことを得ざらしめ、又永年禁養林讓與の途を開き、以て愛林の美風を助長するに努め或は造林貸付の制度を設け造林事業促進の策を講じた。其の他毎歲年中行事として記念植樹を行ひ、又は造林補助の途を開き、或は砂防事業を行ひ或は保護指導機關の充實を圖つて來たので、年々共に林地・林相が革まり、最近の林相を示せば次のやうである。

林 業	林 相	別 面	積	(昭和十一年十二月末現在)
立 木 地	二、五三	散 生 地	二、二三	無 立 木 地
				二、六六
		合 計		一六、三四

國有林野の保護

國有林野の保護に付ては、當初營林廠所管林野に在つては、其の支廠及派出所等をして之に當らしめたるが、十分な成績を擧げ得ざる状態であつたので、大正九年新に六十箇所の森林保護區を設け、之に森林主事を配置し、爾餘の林野に付ては、明治四十五年國有森林山野保護規則を發布し、地方長官をして之が實行の責に任せしむるに共に、要存豫定林野中特に保護の要急なる林野十六箇所に保護區を設置せるを甫め、爾後之を増設して六十五箇所にし、且此等保護區に對しては當初雇員たる山林監守及備人たる山林監守補を配置したが、大正八年山林監守は森林主事に、山林監守補は雇員たる森林監守に改め、更に大正十年森林監守の制を廢し、之に代ふるに全部を森林主事にし、以て其の機能を發揮せしむるに共に、一部の地方に付ては大正十二年十二箇所の山林監視所を特設し、之に憲兵及憲兵補助員(但大正十一年以降は警察官駐在所に併置し其の駐在道巡)を配置し、林野の保護に當らしめ來つたが、大正十五年林政機關の統一に伴ひ營林署の新設を見るに至つたので、前記保護區は凡て營林署の統轄下に屬せしむるに共に山林監視所は之を廢止し、別に十五箇所の保護區を増設し、更に昭和二年二箇所を増設した。然るに同七年八月營林署の一部を廢止し當該林野を道に移管するに至つたので、其の保護區も亦道に移屬せしむるに共に既設保護區の一部を廢合したが、更に同九年四月道所管林野の一部を割き、營林署一箇所を新設するに至り、一方同七年度以降實施に係る北鮮開拓事業計畫に依り保護機關の擴充を見

更に昭和十二年四月道所管林野の一部を營林署所管に移管し、營林署二箇所(京城・城津)を新設せり。其の結果現在(昭和十二年四月)の國有林野所管別保護機關配備狀況次の如し。

所管別	國有林野面積	保護區配備林野面積	森林保護區	同上		計
				森林主事	同補	
道	一六九 (九)	七四 (七)	二六	四〇	八	四八
營林署	三九四 (五)	三九四 (五)	一一	二七 (二)	二七 (二)	四二 (三)
計	五六三 (一四)	四六八 (一二)	一五二 (一)	二五七 (一)	二八二 (三)	五五三 (三)

備考 一、林野面積中括弧内は不要存林野を内示す

二、保護區及職員中括弧内は北鮮開拓事業計畫に依り増置せるものを内示す

三、道所管林野中保護區の配備なき林野九五萬町に對しては郡島在勤の森林主事及警察官等をして可及的保護に當らしめつゝあり

而して此等の保護職員に對しては大正十三年府令第三十三號に依る司法警察官又は司法警察吏の職務執行を指命し、専ら林野の保護取締に當らしめてゐる。而して此等保護機關の活動に相俟て保護の實效を期する爲、森林令に於ては地元住民に對し國有林野の保護を命じ、連帶して之が責を負はしむるに共に保護の報酬として林産物の一部を讓與し得るの制を設け、昭和十一年十二月末迄に七百六十一件、面積四百二十八萬町歩に對し此の命令を發し現に實施中であるが、之が保護義務の履行に當つては受命地元

住民をして夫々保護組合を組織せしめ、以て其の統制ある活動を促し、保護の實を擧ぐるに努めてゐる。

民有林の概況獎勵施設

民有林の概況 民有林野は公有九十三萬町歩、寺刹有十八萬町歩、私有九百五十七萬町歩、計一千六十八萬町歩にして、此の外第一種不要存國有林野八十四萬町歩、第二種不要存國有林野十七萬町歩は森林令に依り漸次民有に移屬するを以て、將來に於ける民有林野は一千百六十九萬町歩に達し、林野全面積一千六百三十四萬町歩の約七割に相當する。昭和十一年末民有林野中立木地は七百六十九萬町歩に過ぎず、散生地百三十萬町歩及未立木地六十四萬町歩は、今後人工を加へ又は天然力に依り造林を要する區域にして、内二十一萬町歩は砂防工事を要する荒廢地である。

樹種の分布を見るに、針葉樹林(殆どアカマツ林なり)は立木地の五割九分三、散生地の大部分を占め、林相概ね不良にして、一町歩平均の蓄積は不要存林野は十六尺締、公有林野は三十四尺締、寺刹有林野は六十三尺締、私有林野は二十八尺締にして總平均二十八尺締に過ぎず、以て林況の概觀を窺ふに足るのであるが、これを總督府施政當時に比較すれば實に長足の進歩を示し、當時中部以南各道の林野が荒廢の極に達して居たのに比するに今日は大體綠化の第一階段を了したと云つても過言ではない。

民有林の獎勵施設

1 指導方針 民有林野が前述の如く荒廢せる原因には種々あるが、就中多年アカマツに偏して他の樹

種特に闊葉樹を濫採せること、濫突用燃料及び綠肥の採取過度であつたこと、林木を伐り惜み生枝及び地被物を濫採すること等は、最近に於ける主なる弊害と認められる。しかしながら、地力著しく減退せる林野に於て直ちに人工を以て喬林を仕立てることは頗る困難なるのみならず、各地方に於て當面必要なる林産物は用材よりも寧ろ燃料、綠肥等に在る實情なるを以て

イ 速かに林地を安定し地力の恢復を圖り、且造林費を節約する爲め人工造林よりも、天然力利用に依る林叢の構成に力を注がんとすること

ロ 用材林の造成に偏すること avoidance、先づ燃料林造成に力を注ぎ、且つ優良林地利用に依り收益の増進を圖る外、農牧用地に意を用ひ農村の實情に即したる林業を行はしめんとすること

ハ 努めて稚樹及び地被物を保護し、且萌芽及び山草の濫採を制限して、造林の速成、地盤の安定、樹種の改良を圖り、また伐り惜まるゝ大木の伐採を奨むる等、森林の使用収益に關する從來の弊害を速かに矯正せんことを

等に重點を置きてその指導方針を制定し、昭和八年一月より全鮮一齊にこれが實施に着手したのである。

2 造林獎勵 李朝時代林政不備であつた爲め各地森林の荒廢を來たし、僅に鴨綠・豆滿兩江流域及び奧地脊梁山脈地方に見るべき林相を残すに過ぎないので、統監府時代より既に造林及び調査の端緒を啓いたが、總督府施政後積極的施設の方針を採り、明治四十四年森林令を發布し、各般の施設計畫漸

く其の緒に著くに至つた。

明治四十年以降國費を以て京城附近その他に造林を行ひ、また各道費及び面をして模範的に造林を實行せしむるに同時に國費または道費を以て養成したる種苗の下付を行ひ、一方國費、道費を以て技術員を設置して殖林事業を指導せしむる外、或は不要存置國有林野は造林貸付の制を設けて一般希望者に貸付し、造林事業成功の後無償にて讓與することとし、殖林手引、樹苗養成指針、借地造林手引等の印刷物を配付し、記念植樹を實行する等銳意斯業の指導獎勵に努めて居る。

斯くの如く愛林思想を造林事業は年々共に向上進展し、漸次人工造林の増加を見るに至り、更に大正十四年以降國庫及び道費より補助金を交付して造林の促進を圖りたる結果、最近一箇年の造林本數二億本播種量百萬立を算するが、永年の弊習は容易に革まらず、大木は伐り惜まるゝに反し、稚小木及び地被物は肥料及び燃料等として濫採せられ、造林上洵に憂慮に耐えざるものがあるので、昭和八年一月民有林指導方針大綱を制定して、稚小木及び地被物濫採の弊習を革むるに共に、造林樹種の選定及び造林方法の改善に付ても適當なる指導を行ふことになつたので、今後の造林事業は大に革新せらるゝ見込である。始政以來昭和十一年迄の累計造林本數四十八億萬本、播種量四百萬立に達して居る。

3 記念植樹 愛林思想を涵養し植林の事業を奨勵せんが爲、明治四十四年併合後第一回の神武天皇祭日を期し、全鮮を擧げて植樹を實行せしめて相當の好結果を収めたので、爾來年中行事の一として毎歲同日を期し、官公署、學校、其の他の諸團體が中心となり一般有志叢集の下に舉行し、植栽地は當初官公署、學校構内、部落附近等を主とせしも、後には面有林其の他の林野に對しても廣く行はるゝに至り、今や全鮮綠化運動の年中行事として益々盛況を呈して居り、植栽樹種はアカマツ・クロマツ・カラマツ・クヌギ・クリ・白楊類等がその主なるものにして、第一回より第二十七回に至る植栽本數は實に五億一千二百萬本、本播種量一萬立の多きに達した。

4 造林補助事業 民有林野中未立木地及び散生地五百四十萬町歩(將來民有となるべき國有林を含む)の内、採草地及放牧地八十萬町歩、天然造林及造林成功を條件とする國有林野の貸付制度に依り漸次成林せしめ得る見込のもの二百九十五萬町歩、自力を以て造林を行ひ得べき見込のもの四十九萬町歩を差引いた百十六萬町歩に對しては相當の補助金を下付しなければ造林の促進を期することが出來ないので大正十四年度に造林補助事業を開始したが尙外に全鮮各地に散在する休閑荒蕪地約十六萬町歩に就ても治水上急速造林の必要を認め併せて百三十一萬町歩に付大正十五年度以降三十箇年間に造林補助金を交付して造林の完成を期することとし爾來引續き實行中である而して補助の率は苗木代の約半額で本事業開始以來昭和十一年度迄の國庫補助額は五百萬圓、造林本數は十二億餘萬本、播種量は三百五十萬立に達して居る。

5 營林監督 林野荒廢の實情に鑑み營林監督は特に周密に行ふの必要があるので各種の助成策を講ずるに共に國土の保安、危害の防止水源の涵養其の他公益上必要ありと認めらるゝ林野は之を保安林に

編入し其の昭和十一年末現在面積三十二萬二千町歩で總林野面積に對し千分の二十に當つて居る又林政上必要ある場合は森林の所有者又は占有者に對し營林方法を指定し若は造林命令を行ふ外更に地方長官は森林の使用収益に關する弊害を矯正し若は害蟲を驅除豫防する爲道令を發布し一定の行爲を制限することとし之が專掌機關として現在森林主事百人、産業技手百二十三人、地方森林主事二百二十五人、地方森林主事補一千八十一人、計一千五百二十九人の職員を配置し、専ら營林の監督を行ひ銳意森林の復舊増殖に努めて居る。

6 農用林地の設營 燃料、肥料及家畜の飼料は農家の生活及營農上缺ぐことの出来ない物資であつて之が供給を豊にすることは農山村振興上極めて緊要である。而して農家一戸當此等農用林產物年消費量は約四千貫、此の價格七、八十圓に達して居る。然るに全鮮農家の内林野を所有する農家は民有林指導方針の徹底勵行に依つて之が取得上不自由はないが、林野を所有しない約百三十七萬五千戸に達する細農は前記農用林產物の取得困難であるばかりでなく自給肥料の増産、有畜農家の獎勵等にも大なる支障を來すこととなるので、此等林野非所有農家に對し安易に農用林產物供給の方途として農用林地を設定せしむることとし、昭和十年度以降各道一齊に之が設定に着手したが、就中京畿道以南七箇道及黃海道の八箇道は國庫補助に基き既に四萬町歩の設定を了して居る。然るに農用林產物の供給は自力に依る林野の購入、借地、林主との協定、地主の林野提供、勞物との交換等獎勵的手段に依つて合理的に取得可能なるものは之を助長することとし此等の方法に依るも更に取得の方途なき約五十

七萬二千戸に達する細農に對し而、農會等に於て農用林地を設定し極めて廉價に農用林產物を供給せんとするものである。尙一戸當所要林野面積は約二町歩を想定せらるゝも林野の分布狀況に鑑み一戸平均一町歩を標準として居る。

7 民有林野利用區分調査 最近鮮内の耕地は約四百五十萬町歩であるが南棉北羊政策の強化、畜産の獎勵其の他各種產物増産計畫に伴ひ耕地面積の擴大を要すること極めて多く然るに一千六百萬町歩を越ゆる林野は從來治山治水の完成上林叢の構成に重點を置き、就中民有林野の經營に就ては其の伐採を取締る爲自然耕地面積の増加をも制限する結果となつたが、今や各地林相の整備見るべきものがあり、之を森林取締の範圍より解放し自由なる利用を許容するも治山治水上何等支障なき部分尠くないこと認むるので昭和十二年度以降十箇年計畫を以て民有林野利用區分調査を實施中である。本調査は森林として保存すべき地域を保存を要せざる地域を區劃し、前者は今後益々保護増殖を勵行して森林の機能を發揮せしめ、後者は地方の必要程度に應じ漸次耕地・牧地・農用林地等に利用せしめんとするものであるが、其の面積も數十萬町歩に達する見込であるから朝鮮に於ける土地産業の綜合的開發上極めて緊要な調査であつて方に時代の要求に應じ且國土利用計畫の根元を爲すものである。

8 民有火田の新墾取締黃海・平南北・江原・咸南北の六箇道に於ける民有林野並に將來民有に歸すべき國有林野内火田は北鮮開拓事業地域内を除き三十二萬餘千町歩、耕作者十五萬餘千戸に及び、今尙

火田の濫耕の弊害甚しく年々共に新墾面積は増大しつつあるが、之が整理は本地方特有の旱水害の軽減乃至國土保安上最緊要事に屬し其の對策として(一)火田の擴大を防止すること(二)地盤の崩壊を防止すること(三)火田民の定着安定並に營農方法の指導を行ふこと(四)墾耕に伴ふ移住に對する指導並助成を爲すこと等各種の方法を行ふ必要があるのであるが、此等の施設を全面的に行ふことは多額の經費を要し、實現困難なるのみならず、先づ新規の火田開墾を嚴重取締り其の擴大を防止するに非ざれば、他の施設は其の効果を期待し得ざるが故に、昭和十二年度より先づ新墾を取締る爲其の動力となるべき取締機關の充實を圖ることとし森林主事十八名及森林主事補八十八名を配置したのである。

9 林産物 林産額は全鮮を通じて最近一箇年一億圓以上にして、その殆ど全部が鮮内に於て消費されるの外、年々多量の用材・竹材・竹製品等輪移入せられ輪移出としては少量の用材・木炭・栗實を擧げ得るに過ぎず、昭和十一年に於ける生産額は約一億一千八百萬圓その内譯は用材一千八百九十四萬圓、薪材二千八百七十五萬圓、枝葉其の他の林産燃料四千三百二十四萬圓、竹材三十一萬圓、木炭三百三十一萬圓、肥料原料及家畜飼料一千七百一十一萬圓、其の他の副産品五百七十萬圓である。

10 林産副業 朝鮮に於ける林産副業は木炭を始めとし栗・漆・楮・桐等極めて有望なるもの多きに拘らず、從來地方需要の充足を主たる對策せざるに過ぎず、また獎勵方針の確立せるものなく、生産販賣に統制を缺きたる爲、その産額内容に於て見るべきもの少く、僅々六、七百萬圓程度に過ぎないの

は甚だ遺憾である。然しながら林産副業の基礎たるべき空閑地は全鮮到處に散在し、其の利用は地方林業振興上重要な事項であるから、時勢の進運に従ひ昭和八年に林産副業獎勵方針を確立し更に昭和十一年度よりは本府に専務の職員を置き林産副業の基本的調査を行つて居る。

砂防事業

國費繼續砂防事業 荒廢山野の復舊事業は巨額の經費を要するものであるから、先づ試験的に小規模の事業を行ひ、漸次擴張するを得策と認め、大正七年度から忠清南北道地方費に補助金五萬圓を交付し、水源涵養造林事業として錦江支流美湖川流域の砂防造林を實行させ、更に同八年度から年額十萬圓の補助金を慶尙北道及全羅北道の各地方費に交付し、該地方費で洛東江流域の一部並に蟾津江流域中の荒廢山野に於て同様の事業を開始させ、同十年度迄に砂防工事八百九十六町歩、苗木植栽本數四百七十萬本並施行區域内の未立木地に對しては普通植栽二萬一千三百町歩、五千百八十五萬本の植栽を實行した。將來治水上復舊を要すこと認むる地域即ち主要河川流域荒廢地四十七萬町步中約二十三萬五千町歩を先づ第一期事業として三十箇年を以て復舊造林を行ふこととし、砂防工事は國に於て施行し、造林は地方費より補助金を交付して林野の所有者占有者をして實行せしむるの方針を採り特に當面の急務を要する漢江・錦江・洛東江・蟾津江・榮山江・東津江・城川江及大同江の八大河川流域七萬四千八百八十三町歩を十箇年の繼續事業として大正十一年度より着手した。

而して財政上の都合に依り大正十三年度に於ては僅に經費四萬餘圓に減少され、殆ど中止の状態に陥つたが、斯くては治山事業の完成を期する事が出来ないから、従来の普通植栽及天然稚樹地補植に對しては、本事業と切離し國庫及地方費より造林補助金を支出して之が促進を圖ることにし、砂防事業は全鮮十一萬七千八百八十五町歩の要砂防工事地中、荒廢最も甚しき大面積のもの八萬二千町歩を大正十四年度以降三十箇年間に、工事は國費、植栽は所有者・占有者より地方費協力の方法に依り實施することに計畫を改めたのである。

然るに産米増殖計畫の遂行に伴ひ、水利事業著しく擴張され、且着々施行中の治水事業の効果さへ減殺することに道路橋梁鐵道等の被害も亦著しいので、少くとも砂防事業を鐵道水利土木等の事業と並進させることの必要を認め、既定繼續費の年限を繰上げ、年度割支出額を増加し速に砂防事業の進捗を期することにし、前記八萬二千町歩より昭和三年度迄の完成見込面積を差引き、之に要存國有林野内の要砂防工事地を加へ、合計八萬町歩の荒廢林野を昭和四年度以降二十箇年間に復舊することに計畫改訂を爲し、既に議會の協賛を経たる既定繼續費の年限即ち昭和四年度以降同八年度に至る五箇年を四箇年に短縮施行することにし、實行中財政上の都合に依り其の年限を昭和十年度迄に延長施行することに變更せられた。大正十一年度以降昭和十年度に至る十四箇年間に於ける砂防工事面積一萬三千六百九十五町歩、植栽本數五千八百四十四萬九千本である。(昭和十年度分には第二期計畫の分を含む)

窮民救済砂防事業 抑砂防事業の目的は治山・治水に在るのであるが使用する經費の大部分は勞銀で

あるから窮民救済上最も好適の事業である。當時財界不況の結果失業業者續出し、此の儘放置すること遂には救済することが出来ない状態になるから、事業を起し勞銀を撤布する必要があるが、財政の關係上今直ちに國費を以て實施することは困難であるから、昭和六年度より同八年度に至る三箇年間に黃海道を除く各道地方費繼續事業として總額七百五十萬圓の起債をさせ、一萬一千二百五十町歩の砂防事業を施行し窮民救済の一助に爲さん。第五十九議會の協賛を経て着手したが、昭和六年度は年度中途より着手したのこ、諸準備の爲豫定の通進捗しなかつた爲、年限を一箇年延長し昭和九年度に於て完成したのである。而して之が施行箇所は救済事業である關係上必ずしも林野荒廢の程度のみに依らない事とした爲勢ひ各地に分散し昭和六、七兩年度は黃海道を除く十二道管内に於て百六十餘箇所、昭和八年度は同百五十二箇所、昭和九年度は五十九箇所にて實施したのである。

右の如く本事業實施の結果、事業本來の目的たる治山治水の効果は勿論、昭和六、七兩年度に於て三百十六萬三千餘圓の勞銀を撤布した爲、直接地元民の生活を安定させたばかりでなく、納税成績及貯蓄心向上・勤勞精神作興・色服着用・濫突改良の普及等社會各般の施設に對する間接的效果頗る顯著なるものがあり、爲に昭和八年度を以て終了する筈の本事業に對し、繼續施行方の要望切なるものがあつたので次の如き計畫に基き、第二次計畫を立て實施することにした。今既往に於ける實行成績を掲ぐれば昭和六年度以降昭和九年度迄四箇年間に、施行面積一萬七千二百六町歩、出役延人員一千百十萬七千三百十三人、人夫賃金五百九萬四千五百五十三圓である。而して本事業資金としての起債に付ては五箇年据

置十五箇年元利均等償還を爲すものであつて國庫より右元利金の八割を地方費に補助するものである。

第二次窮民救済事業（地方費）

第一次窮民救済砂防事業は昭和八年度を以て大體終了の運になつたが、農村の疲弊未だ癒えず、尙救済事業を要望するに切なるものがあり、且昭和八年夏季各地に豪雨が降り、洪水氾濫して水害甚しく一層疲弊の度を深めたるやう認められたるのに基き、之が救済の爲一年度限りとして第一次の事業と同様の方法に依り第二次窮民救済砂防事業を起し、第六十五議會の協賛を経て事業を實行したのであるが、其の道別割當を表示せば左の通りである。

第二次窮民救済砂防事業道別割當表

道名	事業費總額	施行豫定面積	勞銀撤布見込額	勞働者使用豫定人員
京畿	三五〇,〇〇〇	六四〇	二四五,〇〇〇	五四五、三三三
忠北	一六五,〇〇〇	三〇〇	一五五,〇〇〇	二五、六六六
忠南	二一〇,〇〇〇	三六〇	一四七,〇〇〇	三六、六六六
全北	二二〇,〇〇〇	三六〇	一四七,〇〇〇	三六、六六六
全南	二四〇,〇〇〇	四四〇	一六八,〇〇〇	三七、三三三
慶北	六〇〇,〇〇〇	一,三四〇	四七六,〇〇〇	一,〇五七、七七七
慶南	四六〇,〇〇〇	八四〇	三三二,〇〇〇	七五、五五五
黄海	二〇〇,〇〇〇	一六五	一六三,〇〇〇	一四〇,〇〇〇

平南	七五,〇〇〇	一四〇	五二,〇〇〇	一六、六六六
平北	五〇,〇〇〇	九〇	三五,〇〇〇	七、七七七
江原	八〇,〇〇〇	一四五	五六,〇〇〇	一四、四四四
咸南	七〇,〇〇〇	一三〇	四九,〇〇〇	一〇、八八八
咸北	二〇,〇〇〇	三七	一四,〇〇〇	三、一一一
計	二,七〇〇,〇〇〇	四,七三七	一,八三〇,〇〇〇	四,二〇〇,八八二

時局應急施設砂防事業 現下經濟界の不況に伴ひ、農民の困窮は最も憂慮すべき状態に在つて、之が救済は一日も忽諾に付してはならない。砂防事業は廣大なる地域に於て各地に分散施行することが出来るが、勞働者を集中させず、離農者を生ぜない程度に於て施行し得られるばかりでなく、經費の大部分は勞銀であつて且直營事業なる爲一切の中間搾取がないから、窮民を直接救済する上に最も適當の事業である理に依り、農村窮迫の状態に鑑み、昭和七年九月以降この救済を主目的とする砂防事業を起し、耕地の安定を圖るに共に生活竝に營農の資金を收得せしむることをこころした。昭和七年度に於ける本事業は國費八十萬圓、道地方費百二十五萬圓であつて、何れも直營事業として施行し、且農村窮迫の現状に鑑み工事竝に植栽も事業費を以て支辨することとした。而して道地方費事業は窮民救済事業資金と同一方法に依り起債を爲し、國庫より右元利金の八割を地方費に補助するものとす。

昭和七年度は全鮮に互り百九十九箇所に於て實施し、昭和八年度は前年同額の豫定であるけれども、

幾分集中主義を採り、百五十八箇所に於て實施した。既往に於ける實行成績を示せば左の通りである。

昭和七年度	昭和八年度	昭和九年度 (國費)
施行箇所 百九十九箇所	百五十八箇所	三十九箇所
同 面積 四千二百四十二町歩	五千四百四十四町歩	九百三十二町歩
出役延人員 三百三萬二千四百九十九人	二百六十三萬六千五十三人	五十二萬二千八十九人
人夫賃銀 百三十六萬二百二十圓	百二十九萬二千四百二十圓	二十四萬八千七百十五圓

第二期砂防事業計畫の概要 前述のやうに砂防事業第一期計畫は昭和十年度を以て終了の運びなつたが、尙今後砂防事業を必要とする荒廢林野は十九萬六千町歩(外に林間裸地五萬三千町歩)の大面積に上り、之が爲年々洪水の被害を繰返し治水上一日も放置し得ない狀況に在つて、之が根本的對策として砂防事業の急施に依り荒廢林野の復舊を圖る事は最も緊要なばかりでなく、多額の勞銀撒布を伴ふので大水害に依つて極度に疲弊した農村の救済上效果顯著である事は勿論、年々内地に渡航する勞働者に適當の生業を與ふる結果、其の渡航を緩和するものであるから國庫及道の財政状態を考慮し、昭和十年度以降十五箇年計畫を以て差當り急施を要する箇所中國費及道費を以て十二萬七千八百八十町歩の砂防事業を左の通施行することとした。

年 度	國費事業		道費事業		洛東江流域事業		計
	額	面積	額	面積	額	面積	

昭和十年度	六〇〇,〇〇〇	町歩	一,二六六,八〇〇	町歩	二,七四三,五〇〇	五,九〇〇	四,六〇〇,〇〇〇	町歩
至昭和十一年度	右の内新増							
至昭和十八年度	二八,五六三		一,四三三		二,七四三,五〇〇	五,九〇〇	四,八一〇,〇〇〇	町歩
昭和十九年度	八〇〇,〇〇〇		一,四三三		二,七四三,五〇〇	五,九〇〇	四,八一〇,〇〇〇	町歩
自昭和二十年年度	八〇〇,〇〇〇		一,四三三		二,七四三,五〇〇	五,九〇〇	四,八一〇,〇〇〇	町歩
至昭和二十三年年度	毎年 八〇〇,〇〇〇		一,四三三		二,七四三,五〇〇	五,九〇〇	四,八一〇,〇〇〇	町歩
昭和二十四年度	七〇〇,〇〇〇		一,四三三		二,七四三,五〇〇	五,九〇〇	四,八一〇,〇〇〇	町歩
計	一,七〇〇,〇〇〇		二,二〇〇		一〇,〇〇〇,〇〇〇	二七,二六六,二〇〇	五,九〇〇,〇〇〇	二七,一八〇

然る處昭和十一年夏またまた中鮮以南に大洪水があつて、其の被害の甚大だつたことは彼の大正十四年及昭和九年の大洪水を凌駕するものがあつた。右の様に近時洪水被害が頻發するものに鑑み、根本的對策樹立の緊要であることが痛感されたので、昭和十一年十月總督府に治水調査委員會を開催し、右の對策に付て審議させた處、本事業に關しては既定計畫の繰上げ實施を、現計畫以外の地域に付ての事業計畫の急速樹立を圖るの外輕微な禿裸地及林間裸地に對しての復舊策實施、風水害に因る災害林地の急速復舊等大々に砂防事業の進捗を圖るの要ある旨答申があつたので、右答申に基いて昭和十二年度以降左記に依り全面的に本事業を施行することに計畫を改訂し實行中である。

記

昭和十二年度以降砂防事業計畫

一、國費事業（町當經費人件費を含み昭和十、十一年度五六〇圓、同十二年度以降五〇〇圓）
 第一期砂防事業は昭和十年度を以て終了したので、前記の通第二次計畫を立て實行中のところ、昭和十一年本府に開催の治水委員會の答申もあり、昭和十二年度以降右の計畫を改め次表の通荒廢激甚であつて工事費多額に上り、且技術上特に重要な地域三萬九千五百二十五町歩に對し従前の通國費經營を以て實施しやうとするものである。

年 度	金 額	施 行 面 積
自昭和十九年度 毎年	一、一〇〇、〇〇〇	二、二〇〇町
自昭和二十一年度 毎年	一、五〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇
自昭和二十二年年度 毎年	一、六〇〇、〇〇〇	三、二〇〇
至昭和二十五年年度	一、五六二、五〇〇	三、一二五
至昭和二十六年年度	一九、七六二、五〇〇	三九、五二五
計		

昭和十二年度國費砂防事業各道年度別施行面積表（單位町步）（一）

道 名	自昭和十五年年度 至昭和十九年度 毎年	自昭和十九年度 至昭和二十一年度 毎年	自昭和二十一年度 至昭和二十二年年度
道 名	二八〇	二八〇	四六三
京 畿	一四〇	一四〇	二六〇
北 畿	一四〇	一四〇	二〇三

道 名	全 南	全 北	忠 南	忠 北	京 畿	計
忠 南	二五〇	二五〇	一〇〇	一〇〇	二五〇	二五〇
全 南	一〇〇	一〇〇	六〇	六〇	一〇〇	一〇〇
全 北	八〇〇	八〇〇	五〇〇	五〇〇	八〇〇	八〇〇
慶 南	五〇〇	五〇〇	九四〇	九四〇	五七九	四九五
慶 北	五〇〇	五〇〇	五七〇	五七〇	五七九	六九五
黃 南	一〇〇	一〇〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇
平 南	一〇〇	一〇〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇
平 北	一〇〇	一〇〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇
江 原	七〇	七〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇
咸 南	一〇	一〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇
咸 北	一〇	一〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇
計	二、二〇〇	二、二〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇

（其ノ二）

道 名	全 南	全 北	忠 南	忠 北	京 畿	計
忠 南	六三〇	六三〇	二九〇	二九〇	六三〇	六三〇
全 南	二九〇	二九〇	五三〇	五三〇	二九〇	二九〇
全 北	二五〇	二五〇	一三〇	一三〇	二五〇	二五〇
計	一、一七〇	一、一七〇	一、〇五〇	一、〇五〇	一、一七〇	一、一七〇

河川名
 清江
 大江
 禮成
 漢城
 安城

(其の二)

錦頃江
 萬頃江
 東頃江
 榮頃江
 蟾頃江
 洛頃江
 兄弟山東江
 安邊南大江
 其城南大江
 其他

林業

黃海

1150

平原

1100

平原

1100

江原

1100

咸南

1100

咸北

1100

一八三

計 1100
 150
 5,649
 92

計 6,100

二,960

五,455

二,300

六〇

10,765

七,075

一,966

四,875

100

100

308

1,886

四,651

河川名
 清江
 大江
 禮成
 漢城
 安城
 橋川

慶南
 慶北
 黃南海
 平北海
 江原
 咸南
 咸北

林業

京畿

4,625

忠北

1,014

忠南

5,375

全北

1,100

全南

1,100

慶北

1,100

慶南

1,100

昭和十二年度以降國費砂防事業河川別施行豫定面積 (二)

計 3,100
 一,500
 八五
 一,900
 三,000
 一,000
 三〇〇
 三〇〇
 四〇〇
 七,075
 10,765

自昭和二十三年度至同二十五年年度

昭和二十六年年度

一八二

計

道	名	川	河
京畿	江	成	禮
北	江	漢	安
南	川	橋	錦
全	江	頃	萬
北	江	津	東
全	江	山	榮
南	江	江	榮
慶	江	江	榮
北	江	江	榮
慶	江	江	榮
南	江	江	榮

昭和十二年度以降道費砂防事業河川別施行豫定面積 (二)

道	名	川	河
京畿	江	成	禮
北	江	漢	安
南	川	橋	錦
全	江	頃	萬
北	江	津	東
全	江	山	榮
南	江	江	榮
慶	江	江	榮
北	江	江	榮
慶	江	江	榮
南	江	江	榮

一八七

道	名	川	河
京畿	江	成	禮
北	江	漢	安
南	川	橋	錦
全	江	頃	萬
北	江	津	東
全	江	山	榮
南	江	江	榮
慶	江	江	榮
北	江	江	榮
慶	江	江	榮
南	江	江	榮

(其の二)

道	名	川	河
京畿	江	成	禮
北	江	漢	安
南	川	橋	錦
全	江	頃	萬
北	江	津	東
全	江	山	榮
南	江	江	榮
慶	江	江	榮
北	江	江	榮
慶	江	江	榮
南	江	江	榮

一八六

河川名	河道		計	河道		計
	東	西		東	西	
河川名						
錦						
揮						
安						
漢						
禮						
大						
清						
河						
川						
名						
道						
名						
東						
西						
計						
其						
城						
安						
邊						
南						
大						
川						
江						
他						
計						

(其の二)

東	西	計	東	西	計
東			東		
西			西		
計			計		
東			東		
西			西		
計			計		
東			東		
西			西		
計			計		
東			東		
西			西		
計			計		

三、洛東江流域事業（町當經費人件費を含み昭和十、十一年度四六五圓、昭和十二年度四四〇圓）

洛東江の氾濫に依つて流域住民は永年塗炭の苦を嘗め、殊に昭和八年度は再三の氾濫で水害に依つて莫大の人命財産を失ひ其の慘狀は實に見るに忍びないものがあつたのである。是は全く流域林野の荒廢によるものであつて利害を共にする慶尙南・北兩道相提携して本流域の治山に依つて被害の根本的防除を圖らう。洛東江流域治山事業計畫を樹立し、昭和九年四月十三日附兩道知事連署を以て上申して來たものであるが、兩道管内荒廢林野中國費直營を以て施行しなければならぬ地域を除き全面積五萬八千六百八十町歩を次表の通十箇年に完成しやうとするものであつて、之に要する資金の八割は道に起債させ、之の利子及償還額に對し國庫より七割五分相當額を補助しやうとするものであつて、國

庫負擔に屬する分に付いては一箇年据置、道負擔に屬する分に付いては五箇年据置の後十五箇年、半年賦均等に依つて償還しやうとするものである。尚總經費の二割相當額は地元邑面に於て負擔するものとするこの道別年度別表は次の通りである。

洛東江流域砂防事業計畫表 (十箇年)

道名	經費欄			
	(一) 總額	(二) 國庫負擔基本金	(三) 道負擔基本金	(四) 地元負擔額
慶尙北道	面積	1,000,000	1,000,000	1,000,000
	經費	3,730,000	1,000,000	2,730,000
慶尙南道	面積	1,900,000	1,900,000	1,900,000
	經費	1,767,000	501,000	1,266,000
計	面積	2,900,000	2,900,000	2,900,000
	經費	5,497,000	2,001,000	3,496,000

四、江原道東海岸鐵道保全砂防事業 (町當經費人件費を含み三七〇圓)

近く全通の豫定にある東海岸鐵道の沿線には約二萬一千町歩の荒廢林野があつて、中でも江原道内にある荒廢林野は豪雨毎に夥しい土砂を流出して甚しく河床を高め前例に徴しても、此の儘放置するときは線路及橋梁を屢々脅かすこととなるので、交通保全の爲之を速かに復舊させる必要を認めて、昭和十二年度以降十箇年に約五千町歩の禿裸地に對し左の通砂防事業を施行することとしたのである。本事業は洛東江流域事業と同様事業經費の六割相當額を起債償還の際國庫から補助し、道と地元邑面には各々二割を負擔させるものである。

年	金額	施行面積
自昭和二十二年年度	一八五,〇〇〇	五〇〇町歩
至昭和二十一年年度	一七六,一二〇	四七六
計	一,八四一,一二〇	四,九七六

五、民營砂防事業 (町當經費人件費を含み一四〇圓)

全鮮に互つての荒廢林野中には傾斜が緩かで荒廢の程度も低いものが約一萬七千六百町歩ある。尙アカマツ成林地であつて、其の他の地被物を缺如した所謂林間裸地が約五萬三千三百町歩あつて、何れも現状の儘永く放置するときは年々共に荒廢の度を増し、或は土砂を流出して治山治水の完壁を期し得ないので、國費及道費砂防事業を併行して復舊せしめることとしたが、之等林野は比較的荒廢の程度が輕微なので、國又は道から相當助成するときは一層容易なるので、左の通實施することに計畫を樹立した。

本計畫は昭和十二年度以降十五箇年に互つて實施しやうとするもので、事業費の七割は國庫から補助し、二割は道、一割は林野所有者又は蒙利者に負擔させることとし、尙本事業は林野の狀況が一般砂防地とは其の趣が違ひ、又之等林野の利用狀況等を見ても他と異なるので、砂防事業令は適用しないこととした。(國及道の負擔は道費事業と同様起債に依る)

年 度	金 額	施 行 面 積
自昭和十二年年度 毎年	五一一、〇〇〇 ^町	三、六五〇 ^{町歩}
自昭和十九年度 毎年	八四〇、〇〇〇	六、〇〇〇
自昭和二十五年年度 毎年	八〇七、八〇〇	五、七七〇
昭和二十六年年度	九、九三五、八〇〇	七〇、九七〇
計		

民營砂防事業施行豫定面積表 (單位町步) (一)

道 名	年 度	自昭和十二年年度 至同十九年度	自昭和二十年年度 至同廿一年度	昭和二十二年年度	自昭和廿三年年度 至同廿五年年度	昭和廿六年年度	計
京畿	毎年	五〇〇	八四〇	八四〇	八四〇	八四二	九、八八二
忠北		一五〇	二六〇	二六〇	二六〇	二四〇	三、〇〇〇
忠南		四〇〇	一、〇五〇	一、〇五〇	一、〇五〇	一、一五〇	一〇、六六〇
全北		四〇〇	四五〇	四五〇	四五〇	四七〇	六、七七八
全南		二二〇	一、六四〇	一、六四〇	一、六四〇	一、	二、三三四
慶北		六〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一五九	一三、九五九
慶南		五〇〇	一、〇九三	一、〇九三	一、〇九三	一、一四〇	一三、五三三
黄南		三〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、一五〇	一三、九八六
平南		一〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	二、	二、〇八八
平北		五〇	四三	四三	一	一	五四三
江原		一五〇	二九〇	二九〇	二九〇	二六	二、九〇六
咸南		五〇	二五〇	二五〇	二五〇	二六	二、八二六
咸北		三、六五〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	五、七七〇	二七、九七〇
計							

民營砂防工事河川別施行豫定面積 (一)

六、災害林地復舊砂防事業（町當經費人件費を含み一、〇〇〇圓、江原道八〇〇圓）

林業	計の川南大山東津山津頃錦挿安漢禮大清河														道				
	其	城	安	兄	洛	蟾	榮	東	萬	錦	挿	安	漢	禮		大	清	河	
	計	他	江	川	江	江	江	江	江	江	川	川	江	江	江	江	江	川	名
	二、九八六	二、一八九												三、四	四、九三				黃
	二、〇八八	六、〇三													一、四七	元			海
	五、四三	四、五																	平
	二、九八六	二、七四七																	南
	二、八二六	二、四九四	一、七三	一、五九															平
	九、五七	九、五七																	北
	七、九七〇	三、〇、九三七																	江
																			原
																			咸
																			南
																			咸
																			北
																			計
	七、九七〇	三、〇、九三七	一、七三	一、五九	三、八三九	四、一六三	七、四九	五、九三	九、三三	一〇、五九	四、三六	一、〇七	六、五九八	三、三四	一、四四〇	一、六七			

(其の二)

林業	計の川南大山東津山津頃錦挿安漢禮大清河														道				
	其	城	安	兄	洛	蟾	榮	東	萬	錦	挿	安	漢	禮		大	清	河	
	九、八二二	四、四七七																	京
	三、〇〇〇																		畿
	二、〇、六八	一、六七〇																	忠
																			北
																			忠
																			南
																			全
																			北
																			全
																			南
																			慶
																			北
																			慶
																			南

昭和十一年八月中旬の豪雨と八月下旬南鮮地方に襲來した猛烈な颶風及之に伴つた豪雨に依つて、京畿・忠北・全北・慶北・慶南及江原の六道管内で約四千町歩の林野が崩壊し、激烈な土石流の爲下流地方は夥しい被害を蒙つた。是等崩壊林地を此の儘放置するときは、今後豪雨毎に周圍に擴大して再び大崩壊の原因となる虞があるので、特に急速復舊を要するに認められる一千八百十町歩に對し、復舊計畫を立てた。本計畫は三箇年に事業を完成するものであつて、國有林野に對しては國庫から全額を補助し、其の他の林野に對しては八割を補助し、道費は二割を負擔するものである。

災害林地復舊砂防事業道別年度別表

道名	自昭和十二年度 至同十三年度		昭和十四年度		計	
	總經費	施行面積 町歩	總經費	施行面積 町歩	總經費	施行面積 町歩
京畿道	三三,000	三五	三〇,000	三〇	一〇〇,000	一〇〇
忠清北道	七〇,000	七〇	六〇,000	六〇	一〇〇,000	一〇〇
全羅北道	一〇,000	(一〇)	一〇,000	(一〇)	五〇,000	(五〇)
慶尙北道	一〇,000	一〇	一〇,000	一〇	三三,000	三三
慶尙南道	一五〇,000	一五〇	一五〇,000	一五〇	四五〇,000	四五〇
江原道	一五六,000	一五五	二三三,000	二九〇	五四四,000	六八〇
計	五四一,000	(八〇)	五九二,000	(九〇)	一,六七四,000	(二五〇)

備考

一、括弧内は國有林關係の分を示す。

二、一町歩當單費江原道八〇〇圓、其の他は一、〇〇〇圓とす。

造林貸付並に成功讓與

不要存國有林野に於ける造林事業の經營に關し、舊森林法では單に部分林又は貸付の制を設けたのに過ぎないが、現行森林令は朝鮮の現狀に鑑み、此等の方法を廢し、新に造林貸付に關する制度を設けた。即ち本制度は一般に造林を奨励し、急速に林相の改善を圖らんとする趣旨に出でたるものであつて、造林の目的の下に貸付したる國有林野は、事業成功の時に於て無償にて之を借受人に讓與するの特典を開いたものであるが、爾來之が出願者激増し、逐年造林の進展を見るに至つた。今昭和十一年度末迄に於ける貸付處分累計は八萬二千六百八十八件、面積百三十九萬五千五百二十四町歩で、内既に造林事業成功に因り讓與したものは三萬七千五百二十九件、面積八十一萬六千二百八十二町歩に達してゐる。尙治山事業を促進するに共に用材林を造成し、以て林利の開發を計る目的を以て昭和十二年九月朝鮮林業開發株式會社の設立を見たので、之に對し昭和十二年以降十箇年間に國有林野約五十萬町歩を貸付する豫定である。

國有林野存廢區分調査並に實測及價格調査

要存豫定林野中農耕地として民間に開放するを得策とするもの、又は飛地・境界複雑地等にして管理

保護上民間の經營に移すを有利とするもの約百三十一萬町歩に達する見込であつて、大正十五年度より之が調査整理を行ひ、昭和十一年度末迄に調査の結果、要存の解除したるもの七十四萬九百五十八町歩に達した。而して將來本調査完了の曉には、要存國有林野は約四百萬町歩となり、其の内大學演習林其の他約十二萬町歩を除いた約三百八十八萬町歩が永久に存置せられ、之を周到完全に管理經營せんとするものである。而して昭和八年度末に於ける國有林野見込面積(造林貸付地及縁故林讓與出願地を除く)は五百二十三萬六千町歩であつて、其の内五百萬町歩は之を實測せず、五萬分の一縮尺地形圖に見取にて境界を表示し地積を算定した爲、境界の表示不明瞭であつて面積不正確であるから、北鮮開拓事業に依り整理處分見込面積三十萬町歩を除いた四百七十萬町歩に對しては、昭和九年度以降八箇年繼續事業として之を實測し、前記昭和八年度末に於ける國有林野見込面積五百二十三萬六千町歩に對しては同様昭和九年度以降八箇年繼續事業として價格を調査し、以て國有財産を確保するに共に、適時有利に處分し、森林收入の増加を計るべく計畫を樹て着々實行中である、昭和十一年度迄に於ける實測面積百六萬九千町歩、價格調査面積百十八萬町歩である。

國有縁故森林の讓與

國有林野中には面積約三百五十萬町歩に達する縁故森林を存し、其の大部分は(一)舊森林法施行前より各縁故者に於て適法に占有し禁養し來りたるものなるも、其の林相民有に認むべき標準に達せざるが

爲林野調査に際し國有に査定せられたるもの(二)舊森林法の規定に依る地籍届を怠りたるが爲土地調査に當り國有に査定せられたるもの、並に古記又は歴史の證する所に依り往時寺刹に於て縁故を有するものなるも國有として査定せられたるものなり。而して此等の林野は概ね民有林の間に介在又は隣接し、其の使用の状態・占有の意思毫も民有に異なる所なきにも拘はらず、單に僅少なる林相の相違或は林野調査に土地調査に各適用法令を異にしたる結果所有權を認めらるゝに至らざるものにして、之が爲人民の怨嗟を招き、施政上此の儘放任し難く、速に整理を要するも、各所に散在するを以て管理上國の經營に適せざるのみならず、之を他に處分せんか、縁故者の生活を脅威するの結果を來し、人民の反感を買ひ、民心を悪化せしむるの虞あり、又一方縁故者に在りては縁故林野の歸屬確定せざるため愛護の念薄く爲に林業振興上支障少なからざるものあるに鑑み、此の際各縁故者に讓與し、權利の確定を得しむるは林政上機宜の措置なるを認め、大正十五年四月朝鮮特別縁故森林讓與令の制定に次ぎ同年十二月施行規則を發布し、翌昭和二年二月一日より之を實施するに至り、右縁故林野は舉げて當該縁故者に無償讓與することとし、以て民心の安定に林野の改善促進を圖れり。即縁故者に對しては昭和二年二月一日以降同三年一月三十一日に至る一箇年の法定期間内に讓與の出願を爲さしめ、調査の上處分を行ふものにして、其の受理願件は百十四萬四千五十三件、百十四萬九千九百二十筆、三百四十一萬六千四百三十三町歩なり。之が處分は昭和二年度以降八箇年を以て完了の豫定を樹て豫定の通昭和九年度を以て全部の處分を完了せり。

國有林經營

沿革 國有林野中、國の經營に豫定せる要存豫定林野は約五百十九萬町歩(大學演習林として貸付)に達する見込で、内鴨綠・豆滿兩江の流域に屬する約二百一十一萬町歩の林野(主として現在新義州・渭原・江界・茂山の營林署所轄區域)に對しては、從來營林廠をして之が管理經營の任に當らしめ、其の他の林野三百八萬町歩の區域に對しては地方廳をして森林保護區並に森林監視所等の保護機關を設け、専ら保護取締を爲さしむる外、一方歐洲大戰以來木材需要の急激なる増加に鑑み、之が應急の施設として差當り緊急を要する林野約百四十萬町歩に對し、大正八年以降二十九箇所の山林課出張所を特設して植伐の實行に當らしめて來た。然るに此等の事務事業は上叙の如く本府・地方廳・營林廠等各種官廳に於て行はるゝ結果、其の間事務の連絡統一を缺き、林政上不利不尠少からざるに鑑み、大正十五年六月林政の改革を斷行し國有林の經營・保護民有林の指導獎勵事務等を統轄する爲、本府に山林部を設くるに共に、從來の山林課出張所・營林廠を廢して新に三十六箇所の營林署を特設し、更に昭和四年十一月營林業績の刷新向上を期する爲、之を十九箇所に廢合して經營・保護等營林の實行に當らしめたが、同七年八月十九營林署中八營林署は之を廢止し、其の所轄林野は道に移管し、地方廳に於ては此等林野の管理經營と共に民有林野の助長行政を執掌せしむることとした。而して昭和九年四月更に營林署一箇所及昭和十二年四月二箇所を増設し、道所轄林野の一部を之に移屬したので、現在營林署の管轄は約三百四十四萬町歩に達し、大

體元山林課出張所及營林廠の事務事業を繼承したもので、漸次施設の擴充を期してゐる。

次に森林經營の規程である施業案は從來は主として利用及造林上の必要に基いて應急的な簡易の調査に依り編成し來つたのであるが、最近木材を利用する各種の事業が勃興し、殊に製紙・人絹・人造羊毛無水酒精等の如き木材化學工業やベニヤ板・矧板・コルク板等潤葉樹の利用工業なごが頓に旺盛になつて、其の原料供給の重要資源を包藏する國有林は頗る重大なる使命に直面し、輓近の進歩せる林業技術を用ひて集約的な經營を必要とするに至つたので、從來の簡易調査を改め昭和十二年度よりは毎年三八萬町歩宛を標準として精密な調査に依る施業案編成の實行に着手することとなつた。

營林の狀況 以下營林署に於ける事業の概況を叙述すべし。

イ、所管面積樹種及材積 營林署の所管林野は咸鏡南北・平安南北及江原道の五道に跨り、其の所管面積は約三百四十四萬町歩であつて、成林樹種は概ね寒帶性に屬し、針葉樹七割、潤葉樹三割を占めてゐる。目下用材として利用されつゝある樹種の主なものは針葉樹では、テウセンマツ(紅松)・タウヒモミ(杉)・ヤチダモ及ヲノヲレカンバ等である。

ロ、伐木運材及流筏 鴨綠江流域では、咸鏡南道甲山・三水・長津及平安北道厚昌・慈城・江界・渭原の各郡、豆滿江では咸鏡北道茂山郡、大同江では平安南道寧遠郡、所在國有林から主としてテウセンカラマツ・テウセンマツ・タウヒ・モミ類の丸太柚角電柱材を江原道東海岸森林からアカマツを伐出

する外鴨綠江流域よりナラ・テウセンヤマナラシ・カンバ類・ドロノキ・シナノキ等の潤葉樹をも伐出する。伐採は春より秋迄行ひ運材は十月迄は軌道に依り十一月以降は積雪を利用して専ら牛曳に依る。而して鐵道輸送に依るものゝ外當年伐採したものは翌春解氷を待つて流筏に依り市場に搬出するのである。

流筏は通例四月開始して五月より九月迄が最盛期で、十月に終了するのが常である。之に従事する筏夫は作業困難な上流では内地人筏夫を使用し、下流では朝鮮人筏夫を使用して居るが近時朝鮮人筏夫の技倆上達し其の従事員數も漸次増加しつゝある。

ハ、漂流木整理 明治四十二年三月鴨綠江探木公司と漂流木整理方法に關し協定を遂げ、朝鮮側に漂着のものは營林廠に於て、滿洲側に漂着のものは伐木公司に於て整理することとし、更に大正三年委員を設け整理上同一歩調を取ることを協定した。又同七年二月豆滿江の漂流木整理に付いても亦間島延吉道尹と商議して同一歩調に依ることとした。爾來以上の方法に基き整理して來たが、同年六月朝鮮水難救護令及附屬法令を改正し、次で大正十五年六月營林署官制公布と共に、此の兩江の漂流木に關しては營林署長其の職務を行ふこととなつた。近時流筏作業の發達と諸設備の充實とに因つて、漂流木は著しくその數が減少して來た。

ニ、製材 鴨綠江流域に於ける生産材の過半を新義州營林署製材所に於て製材し、主として建築用材・鐵道枕木・箱材等を製作するの外、昭和十二年度より江原道に於ける潤葉樹材を京城及江陵營林署の

山地製材所に於て製材し、主として羽目板・床板等の加工品を製作してゐる。現在に於ける製材所の設備は工場數六(内新義州四)、動力八百三十馬力(内新義州七百七十馬力)を有し、その製材能力は一箇年原木二十六萬立米(内新義州二十五萬立米)、製材十七萬五千立米(内新義州十七萬立米)、である。

ホ、販賣 製材(原木及製材品)の販賣は、往時は専ら鮮内に於ける官用材にのみ供給し來たが、森林の開發促進の必要上逐年生産材の増加を圖り、大正初年より一般民間の需要に應ずることとなつた。而して木材の需要は一般經濟狀勢に支配せらるゝ外輸移入材の多寡・滿洲側の購買力の盛衰等に依り過去に於ける其の業績常に一樣でないが、創始以來銳意生産費を節減して低廉販賣の實行に努め、博覽會其他の機會を利用して販路の開拓に努め、或は又代金延納制度並大口取引制度等を設けて製品の賣捌を圓滑迅速ならしむる等、生産に取引に改善を加へ大いに之が宣傳に努めたる結果、近時製材の美點が世に認められて、内地方面の需要を喚起するやうになつた。殊に滿洲事變以來對滿輸出激増して、其の販路は益々廣汎になつた。

ヘ、立木拂下 立木拂下は民間企業者に於て容易に事業を經營し得る箇所にして、國有林經營上支障なき範圍内に於て年々一定の數量を限つて之を實行してゐる。最近五箇年間の拂下數量を掲記すれば左の通である。

立木拂下數量及價格

年 度	材 積	價 格	年 度	材 積	價 格
昭和七年度	一、三四五、八三五 ^{立方米}	一、〇七、四三三 ^円	昭和十年度	一、四二二、六四二 ^{立方米}	二、三三、四五三 ^円
同 八年度	一、五五三、六六三	一、六三、六五四	同 十一年度	一、六三三、三三六	三、〇七六、〇三三
同 九年度	一、五三四、三三三	二、二七、〇三三			

ト、森林土木 森林土木は主として斫伐林地の開発・利用の集約増進及輸送力の確保を目的とする運材軌道の敷設、流筏水路の改修、林道の開鑿及交通通信施設である。此等の施設は斫伐量の増加と共に逐年擴充されつゝあるが林地の變遷に伴つて其の數量は常に一定しない。

チ、森林鐵道 林産物の利用増進を圖る爲昭和四年度より同八年度迄の間に於て經費百十四萬九千圓を以て平安北道厚昌郡東興面南社水流域に森林鐵道四八・三籽(軌間二呎六吋軌)を敷設した。右の外北鮮開拓事業の一部として昭和七年度から惠山線及白茂線に連繫する森林鐵道(二三三・四籽)及軌道(二六四・九籽)を敷設し、尙山地に簡易製材工場を設けて、白頭山を中心とする北鮮の豊庫を開發する計畫の下に目下實行中で其の一部は既に完成して利用されてゐる。

リ、造林 國有林の造林事業は明治四十四年以來林地の實況に應じて人工植栽又は天然生育等に依り實行してゐる。即ち人工植栽は未立木地の如き大部分天然生育不能なる箇所或は特に地位優良なる林地

に對して之を行ひ、伐採跡地の如きは天然生育に依ることとし成るべく母樹の殘存を圖り、且天然下種に依り成林を容易ならしむる爲整地を行ひ又稚幼樹の成育を促進する爲成林撫育をなし以て更新の達成に努め其他附帶事業として播種地に對する補植手入、防火線の設定苗圃の經營をなしつゝある。然れ共從來財政の關係上其の施設餘りに小規模にして、植伐の均衡を得ず將來の林利の保續上大いに考慮を要すべき状態にありたるを以て、昭和十年度に於て造林計畫を改訂し一部事業量を増加し目下實行中である。最近五箇年間の造林面積を掲記すれば左の通りである。

年 度	新 播 種	天然生育 補 播 種	天然下種	成林撫育	計
同 七 年 度	七、六六八 ^{ha}	—	一、五六八 ^{ha}	三、七二八 ^{ha}	一一、一六三 ^{ha}
同 八 年 度	八、二九六	—	一、三五五	四、五五九	一四、二二二
同 九 年 度	九、四三六	—	八〇〇	一〇、八七一	二一、〇九七
同 十 年 度	五、二四〇	—	一、二二二	一九、一六三	三〇、八八九
同 十 一 年 度	四、五四二	八、〇七六	一、〇〇〇	一九、〇〇五	三三、〇三三

北 鮮 開 拓 事 業

北鮮地方中鴨豆兩江の上流地帯である平安北道江界・慈城・厚昌、咸鏡南道長津・豐山・三水・甲山及咸鏡北道茂山の八郡は所謂山地帯であつて、全管の七割即ち面積二百十六萬町歩(約一千四百方里で内地(四國地方の面積よりも

尙廣大)は要存豫定國有林野を以て占めてゐるが、林相は良好で鮮内隨一の密林地帯を包蔵し、其の林力は無盡の寶庫と稱せられ、現に之が施業經營は地方に於ける産業經濟の重點を成してゐる、併し乍ら從來交通運搬の利便を缺ぎ爲に林木の伐出利用は纔に水運の便ある地域に限られ其の多くは徒に枯死腐朽に委するの外なき状態であり、而も一方保護機關の手薄に乗じ漂動跋扈する火田民の火耕に因つて、年々廣大なる美林の燒燼せられ、且林内隨所に存在する肥沃な農耕適地も遂に荒蕪地化するに至る等天物暴殄の甚しきものがあつたので、速に之が利用開發を保護増殖を圖り、一面既往の火田民に對しては之が善導定着を策すると共に農耕適地等は進んで之を開放處分し、仍て以て地方開發の實を擧ぐるの要急切なるものあるを認め、昭和七年度以降十五箇年間の豫定を以て實施に係る北鮮開拓事業計畫に於ては、總額一千二百十八萬三千圓の經費を以て、(一)森林の利用開發(二)火田民の指導及農耕適地等の開放處分(三)森林の保護に關する施設の實行を企圖し、事業に着手したが、其の施設概況を述べれば左の如くである。

(一)森林の利用及開發 本施設は林木の利用價值比較的多く、且農耕適地の開放上急速伐採を必要とする等の事情ある地方より着手することとし、先づ以て白頭山を中心とする森林約八十萬町歩を目標とし、白茂線及惠山線を連繋する森林鐵道(九線、二)を敷設するの外、之が附帶設備として山元より森林鐵道まで軌道(二六四)を敷設し、又山地に簡易製材工場(二二二)を設け、以て林産物利用の増進と收益の増加を圖らんとするものであつて、昭和七年度以降調査設計を行ひ、同九年度に於て着工を見現

に實施中である。

(二)火田民指導及農耕適地等の開放處分 本施設は既往の火田民四萬戸二十數萬人(開拓事業計畫に於て在調に據り三萬餘戸、十八萬人と豫定せるも)に對し其の漂動懶惰の惡癖を矯正し、勤勉な自作農として定着せしめ繁榮ある山村を建設して拓地殖民の先驅たらしめんとするものであるが、之が實行に方つては現地の耕作を其の儘認容するを原則とし、國土保安並に營林上特に廢耕せしむるの要あるものは新に國有林野内農耕適地中より替地(但し現住地方に於て供與すべき適當の替地)を選定供與し、且此等火田及替地は實査の上各人に無料貸付を爲し、爾後火田民が定着したときは之を讓與するの方針を以て目下銳意之が調査に努めてゐる。而して火田民に對する主副業の指導獎勵其の他定着上必要な施策の實行に付ては特に現場に指導機關を配置し、其の周到適切を期するの必要を認め、昭和七、九、十一の三箇年度に互り山農指導區六十一箇所(指導手一)及同監督事務所六箇所(各所監督技手一名の外關係營林署及郡職員の一部を兼勤せしむ)を配置し、既に夫々實情に即した實施計畫に依り農法の革新・副業の普及・燃料消費の節約其の他生活の改善及矯風教化の實を擧ぐるに努むるの一面、火田民をして指導區の區域を單位とする山農共勵組合を組織せしめ、其の自覺自制に基く自治的活動を促してゐるが、事業開始以來日猶淺きに拘らず、火田民は漸次官の施設を理解し、其の指導獎勵に對し眞に悅服するの傾向を生ずるに至り、成績頗る良好である。

尙地域内林野中には約三十餘萬町歩の農耕適地等を有するが、此等の土地中火田民の定着用地とし

て必要ならざる地域約二十餘萬町歩は殖民興業の趣旨に基き、一定計畫の下に廣く一般に開放處分することとし、既に其の所在地域面積其の他處分上必要な事項に關し、豫察調査を了し既に處分を開始せるが、内五、三一八町歩は既に開墾・牧畜・植樹の目的を以て貸付を了し、又鮮滿拓殖株式會社に對し農耕適地等約八萬町歩を貸付の見込なり。

した。

(三) 森林保護 前述の如く既住の火田民に對しては極力之を善導し定着を策すに雖、今後新規の冒耕は絕對禁遏するは勿論、其の他の被害に付ても之が爰減を期し、以て森林の保護増殖を圖るを緊要とするが、從來地域内に於ける森林主事一名當の平均擔當面積は二萬四千町歩^(一五方)又一森林保護區の平均擔當面積は四萬一千町歩^(二六方)の多きに及び其の配備頗る稀薄であるが爲之が擴充整備を圖り、森林保護の完全を期することとし、昭和七年度及九年度に於て森林保護區十一箇所を増設し、且森林主事十一名及森林主事補二百四十二名を増配し、既設機關を併せ其の不斷の活動を促すに共に、既住の火田民及一般地元住民等に對しては常に開拓の趣旨を周知理解せしめ、其の自覺を森林愛護の實を擧ぐるに努め來つた結果、森林の被害は著しく減少し、火田の新規冒耕の如きも、漸く其の跡を絶たんとするの實狀であつて、豫期以上の好成績を收めてゐる。

林業試驗

朝鮮は大陸の氣候に支配せられ、山野荒廢の程度森林植物の種類及分布、林木の生長等内地に著しく其の趣を異にし、從て殖林上試験及調査を要する事項少からざるを以て、本府は大正二年より京城及光陵に苗圃を設け、専ら朝鮮産主要樹種の養苗に關する研究を行ひ、併せて森林植物の調査を實施し來りたるも、尙林業全般に互りて研究する能はざりしを以て、同九年より完備せる林業試験場の設立に着手し、同十一年八月京城郊外清凉里に本場を創設し、庶務・造林・保護・利用及施業の各係に分ちて組織的に諸般の調査及試験の業務を開始し、昭和四年六月光陵出張所の設置を見たり。現在技師五人、厨二人、技手十五人を置き、最も急を要する造林及施業に關する試験及調査並に林木の適地及分布の調査研究に主力を注ぐと共に、製炭の改良・椎茸の栽培・松姑蜥及金龜子の驅除豫防に關しても之が調査研究を行ひ、併せて一般の依頼に依る林木種子の鑑定・質疑の應答及他官廳の主催に係る林業講習會に職員派遣の需に應じ、尙試験及調査の結果は其の都度刊行して林業關係官廳其の他に頒布周知せしめ、指導應用の勸奨を圖り産業開發に努む。

一一 商業

朝鮮人の商業

古來朝鮮人の取引の大部分は、市場に於て行はれるのが一般の慣例である。近時店舗を常設して商業に従事する者漸次増加するに至つたが、此等在來市場は依然地方重要な商業機關にして、昭和十一年末に於ては全鮮を通じて其の數一千五百七箇所、其の取引額一箇年三億一千四百萬圓以上に達してゐる。此等の市場は大概毎月五、六回定期開市せられ、市日には附近の住民は勿論遠く八九里の地より購客來集する。本府は大正三年九月市場規則を發布し、市場組織及監督に關する詳細の規定を設けた。在來市場には客主・居間・監考・典當取引機關がある。

イ、客主。本來の業務は委託を受けて取引を爲し、又は手形の引受・割引・貸金及貨幣の交換等を爲し併せて顧客を宿泊せしむるものであつて、其の商行爲する所恰も内地に於ける問屋業に似てゐる。其の委託販賣を爲す貨物は穀物・牛皮等であつて、客主は絶えず市場の相場を通報し、委託者は機を見て其の所有貨物を客主に送り、指定價格を表して販賣を委託し、之と同時に客主は委託者に對して預り證書を交付し、委託者の指定價格を以て販賣したるときは、所定の口錢其の他諸經費を控除して残額を委託者に交付するものである。

ロ、居間。賣買兩者の間に介在して諸般の周旋を爲し一定の口錢を受くるを本業とし、恰も内地の仲立人同様であつて、常に店主の店舗に出入し、其の依頼を受けて賣買者を探索紹介し、賣買成立の時、報酬として口錢を得るものである。又居間には一定の出入客主を有し、其の使用人となつて周旋の勞に當る者がある、稍客主業と相似てゐるが、客主は委託者の爲に賣買を紹介するに同時に表面自ら取引の營業者であるが、居間は單に賣買業を紹介するに止まり、取引に關して何等關與しない。

ハ、監考。地方に依りて其の取扱ふ商品一定せざるも、市場取引の米穀は賣買者自ら之を商量せず、必ず監考の升量を受け其の手数料として一升に充たざる端數の米穀を收受するの慣習がある。然れども市場規則の發布と共に今や殆ど其の跡を絶たんとしてゐる。

ニ、典當業者（質屋）。多くは金貸業者の一部分が兼業として之を營み、純然たる典當業は殆ど無い。典物は概ね金銀細工・衣冠・家具及什器等であつて、貸金の比準は借主の信用に依り異なるも、評價の三割乃至五割を以て普通とし、期限は一定せざるも、普通の典物に在りては三箇月を以て一期とし、金銀の如き價格の變動の少きものに在りては少し長い。細民に融通する場合は時期の頗る短きものあり、然し何れも利息支拂に依り延期し得るに及流質となりたる場合典當權者當然典物を賣却處分し得ることは、内地質屋業と異ならない。

其の他商業機關として契等に關する慣行あるも、行政の刷新と共に漸次舊來の面目を改めつつある。

内地人の商業

併合以前に於ける内地人の商業は概ね京城・仁川・釜山・馬山・群山・木浦・大邱・元山・清津・平壤・鎮南浦・新義州等内地人の集團地を中心とし、其の附近を範圍としたが、併合以來諸般施設の發展と共に、今や都鄙の別なく到る處之を見るに至つた。内地人の商業は穀物・海産物・牛皮等朝鮮物産の輸出又は各種雜貨・綿絲布類・肥料・石油・砂糖・燐寸等の移入貿易を主とし、各種商品の卸賣小賣に従ふ者亦多く、日用雜貨・呉服・酒・醬油・文房具・菓子・荒物及青物類の商品は概ね京城・仁川・釜山等の卸商より各地の小賣商に供給せられる。

會社

會社の設立に對しては明治四十四年一月施行の會社令に依り許可主義を採用して來たが、朝鮮人經濟力の發展著しく、知識の程度一般に向上して會社に關する理解亦進歩し、且朝鮮に於ける内地人の企業漸次其の發展を見るに至つたので、大正九年四月一日該令を廢止した。但保險業・有價證券の賣買若は其の仲立業を目的とする會社に限り、其の事業の性質上一般の自由に放任する時は種々の弊害あらんことを虞れ、之が取締に關する特別法令の實施を見るに至る迄當分従前の會社令を適用してゐる。會社設立の狀況は産業の發達に伴ひ大規模の企業漸次増加し、殊に近來各種工業を目的とする大會社の設立せ

らるるもの多きを加ふる傾向を示してゐる。

朝鮮に本店を有する會社營業種別

年次	農林業	商業	保險業	金融業	運輸及倉庫業	工業	鑛業	水産業	電氣業	雜業	合計
昭和十一年末	六	六一	二	一〇三	一〇七	六八	五	三六	三六	一四	二、七三

朝鮮に支店を有する内地會社營業種別 (但し鮮内支店數を示す)

年次	農林業	商業	保險業	金融業	運輸及倉庫業	工業	鑛業	水産業	電氣業	雜業	合計
昭和十一年末	七	三五	一三	九	八	四	元	四	一	一五	一八三

朝鮮に支店を有する外國會社營業別

年次	農林業	商業	保險業	金融業	運輸及倉庫業	工業	鑛業	水産業	電氣業	雜業	合計
昭和十一年末	一	六	一	一	五	一	一	一	一	一	三一

取引所及正米市場

取引所 取引所に關しては明治三十二年領事の認可を得て設立したる株式会社仁川米豆取引所を認容せる外、一切取引所の新設を許さなかつたが、最近朝鮮の産業及經濟界進展の實狀に鑑み取引所制度確立の必要を認むるに至つたので、爾來慎重に之が調査研究を重ね、昭和六年五月朝鮮取引所令を、同九月

其の施行規則を制定發布し、以て取引所に關する根本方策を樹てた。而して新令に於ては取引所は會員組織に依るを原則とし、有價證券取引市場は凡て之を取引所と看做し、取引所令に依るに非ざれば之が設立を爲し得ざらしめ、新令公布の際現に存したる株式会社仁川米豆取引所及株式會社京城株式現物取引市場は取引所として之が營業繼續を認め、又兩會社の合併を爲し得る途を開いた。而して從來穀物現物市場に於て行はれた穀物の延取引は取引所取引に吸収せしめ、取引所以外の市場にては行ふことを得ざらしむるに共に、更に市場規則を改正し、既存の京城・群山・木浦・釜山・大邱・鎮南浦・新義州・元山及江景の九現物市場に付ては一箇年の猶豫期間を置き之を廢止することとし、(昭和七年末限り廢止)新令實施と同時に群山・木浦・大邱・釜山・鎮南浦の五箇所に會員組織米穀取引所の設立を免許した。又株式會社仁川米豆取引所及株式會社京城株式現物取引市場は同一月一日合併の認可を受け、新に株式會社朝鮮取引所を設立し、従前通り仁川に於ては米豆の清算取引を、京城に於ては有價證券の清算及實物取引を行つてゐる。

正米市場 朝鮮取引所令の發布に伴ふ市場規則の改正に依り、穀物現物市場は昭和七年末を以て其の存在を失ふに至つたので、此等の市場にて行はれたる直取引の爲、別に正米市場規則を發布し(昭和六年九月)取引所以外に於ける正米の取引を行ふ市場を統制することとなつた。即ち取引所以外に於て米穀の賣買取引を目的とする市場は之を一般市場に關する規定たる市場規則より除外し、本則に據らしむることとし、之が設置には朝鮮總督の許可を必要とし、而も經營の主體は營利を目的とせざる法人又は米の賣買若は

仲立を業とする商人の組合たることの制限を設け、且賣買の受渡期限は五日を超ゆることを得ざらしめ、差金の授受に依る決済は一切之を認めないことをした。

正米市場は(昭和十年十月)釜山穀物商組合の經營する釜山正米市場(昭和七年十二月)一あるのみである。

商 工 會 議 所

商工會議所は商工業の改善發達を以て其の目的とする重要な機關たるに拘らず、從來何等據るべき法規なく、其の事業遂行上將又監督上遺憾が少くなかつたので、大正四年朝鮮商業會議所令を公布實施した。同令施行前に於ける會議所は内地人の設立に係るもの十一、朝鮮人の設立に係るもの十四を算し、多くは府制施行地に於て内鮮人各別に之を設立したるが、會議所として存立の意義を有せざるもの少くなかつたので同令の施行と共に之を整理し、一地區一會議所として内鮮人協力して商工業の發達を圖らしめることをした。爾來星霜を閱するに十五年同令も亦長足の發達を遂げ、殆ど其の面目を一新せる朝鮮の實情に副はざるものあるを認めため、更に昭和五年之を廢して新に朝鮮商工會議所令を公布し、時代の要求に應じ名稱を商工會議所と改め、純然たる商工業者の自治機關とし益其の機能の發揮に資することをした。現に存する會議所は京城・仁川・開城・大田・群山・全州・木浦・光州・大邱釜山・平壤・鎮南浦・新義州・元山・咸興・清津の十六にして此の外商工會議所の綜合機關たる朝鮮商工會議所がある。

重要物産同業組合

從來朝鮮に於ても同種の業を營む者相集り其の營業上の弊害矯正、共同利益の増進を以て以つて申合規約に依り組合を組織したものがあつたが、概ね社交的團體たるに過ぎずして何等成績の見るべきものなきのみならず、却て諸種の弊害醸成の虞があつたので、明治四十四年十一月機宜の措置として同業組合の設置・役員の選任・經費豫算及定款の變更等主要事項に付ては地方長官の認可を受けしめ、夫必要なる指導及監督を加へ來つたが、法規上の根據なく、爲に組合の基礎薄弱なるを免れず、組合業務の遂行上の不利不尠少からざるのみならず、官廳の監督亦充分なることを得ざる憾があつたので、大正四年七月朝鮮重要物産同業組合令を公布し、同年十一月一日より之を施行し、一面同業組合を設置し得べき業の種類を米・大豆・家畜・家禽及其の畜産物、毛皮及毛皮製品・棉花・繭・蠶種・桑苗・果實・織物・紙・醸造品・白蔘・木炭・製材及其の生産、製造若は販賣又は之と密接の關係を有するものに限りたるが昭和十年電球及珙瑯鐵器を又昭和十二年人絹織物、ゴム靴及靴下を追加せり。本令に依り重要物産同業組合の設置を認可したるもの、昭和十二年三月末現在に於て織物・酒造・紙物・穀物輸出・木炭・電球・珙瑯鐵器・人絹織物・靴下の同業組合各一、人蔘同業組合二、ゴム靴同業組合三、蠶種同業組合四、果物同業組合八、同聯合會一、合計二十七に達し、何れも製品の検査を勵行して品質の整理統一を圖り、或は原料品若は事業用品の共同購入又は製品の共同販賣を行ひ、以て生産費の軽減、販路の

擴張を圖り或は紛議の調停又は仲裁判斷を爲す等、同業組合所期の目的を達する爲、相當活動を爲してゐる。因に畜産同業組合及同聯合會は農會に統一せられたる結果、昭和八年三月三十一日限解散した。

産 業 組 合

産業組合制度は産業の現状に照らし最も緊要の施設たるを認め、大正十五年一月制令第二號を以て朝鮮産業組合令を公布し、同年三月一日より之を施行した。本令は大體其の範を内地産業組合法に採りたるも、信用事業は既に金融組合制度の施行せらるるありて相當の發達を示したので、之を重複するを避け、産業組合は其の業務の範圍を販賣・購買及利用の三種に限定し、内地に於けるが如き信用組合制度は之を除外した。而して組合の設立に付ては制度創始の際徒に數の多きを望まず、先づ優良なる組合の設立に努め、且設立後に於ける之が監督を周密にし、以て將來本制度の堅實なる發達を期するこゝに努めた。因に同令に基いて設立を許可せる産業組合の現況は昭和十二年九月末に於て組合數百十、組合員數約十四萬人、出資金二百二十五萬二千圓、積立金二十四萬三千圓、借入金六百七十四萬三千圓、事業高千九百五十萬圓である。

石 油 業 取 締

最近國內に於ける石油の需要は著しく増加し、加ふるに内外情勢の急激なる變化に依り石油業は産業

上、國民經濟上、將又國防上頗る重要な地位を占むるに至りたるに拘らず、國內に於ける之が資源は極めて少く製油業亦不振の状態にあるに鑑み、昭和九年七月一日より石油業法を實施し石油精製業及輸入業を許可事業とし、毎年の事業計畫に對しては認可制を採り又業者には常時一定量の石油の保有をなさせしめ、其の他業者の營業に關し諸般の監督命令を發し得るこゝに努め、以て石油業の確立保護及石油供給の圓滑を期し斯業の健全なる發達を圖るこゝに努めた。而して現在本法に依り許可を受けたる石油精製業者は元山に於ける朝鮮石油株式會社及釜山立石商店の二社であり、又輸入業者は内國會社五社、外國會社三社、合計八社であつて鮮内に於ける需要の大部分は之等にて供給してゐる。現在の需要高は揮發油一二五、〇〇〇軒、重油一二五、〇〇〇軒、燈油八〇、〇〇〇軒、輕油及機械油各二七、〇〇〇軒であるが、各種産業、交通の發達に伴ひ最近の需要増加は殊に著しく揮發油、重油の如きは三割内外の増加を示し數年後には現在に倍加する需要を見るべく、之が爲本府に於ては可及的鮮内工場に於ける之等石油の増産を促し他方人造石油製造事業法に依る石炭低溫乾餾事業及石炭液化事業を助成して埋藏量豊富なる褐炭の利用に依る揮發油、重油等の増産を圖り、尙アルコール工業の振興を圖り揮發油及アルコール混用法を實施する等専ら液體燃料自給自足の域に達せしむべく努力中である。

商 工 獎 勵 館

商工獎勵館は本府の經營に係り、從來殖産局商工課に附屬したのであつたが、其の活動を自由ならし

の十分なる機能の發揮に便する爲、昭和四年四月商工課より分離して獨立の一部課として認めらるゝに至つた。

本館は廣く朝鮮の資源及物産を網羅展示して朝鮮の産業狀況を明にし、其の發達促進を圖るに共に、一面多額の輸移入ある内地及外國商品の蒐集陳列、商工業に關する圖書其の他の刊行物の發行、蒐集及供覽等の方法に依り、當業者をして産業の改善、商品の改良及販路の擴張に資せしむるの外、名古屋工業館・仙臺市朝鮮館・哈爾濱商品陳列館及朝鮮郵船株式會社所有船内地上海浦鹽就航船室の一部を借受け朝鮮物産を陳列し且統計・圖表及説明等を掲げて一般の觀覽に供し、尙内外の出入多き朝鮮ホテル及東京・大阪・下關に於ける鮮滿案内所等にも輸移出向の朝鮮物産を陳列して産業事情の紹介に努むるに共に本府東京事務所の一部に朝鮮に於ける資源及産業の狀況各種施設並其の成績等を示すべき出品物を蒐集陳列して朝鮮事情の周知徹底に資本及企業の誘致促進に資し、帝都に於て廣く朝鮮物産の販賣斡旋の衝に當り其の眞價の發揚に商團の擴張に資する等積極且動的活動に任すべく銳意努力してゐる。

右の外本館に於ては機に應じ各種展覽會・品評會及産業に關する諸集會を催し、尙内地又は疆内各地に開催せらるる各種展覽會及即賣會等の出品の斡旋、參考品の貸與及統計圖表の調製等に應ずるに共に、見本市・展示會又は宣傳會の開催に利用せられ、此等催しに對しては常に銳意後援助成の勞を採り遺憾なきを期して來たが、本館本來の使命に鑑み、特に商品の調査に力を注ぎ、地方物産の産額・産地・生産狀況・品質・價格・包裝・意匠・集散及需給の狀況、代用品又は競争品との關係、需要地に於ける民度及嗜好、輸送経路、輸送機關、税金及運賃等の生産機構乃至取引組織等を闡明にするに共に、一面關係官公吏及主要なる當業者等に就き商品に關する研究批判を徴し、商品價値の向上を圖り、更に進んで取引の斡旋を爲し、以て朝鮮物産の販路の擴張を圖る等、銳意積極的活動に努めてゐる。

二二 工業

工業の概況

朝鮮の工業は往時相當の發達の途げたこゝがあつたが、漸次衰退し李朝の末期に在つては纔に機業・窯業・製紙業・皮革業・醸造業・金屬工業等の家内工業又は小規模工場工業に其の片影を留むるに過ぎず、産額は少く而も技術の幼稚、器具の不完全等の爲製品頗る粗惡にして一般の需要を充す能はず、日常必要品の多くは之を輸入に俟つ状態であつたが、本府は施政以來銳意之が改善を發達に努めた結果、之等在來工業品の品質は漸く改善せられ、産額も亦増加し來たれるに共に、朝鮮人の工業に關する知識啓發せられ、工場經營を試みるに増加し、且内地資本家の朝鮮進出を爲す者多きを加へ紡織・製絲・製鐵・パルプ・硬質陶器・セメント・製粉・麥酒・製油・硫安・硬化油・金屬精鍊・石炭液化・石油精製等各種の大規模工場が設立せられるに至つた。殊に滿洲國の建國、日滿新交通路の開通以來滿蒙に對する經濟進出上朝鮮の地位有利なるを認め、或は朝鮮に於ける各種工業資源の開發に着目し、各種の事業を目論むもの益増加するに至つた。昭和十一年に於ける工業額概算は七億二千八百六十九萬圓、此の内二億二千八百二十萬圓は家内工業又は副業の所産である。

業種別工業産額 (昭和十一年概算)

工業

二二一

紡織工業	九千八百三十五萬圓
金屬工業	三千三百十七萬圓
機械器具工業	一千三百九十一萬圓
窯業	二百八十一萬圓
化學工業	一億九千五百六十五萬圓
木製品工業	一千十萬圓
印刷及製本工業	一千三百二萬圓
瓦斯及電氣工業	三千九百九十萬圓
食品工業	一億九千八百六十四萬圓
其他工業	一億四百二萬圓
計	七億二千八百六十九萬圓

家内工業

機業 機業は朝鮮農家に於ける最重要なる副業であるので、共同作業場の設置補助、指導員の配置等諸般の施設に依り、之が改善發達に努めてゐる。

イ、木綿織物 朝鮮に於ける綿布の家内工業に依る生産額は昭和十一年五百六十八萬圓で此等は農家婦女子の副業的産物にして棉花を手紡し、居坐機にて製織する手織白木棉の粗なるものである。近來紡績綿を用ひ、ボタン織機又は足踏織機を以て製織するもの漸次増加して來た。

ロ、麻織物 在來の麻布は苧布と大麻布であつて、夏の衣料・喪服・帆・袋及雜用に用ひられる。苧布の主産地は忠清南道・全羅南道・慶尙南道であつて、大麻布は慶尙南北兩道・平安北道・江原道・咸鏡南道等に産し、孰も手紡麻布にして農家の副業として主要なるものである。最近紡績麻絲を以て製織するもの増加しつつある。昭和十一年に於ける家内工業所産のものは六百五十三萬圓に達する。

ハ、絹織物 慶北・平南・咸南・全南・平北を主産地とす、多くは明紬と稱する平絹の類であつて、慶尙北道尙州、平安南道成川・徳川、平安北道泰川・寧邊・熙川、咸鏡南道永興等の産最も有名である。昭和十一年家内工業産額四百五十九萬圓に達する。

陶磁器製造業 高麗時代隆盛を極めた朝鮮の陶磁器業も、時勢の變遷と共に衰微し、李朝末期に在りては殆んど見るべきものがなかつたが、當局の指導獎勵に依り、近時漸く復興を見つつある。元來朝鮮には到る處陶磁器原料頗る豊富であるので、斯業の將來は極めて有望である。

本府は補助金を交付し、共同作業場を設置せしめ、技術の改善と斯業の發展に資してゐる。昭和十一年中の家内工業所産に係るもの二百六十二萬圓、製品の多くは食器類等の日用品である。

朝鮮紙製造業 朝鮮紙は有望なる家内工業品の一であつて、楮を主原料とする手抄紙である。朝鮮在來の抄紙法は方法、器具ともに原始的且不完全にして製品も極めて粗雑であつたが、當局の指導獎勵に依り近時著しく品質が改善せられた。

本府は年々補助金を交付し、各地に共同作業場を設置せしめ、之が改善發達を圖つてゐる。昭和十一年に於ける産額は二百十七萬圓、多くは鮮内にて消費せられるが密紙用・包装用・衣服中入用等にして滿洲方面へ輸出せられ、今後益々有望視せられてゐる。

酒類醸造業 朝鮮に於ける在來の酒類の主なるものは藥酒・濁酒及燒酎であつて、其の他白酒・過夏酒・甘紅露等の種類があるが、産額は多くない。

イ、藥酒 帶褐淡黄色であつて、清酒様の透明なるものもあるが、多くは多少混濁である。一種の芳香を有し清酒より甘酸味共に強く、酒精分十二乃至十八%を含有する。原料は粳米・糯米及小麥麴である。

ロ、濁酒 粳米又は糯米・粗麴及水にて醗を仕込み、十日以内にて醸成せる白濁の酒にして酒精含有量少く、酸の臭味共に強い。庶民級の飲料として需要極めて多い。

ハ、燒酎 粳米・高粱・雜穀・粗麴を原料とする、日本燒酎に比し麴子臭を有する蒸留酒精含有量三十三度内外を普通とする。

此の他朝鮮白酒は外觀香味共に濁酒・藥酒の中間に位するものであつて、酒精含有量は十一、二%である。

過夏酒は味淋酒の甘味酒であつて酒精分三十度内外、夏期のみ飲料とするものも、酒精分十三、四%にして所謂高級飲料とするものもある。前者は麥麴子粉・麥芽粉及蒸煮糯米及燒酎を原料として醸造

し、後者は蒸煮糯米及優良粉麴を原料とする。

甘紅露は燒酎に蜂蜜を加へ、桂皮ミ生薑の少量にて香を付し、紅麴又は紅を以て着色せる淡紅色の甘味酒であつて、酒精分二十乃至三十%を含む。

之等各種の在來酒は何れも其の製造極めて小規模であつたので、當局は技術の指導改善を爲すに同様に製造場の集約合同に力を致したる結果、次第に大量生産に轉向しつつある。

種別	製造場數	製造石數	一場當製造石數
燒酎	二四	元一、九三	一、七四九
藥酒	九五	一〇一、九五	一〇七
濁酒	二、四〇〇	一、九七、六三	八六

金屬工業 朝鮮人は古來眞鍮製食器・金盞・火鉢・便器等を使用するので、之が製作に従事する者各處に多い。鐵器類は鍋、釜及農具を主要なるものとし、就中釜は堅牢を以て有名である。

近年機械類の製造を爲すものもあるも未だ盛ならず、婦人の裝飾品たる指輪・筭・簪等の銀又は眞鍮製品は各所に製作せらるるも、加工彫刻の見るべきもの少い。

雜工業 右の外雜工業は大體次の如くである。

イ、莞草筵及莞草スリッパ製造業 莞草は一種の三角蘭にして京畿道・全羅南道及慶尙北道等に産す

る、此の表皮を以て織成せる莞草筵は朝鮮にて古來より使用せられており、昭和十一年の産額百十一萬枚、百二十二萬圓に及んだ。近時之を以て造れるバスケット等の新製品は海外に輸出せられる又莞草芯を以て造つたスリツパ類も最近多量の輸移出を見るに至つた。莞草筵の主産地は京畿道江華、全羅南道寶城・咸平、慶尙北道金泉・軍威等であつて、莞草スリツパの産地は慶尙北道大邱附近、全羅南道松汀里及平安北道の泰川郡である。

ロ、木竹工業 竹細工は概ね巧妙であつて、全羅南道潭陽・靈巖及羅州の竹器・竹櫛・籬等最も名がある。木工品は櫃・箆筒・漆器等がある、就中慶尙南道統營地方及京城に於ける螺鈿漆器は其の雅致推賞するに足るものがある。

ハ、硝子珠製造業 忠清北道鳥致院附近の部落に盛である。製品は主に輸向であつて更に阪神地方に送り加工せられる。

ニ、鹿子紋及刺繡加工業 何れも朝鮮に於ける低廉なる勞銀の利用を目的として興つたものであつて鹿の子紋は慶尙北道に、刺繡は慶尙南道密陽、慶尙北道大邱等に旺である。

ホ、吹製造業 穀類、肥料等の容器として鮮内に多額の需要あるのみならず、最近輸移出せらるゝに至り今後益々有望なる事業である。當局も農家の主要副業として之を奨励する。昭和十一年の産額七千四百三十萬枚、九百四十一萬圓に達する。

工場工業

一、製絲工業 養蠶の隆興に因り産繭高次第に増加するに共に京城・大邱・平壤・全州・光州・咸興等を首め、各地に大規模の製絲工場設立せられた。昭和十年工場數百十三、製絲金額一千三百六十二萬圓に達したが製品の多くは輸移出向品である。

二、綿絲紡績業 目下操業中のものには朝鮮紡績株式會社釜山工場(三萬九千錘)、東洋紡績仁川工場(三萬二千錘)及鍾淵紡績光州工場(五萬錘)、京城紡績(二萬二千錘)の外、永登浦に鍾淵紡績(五萬錘)、東洋紡績の工場(三萬二千錘)があるが、之等は何れも織布工場を兼營するものであつて、今後内地大會社は鮮内各地に夫々工場設置計畫中である。

三、綿織物工業 朝鮮に需要せらるる綿織物は粗布、細布を始め各種を合せ年額五千八百萬圓に達するが、未だ自給の域に達せず、其の四割は之を内地よりの移入に俟つてゐる。此の外一部の製品は滿洲方面へ輸出されつつあつて斯業の將來は極めて有望である。尙昭和十年の綿布生産高二千七百五萬圓中、工場生産高は一千九百八十一萬圓に達する。

主要なる工場は朝鮮紡績株式會社釜山工場(一千二百十臺)東洋紡績仁川工場(一千二百九十二臺)鍾淵紡績光州工場(一千二十臺)京城紡績株式會社永登浦工場(八百九十六臺)東洋棉花株式會社木浦工場(百三十八臺)及鍾淵紡績永登浦工場、東洋紡績永登浦工場等であつて之等は殆んゞ粗布及細

布類を生産する。

四、絹織物及人絹織物工業 朝鮮産絹織物の大半は農家副業又は小規模工場の所産であつて、工場製品を稱すべきは極めて小部分を占むるに過ぎないが人絹織物にありては最近需要急激に増加し、昭和十年に於ける移入高七千二百六十六萬餘方碼、一千九百五十餘萬圓に達したが、之が爲鮮内自給を目的として多數の工場設立せられ目下計畫中のもの亦尠くない。

主なる工場は朝鮮織物安養工場・泰昌織物清凉里工場・朝鮮紡織釜山工場・釜山織物・木浦織物等である。尙人絹織物工業の發達と共に染色工業の勃興を見前記朝鮮織物・泰昌織物・朝鮮紡織・釜山織物は孰れも染色設備を有し此の外昌和工業（永登浦）京畿染織株式會社工場（永登浦）等の専門工場がある。

五、靴下製造業 近年朝鮮人間に於ける靴下の需要急激に増加せるに伴ひ、之が製造工業も發展を見つた。現存工場は孰れも中小工場に屬し、平壤は其の中心地である。

最近靴下の對滿洲輸出益々増加を見、朝鮮に於ける斯業の前途は相當期待せられつつある。

六、練綿工場 棉花の増殖に伴ひ、練綿工場各所に興つたが木浦は其の中心地である。昭和十年練綿生産高一萬六千匁一千五百十三萬圓に達する。

七、金屬製鍊工業

イ 製鐵工業 朝鮮には褐鐵礦・赤鐵礦・磁鐵礦等優良なる製鐵原料豊であるが、黃海道兼二浦に日

本製鐵株式會社兼二浦工場（三菱製鐵所工場の後身）あり、鉄鐵を製し、最近鋼鐵の製造をも開始した。

ロ 金製鍊業 産金事業の勃興に伴ひ、各地に精鍊工場の出現を見つゝあるが、日本鑛業株式會社兼南浦精鍊所・朝鮮鑛業開發株式會社兼南製鍊所及朝鮮製鍊株式會社長項精鍊所等著名である。

ハ 輕金屬工業 朝鮮には全羅南道玉埋山附近の明礬石、咸鏡南道端川地方のマグネサイト等優秀なる輕金屬礦の鑛區在り、明礬石に付ては朝鮮にて「アルミナ」を製したる後内地に送り「アルミニウム」の原料に供せられ、「マグネサイト」に付ては之を原料とし、金屬マグネシウムの製造を目的とする日本マグネシウム金屬會社の興南工場建設中である。

八、金屬製品並機械器具工業 朝鮮に於ては、從來鍛冶職の傍ら小道具の製造、諸器械の修繕を營むに過ぎずして大規模の經營を爲す者甚だ少かつたが、交通開け諸種の産業發達し、船舶車輛工具機械類等の需要の増加するに従ひ、鮮内にも之が製造工業勃興するに至つた。現在主なる工場は龍山工作株式會社永登浦工場・朝鮮商工株式會社平壤及鎮南浦工場・京城電氣株式會社工場・釜山田中造船所等である。

九、陶磁器工業 朝鮮には判る處優良なる陶磁器原料を産し、且日用品・土木建築用品等の陶磁器製造の需要が多いので、之等の製造工業は極めて有望なる將來を有する。現在各地に散在する工場は孰れも中小規模のものであるが、日本硬質陶器株式會社釜山工場は大規模なる設備を以て輸出向並に朝鮮

人向の食器類を製造する。

十、硝子工業 硝子工業は未だ盛ならず、年三百七、八十萬圓の輸移入を見つゝあり、然し全羅南道・

黄海道等の海岸には優良なる硝子原料珪砂を多量に産するので今後斯業の發達すべき餘地少くない。

一一、セメント工業 道路・港灣・鐵道・建築等の事業の勃興と共にセメントの需要は年々増加する状態に在るが目下鮮内には朝鮮小野田セメント株式會社平壤(平南)、川内里(咸南)、古茂山(咸北)及朝鮮セメント株式會社(海州)に工場があつて鮮内の需要に應ずる外一部は輸移出を爲してゐる。朝鮮は到る處優良なる石灰岩・粘土・石炭等を産出しセメント工業の適地多く斯業は今後益々有望である。

尙右の外目下黄海道鳳山郡に朝鮮淺野セメントが工場を建設中である。

一二、煉瓦工業 建築土木工業等の勃興と共に、煉瓦の需要を増し有望なる工業である。現在都市附近に中小工場多く最近平壤及生氣嶺に耐火煉瓦・タイル類の製造を見るに至つた。

一三、石炭液化工業 朝鮮の褐炭は熱量乏しく貯藏中脆化する等其の儘燃料として不適であるが、低溫乾餾に依りて多量のタールを溜出することに成功し、朝鮮窒素肥料株式會社は、昭和八年四月より咸鏡北道永安工場に於て低溫乾餾事業を創めたが、昭和十年三月より之を同系の朝鮮石炭工業株式會社の經營に移した。同工場は年二十萬噸の石炭を處理し揮發油・重油・パラフィン等を製造し、更に半成コークスを利用して發電及メタノールの合成等を行つてゐる。尙咸鏡北道阿吾地に同社の石炭液化工場あり近く操業を見る豫定である。

一四、石鹼製造業 朝鮮人生活の向上、産業の發達等に伴ひ石鹼の需要は逐年増加し、平壤・京城・釜山等に洗濯石鹼の製造を營む者多きを加へつゝあり。最近朝鮮窒素肥料株式會社は自家過剩脂肪酸の消化策として大規模の石鹼工場を設立操業を爲してゐる。

一五、油脂製造業

イ 植物油製造業 朝鮮には荏胡麻・蓖麻子・棉實等油脂原料に富み、且滿洲大豆を利用するに好地位を占め之等よりの採油事業は極めて有望である。目下大規模工場として日華製油株式會社の木浦工場(棉實油)、北鮮油脂株式會社(大豆油)等がある。

ロ 魚油製造業 朝鮮の東海岸は鯛の大漁場にして之を原料とする魚油肥の製造亦盛である。油の年産額約四萬噸であつて、從來多く内地に移出せられたが、最近朝鮮に之を原料とする硬化油工業興るに至つた。

一六、硬化油製造業 魚油を原料とする硬化油製造業は窒素肥料株式會社興南工場に於て昭和七年六月より開始せられたが、同社は尙硬化油の分解に依り脂肪酸及グリセリンをも製造してゐる。昭和八年更に同一目的を以て朝鮮油脂株式會社創立せられ、清津に工場建設中であつたが昭和九年六月より操業を開始した。

一七、護謨製造業 主としてゴム靴製造業であつて、大正八、九年以來急激に發達したものである。ゴム製品生産額は昭和十一年一千二百七十四萬圓に達する。

一八、製紙工業 新義州に王子製紙株式會社の工場あり、鴨綠江上流の木材(タウヒ・タウシラベ・テウセンハリモミ等)を原料とし包装用紙を製造する。包装用紙の昭和十一年産額一萬六千三百餘吨、四百八萬圓に達す。尙最近同社系の北鮮製紙株式會社が咸北吉州に工場を建設し昭和十一年十一月より人絹のバルブの製造を開始した。

尙曩に本府中央試験所に於て從來殆ど廢棄同様に取り扱はれる棉莖皮を原料とし棉皮紙の製造方法發明せられ、目下之が特許權使用の許諾を受けた棉皮製紙事業計畫發起人に於て製紙會社の設立を進めてゐる。

一九、硫酸アンモニヤ製造業 朝鮮窒素肥料株式會社興南工場は鴨綠江の支流赴戰江の水力に依る二十萬キロワットの電力を利用し、硫酸年産四十五萬吨、硫燐安十萬吨の製造能力を有し、鮮内の需要を充すのみならず内外に輪移出せられる。此の外兼二浦の日本製鐵株式會社工場に於て副産物とし年五千吨を生産してゐる。

二〇、製革工業 朝鮮には良質の牛皮を多量に産し、且職工の得易き等、皮革工業の發達すべき好條件を有する。

現在主なる工場は朝鮮皮革株式會社永登浦工場であつて皮革類及軍需品等の皮革製品を製造する。此の他稍小なるものに大田皮革株式會社がある。

二一、醸造業

イ 和酒醸造業 内地人の増加に依り清酒の需要増加するに従ひ各地に清酒醸造業起つた。殊に京城・仁川・釜山・平壤・馬山等に於ては大規模の工場經營を爲す者少からず、且内地品に劣らざる優良酒を醸造し内地移入品を防遏しつつあり。最近朝鮮米は醸造米として好適なることを認められ、其の他氣候、水質等醸造に適する所多く朝鮮の酒造業は前途極めて有望である。

ロ 燒酎醸造業 朝鮮の燒酎需要高は年約一千七百萬圓、殆んど鮮内に於て生産せられる。工場は概ね中小規模のものなるが糖蜜を主原料とし新式蒸餾設備を有する工場も數箇所存在する。

ハ 麥酒醸造業 朝鮮に於ては年約四萬九千石餘の麥酒の需要があるが、從來其の生産なく凡て輸入に俟ちしが、昭和八年永登浦に朝鮮麥酒及昭和キリンの二麥酒工場設立せられ目下其の製品を市場に出してゐる。兩者共年額約二萬石餘の生産能力を有するので、朝鮮に於ける麥酒の需要を充し得るのみならず尙他に輪移出し得るに至り現に滿洲方面に輸出してゐる。昭和十一年産額六千餘石五百七十餘萬圓である。

ニ 葡萄酒製造業 朝鮮の風土は葡萄の栽培に好適し、葡萄酒の醸造も亦有望である。慶尙北道浦項の三輪農場に於ては稍大規模に葡萄酒を醸造し、此の他釜山・京城等にも小工場がある。

ホ 醬油味噌醸造業 内地人の増加と共に隆盛に赴き、殆んど移入品を防遏せんとするのみならず、最近滿洲國に對する賣出増加し、前途甚だ有望である。京城・仁川・釜山・平壤・大田等には内地品に劣らざる良質の醬油を産する。

二二、製粉工業 朝鮮は製粉原料小麥の産額多きのみならず、近く滿蒙の大市場を控ゆる等、製粉工業發達の好條件を有する。

現存工場の主なるものは豊國製粉株式會社(京城及仁川)・日本製粉株式會社の鎮南浦工場及同社沙里院工場、朝鮮製粉株式會社(永登浦)工場等にして、此の外現在建設中のものに朝鮮製粉株式會社鎮南浦工場がある。

二三、澱粉製造業 朝鮮に於ける澱粉工場としては日本穀産工業株式會社平壤工場が主なるものである。同社は米國系の資本金七百五十萬圓全額拂込の大會社であつて玉蜀黍を原料とし、澱粉又は葡萄酒並に油及餌量等を製造する。油は殆んご内地を経て米國に輸出せられ、其の他は概ね内地に移出せられる。

二四、精糖工業 朝鮮には從來砂糖の生産がなかつたが、試験の結果、平安南道及黃海道地方の甜菜栽培に適せるを認められたので、大正六年朝鮮精糖株式會社の成立を見、次で同社は大日本製糖株式會社と合併し、大正九年平壤に製糖工場を設け、平安南道・黃海道に互りて甜菜を栽培し、之を原料として製糖を行ふと同時に布哇・臺灣等より粗糖を輸入し精糖を行ひ來れるが昭和六年度より甜菜の栽培を中止し、従つて甜菜糖の製造を止め専ら粗糖の精製のみ行ふ。昭和十一年産額精糖四萬七千七百六十噸、八百八十六萬圓なるが、製品の一部は輸出せられるものであつて、殊に對滿輸出上朝鮮の精糖事業は有利の地位にある。

二五、精米工業 精米業は工場数の多きこゝ各種工業中の首位を占め、昭和十年に於ける朝鮮の工場總數五千六百三十五中、實に一千九百九十四は精米工場である。此等工場は京城・仁川・群山・釜山・鎮南浦等に集中し相當大規模經營のものがあり、昭和十年は白米調製高六十八萬噸、玄米調製高五十七萬噸に達する。

二六、電球製造工業 最近釜山及京城に斯業の勃興を見つつあり、殆んご輸出向の製品を目的とする小工場であるが京城には稍大規模の工場がある。

二七、磁器鐵器工業 近年急激なる發達を見たるものであつて目下釜山に五工場、京城に一工場あり此の中釜山に於ける工場は輸出向品の製造を主たる目的とし京城の工場は主に鮮内向製品を生産する。尙昭和十一年に於ける生産高百八十萬餘圓、輸出高は百四十七萬餘圓に達した。

中央試験所

中央試験所は明治四十五年本府に於て之を創設し、其の業務を化學工業・染織・窯業の三部に分ち、朝鮮に於ける工業の進歩に必要な諸般の調査試験を行ひ、併せて一般の依頼に係る此等事項の試験分析鑑定を施行し、又地方廳或は當業者の請求に應じ、各地に職員を派遣して實地指導を爲し、或は此等に關する講習を開催する等、朝鮮産業の指導開發に努めてゐる。

工業獎勵

工業傳習事業を企畫する者又は有利なる工業を經營するも事業創始の際、收支償ふ能はざる者或は鮮内資源の開發する事業等に對しては本府又は地方廳は金品を補助し以て工業の發達に勵めてゐる。又曩に併合の際朝鮮人授産の爲下賜せられたる恩賜金の利子の一部を以て、從來一般に副業として行はるる機業・製紙業等の改良を計り、最近に於ては機業及製紙の外陶器等の共同作業場の設置を勸奨し、之に對して、補助金を交付し各種の方法を講じて工業の改良發達を圖つてゐる。

度量衡

朝鮮に於ける度量衡は古來自然の慣行に放任せしが我が統監府設置以來度量衡の改正急を告ぐるに至り隆熙三年九月度量衡法を制定し度量衡の名稱名位及種類を内地と同様とし度量衡は政府の專賣を爲し銳意計量觀念の啓發に努め來りしが朝鮮に於ける諸般の施設進展に伴ひ、前記度量衡法は時運に適合せず且内地に於ては大正十三年メートル法専用度量衡法を施行せるを以て、朝鮮に於ても大正十五年四月一日現行度量衡令を實施し内地同様メートル法専用を爲せり。

貿易

貿易は併合後政府の産業上に於ける諸般の施設と民間企業の勃興とに因つて、漸次増進の趨勢を示し、殊に歐洲戰亂以來急激の伸暢を示した。

國別貿易

貿易の相手國は廣く世界の各方面に亙つて居るが、内地との關係が最も密接である。今昭和十一年の貿易額を觀るに輸出貿易の八割七分、輸入貿易の八割五分は内地朝鮮間の貿易に屬し、外國貿易は輸出一割三分、輸入一割五分に過ぎない。又諸外國中主要なるものは輸出に在つては滿洲國・關東州・中華民國・北米合衆國で、輸入に在つては滿洲國・中華民國・蘭領印度・北米合衆國・關東州・英吉利等の順位である。

主要通商國貿易價額國別

年	一、輸 移 出									
	内地	關東州	滿洲國	中華民國	香港	英領印度	北米合衆國	埃及	其他諸國	通計
昭和十一年	四八五、八九三	八、〇〇九	五〇、〇三四	三、三二二	四九九	三三三	五四六	九三	二、〇六七	五五〇、七九六
同 十一年	五二八、〇四七	九、九〇一	五五、五三三	三、七二〇	六二〇	三八八	九九三	五七五	三、五七三	五九三、三二三
同十二年九月迄	五二二、七〇〇	一六、四〇九	五二、五五四	三、二六一	六二〇	五七四	一、〇〇五	四、五五三	六、六六三	四六七、〇〇〇

二、輸移入

年	内地	關東州	滿洲國	中華民國	英領地	印度	比律賓	英吉利	北米	其他の諸國	通計
昭和十一年	五八、八二三	四、九三三	四九、〇二五	一、七三四	三、五二二	二、三二六	三、三〇九	七、五四七	二、七三六	六、五九、四〇三	
同、十一年	六四、七九八	六、六四三	五九、四〇二	一、五二四	三、三三三	二、三三三	三、九七六	六、二二二	五、四三七	九、一五一	七〇、三九七
同十二年九月迄	五八、八〇五	五、〇一〇	五〇、八六一	九、四三八	九、九七九	一、四四四	四、四〇八	一、六、〇〇七	八、〇六七	六、三、八、八五	

備考 一、昭和十一年對内地移出の増進せるは米・肥料・大豆・魚油・乾海苔・「セメント」等の出増に因り、對滿洲國及關東州輸出の増加は綿織物・人絹織物・砂糖・護謨底綿靴等の好況に因り、對支輸出の増加したのは紅蔘・木材・黒鉛等の出増に因る。對内地移入の増加は肥料・機械類・棉花・鐵・人絹織物等の入増に因り、滿洲國及關東州より輸入の増進したるは粟・硫酸・大豆・豆粕等の好況に因り又支輸入の減少は天津粟・天日鹽・棉花の入荷不振に因る。

二、合計が内容と一致せざるは千圓未満切捨の關係による。

港別貿易

朝鮮に於ける開港は仁川・釜山・新義州・羅津・元山・鎮南浦・群山・木浦・清津・雄基・城津・龍巖浦の十二港で、京城・大邱・平壤には税關支署を置いて開港及陸接國境地方より保稅運送に依る貨物の輸移出入を取扱ひ、又陸接國境地方には税關支署又は出張所があつて、主として輸出入貨物を取扱ひ、更に大正十二年四月移入税の大部分が撤廢せられると共に、一部移入税残存の貨物其の他の移入手續

の爲に指定港を設け、税關出張所を設けた。而して其の各地の貿易額は、釜山港第一位を占め仁川港が之に亞ぐ。此の兩港は實に朝鮮の二大關門であつて、釜山港は内地朝鮮間貿易の樞要となり、仁川港は關東州・中華民國其の他歐米諸外國貿易の中心となつた。其の他輸移出に在つては鎮南浦・群山・清津・木浦・新義州等、輸移入に在つては鎮南浦・新義州・清津・元山・京城・群山等を主なるものとす

港別	貿易額	
	輸移入	輸移出
仁川	七二、七五四	六一、九八六
京城	三、一二六	三、五〇三
群山	五七、五四〇	三一、八六二
羅津	三、八三七	四、九四七
元山	一〇、八七八	七、三五八
城津	五、三六六	九、二〇五
清津	三一、九一〇	二八、三八六
雄基	一一、一二二	六、八三四
南陽	三、三一二	四、六一五
三峰	八七二	一、〇九八
昭和十一年	一五八、九〇六	一四六、一四七
昭和十二年九月迄	二九、八六八	二二、八四九
昭和十一年	二八、七九四	一八、三四二
昭和十二年九月迄	六、六三八	八、六一六
昭和十一年	三六、〇三〇	三四、三三八
昭和十二年九月迄	一一、四三一	一〇、九九四
昭和十一年	四二、五二一	三七、六三四
昭和十二年九月迄	一一、六〇四	一一、八〇四
昭和十一年	二、二五六	二、二八一
昭和十二年九月迄	一一四	一六三

輸移出

昭和十一年

昭和十一年

移入

港別	昭和十一年		昭和十二年九月迄		昭和十一年		昭和十二年九月迄	
	輸出	移入	輸出	移入	輸出	移入	輸出	移入
會山	三六六		三八六		一、二八八		九五二	
釜山	一三四、〇七三		一〇三、八七九		二三八、二六四		一八二、四二〇	
木浦	三一、七三六		二二、五一七		一九、〇四一		一三、九三二	
大邱	六八九		九三八		四、三六四		二、九八七	
馬山	一一、七五七		五、一四七		五、七九八		三、九二五	
新州	二九、三三七		二五、〇七一		四三、八〇二		三二、七八二	
龍岩	五、三三八		四、七七六		二、一六三		二、二七一	
鎮南	九三、三二四		七五、六八三		四九、五〇一		四六、九一〇	
平壤	四、七三一		三、一〇三		一六、七七九		一〇、五九三	
其他	八一、二三五		六五、七八七		四九、二四六		四八、二三六	
合計	五九三、三一三		四六七、〇〇〇		七六二、四一七		六三八、一八五	

備考 千圓未満は切捨とす。

輸移出重要品

輸移出品は農産物、礦産物及水産物を主とし、就中米・肥料・大豆は實に三大貿易品である。其の他含金銀粗銅・鐵・生糸・棉花・魚類・魚油・綿織物・木材・金鑛・石炭等は何れも輸移出の重要なものである。

輸移出重要品價額

品名	昭和十一年		昭和十二年九月迄		品名	昭和十一年		昭和十二年九月迄	
	輸出	移入	輸出	移入		輸出	移入	輸出	移入
米	二五〇、九二六		一三八、六六七		石炭	二、二六四		一、八二五	
大豆	二二、四七四		一六、七七七		鉛	六、六二八		三、九五二	
コーンスターチ	二、三三三		二、六八四		セメント	五、九一五		二、二六五	
鮮乾魚	一〇、五六二		八、五一一		鐵鑛	六、四九七		四、九二五	
乾海苔	四、〇七五		四、〇五九		鐵鑛	一、一〇五		一、七四六	
砂糖	四、〇一八		二、三八九		合金	一八、一四四		二一、三八二	
林檎	二、九三五		九七七		銀粗銅	二〇、四九九		一九、三五一	
魚油	八、二六一		八、六一六		洋紙	四、三二八		三、〇八〇	
生糸	一一、四六八		五、七一七		木材	四、〇八一		三、一四八	
綿織物	一五、四二〇		一四、五三四		肥料	七、四四七		七、四〇七	
備考	七、五四〇		一七、八九七			四〇、四二六		二七、〇五九	

備考 千圓未満は切捨とす。

輸移入重要品

産業は農業が主であり、工業は尙幼稚であるから、輸移入品は多く工業製造品に屬し、鐵・機械類・肥料・綿織物も多く、人絹織物・礦油・棉花・粟・石炭・木材・肌衣・毛織物・紙類等が之に亞ぎ、戦近企業の勃興に伴つて、各種原料品及事業用品の輸移入益々増進の趨勢を示して居る。

貿易

輸移入重要品價額

品名	昭和十一年	昭和十二年
米	五、〇一七	四、一五三
大麥及裸麥	八、七七九	四、五八二
粟	二二、七〇二	一三、八四二
大豆	五、〇八六	九、九三五
小麥	七、八三二	四、七四一
砂糖	九、〇四六	六、六一一
鹽	二、二四七	一、六九二
煙草	五、六九八	四、五七六
原油及重油	一〇、七一六	一三、二五三
揮發油	九、九〇一	四、四〇五
燈油	五、四〇五	三、二八七
燐發油	四、二七七	二、八三四
燐寸	一、八二二	一、二八六
綠糸	二二、七五五	二八、六四一
綿糸	六、〇二八	二、八九二
柞蠶糸	四、四六三	五、八三三
肥料		
木材		
機械		
同部		
自動車		
鐵磁器		
陶磁器		
セメント		
石灰		
紙類		
護謄		
底綿		
肌衣		
人造絹織物		
絹織物		
毛織物		
支那麻布		
綿織物		

貿易船舶

開港に於ける貿易船舶の出入船は歐洲戰亂中船腹不足の爲幾分減退を示したが、休戦後漸次回復して來た。而して此等貿易船舶の大部分は日本船であつて、主として内地朝鮮間の貿易に従ひ、外國船は極めて少く、其の大部分は支那戎克である。

年	外國貿易船舶			内地間貿易船舶		
	汽船	帆船	計	汽船	帆船	計
昭和十一年	一、三六五	三、二四六	三、六二一	一、五一九	二、三〇〇	一、六三九
昭和十一年	一、三六八	二、七六一	一、九〇九	一、六四八	一、三〇〇	一、七七一
昭和十二年九月迄	一、〇三三	二、二六三	二、三九六	一、三〇七	九	一、四〇六
昭和十一年	一、四八〇	一〇、七七七	二五、一七七	一三、九四一	三六九	一三、三二二
昭和十一年	一、五七三	一〇、二九六	二六、〇一八	一三、六三四	三〇〇	一三、九四四
昭和十二年九月迄	一、〇六五	八、〇七五	一九、〇四〇	九、九七三	二六六	一〇、二四一

貿易

貿易船舶出港

二四四

外國貿易船

年	汽船 隻	帆船 隻	計 隻
昭和十年	一、三三七	二〇、九三〇	三三、二六七
昭和十一年	一、三六〇	一七、四九七	二八、八五七
昭和十二年九月迄	一、〇四五	一〇、九七七	二二、〇三二

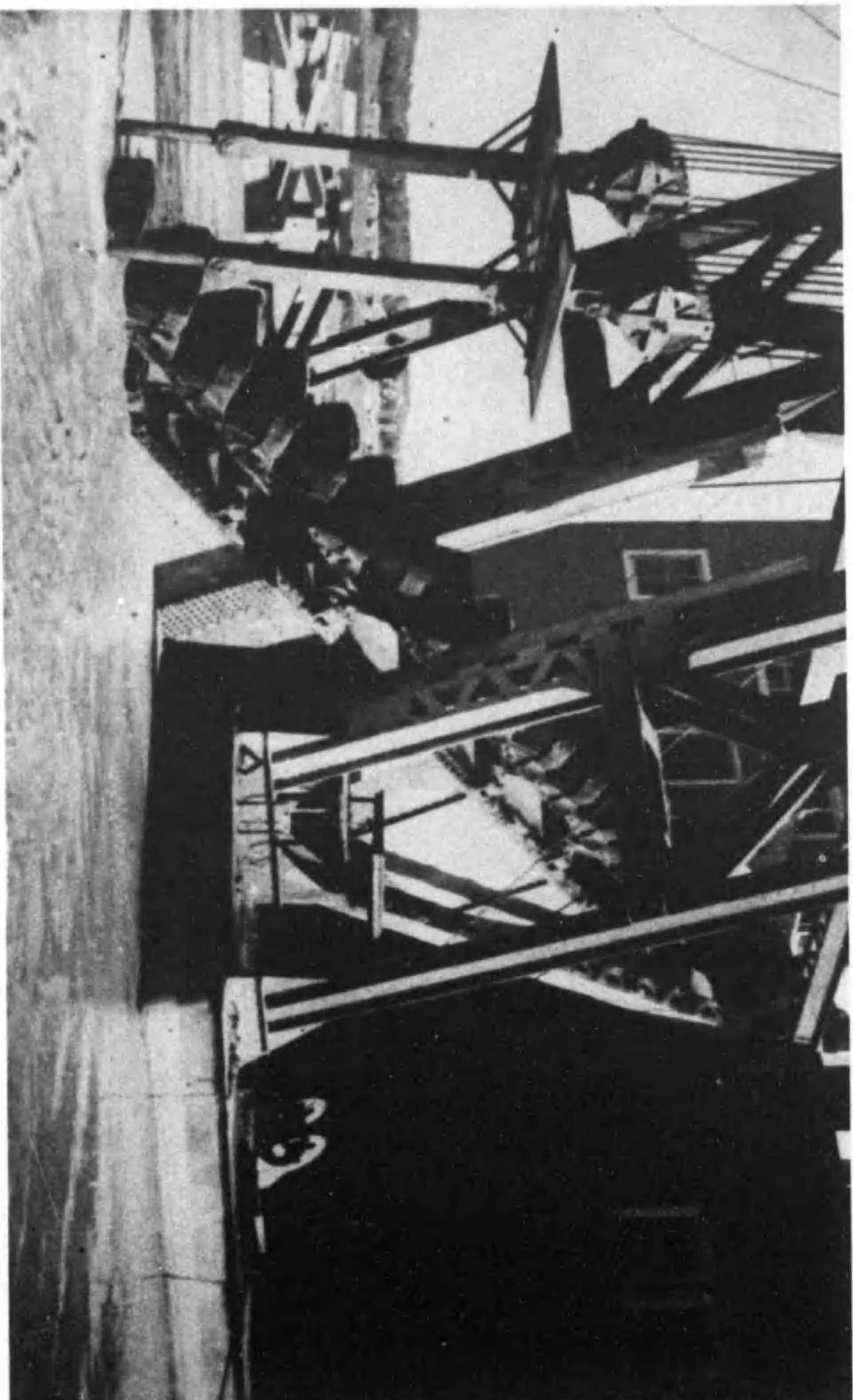
年	汽船 噸	帆船 噸	計 噸
昭和十年	一、五四九	二、二五〇	一、六六五
昭和十一年	一、六七三	一、三〇〇	一、七九四
昭和十二年九月迄	一、三三九	九四	一、四三四

内地間貿易船

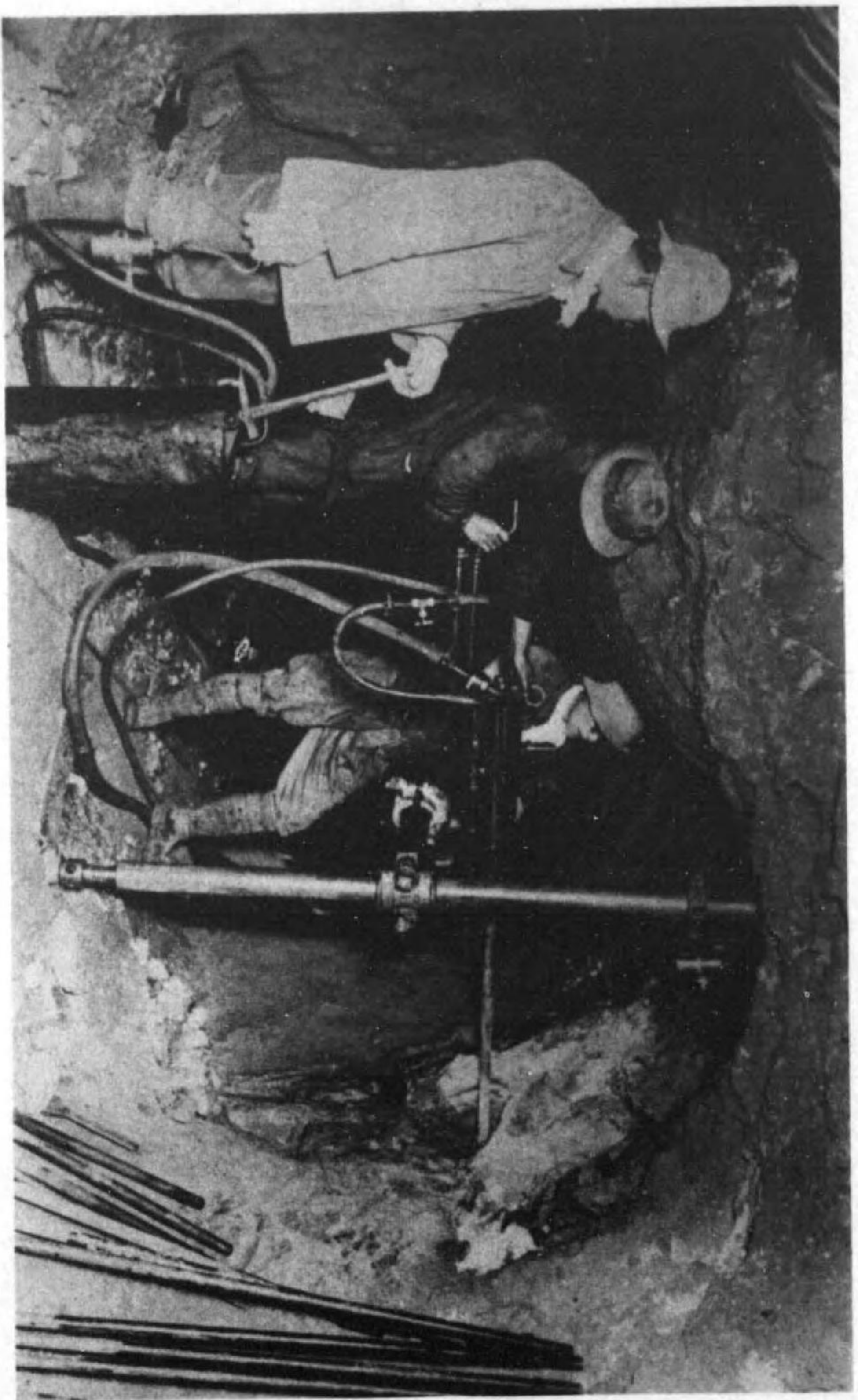
年	汽船 隻	帆船 隻	計 隻
昭和十年	一四、五八七	一〇、四〇三	二四、九八九
昭和十一年	一五、五〇〇	九、九一一	二五、四六一
昭和十二年九月迄	一〇、八六四	八、一三八	一九、〇〇二

年	汽船 噸	帆船 噸	計 噸
昭和十年	三、三九一	二、六六六	一三、〇四九
昭和十一年	一三、五三四	三〇一	一三、八三五
昭和十二年九月迄	九、九六三	二六六	一〇、三二九

備考 噸數の計が内容と一致せざるは千噸未満切捨の關係に因る。



況狀動活のーヤチソレバ



式
ボ
ル
ー
シ

一四 鑛業

朝鮮は諸種の鑛物に富み、鑛業の起源も遠いにも拘らず、嘗て其の事業には殆んど見るべきものなかつた。此處に於て韓國政府は明治三十九年七月新に鑛業法及砂金採取法を發布し鑛業制度は漸く緒に就き、更に併合後に至り本府は大正四年朝鮮鑛業令を制定し同五年四月より之を施行し、同時に朝鮮鑛業令施行規則及朝鮮鑛業登録規則を施行した。朝鮮鑛業令は外國人の鑛業權享有を禁じ、新に重要鑛物を鑛業令の支配に屬せしめ、鑛業權を物權として不動産に關する規則を準用し、鑛業上必要なる土地の使用及收用に付、收用令中の規定を準用する等鑛業權の保障を確實にし、以て益々鑛業の發達を促進せしめんことを期し、其の後更に數次の改正を加へて今日に及ぶものであるが、近年國內の經濟情勢に鑑み政府は國策として産金の増加政府集中を圖ることとなり、朝鮮に於てもこれに順應して昭和十二年九月朝鮮産金令を公布した。

鑛業の概況及特許鑛山

鑛業の概況 鑛業出願件數は大正元年中六百三十三件を算し、爾後年々増加して同六年中の出願は實に六千八百八十九件に上つたが、歐洲大戰後經濟界の變調に伴ひ漸次減少の傾向を示してゐた。然るに昭和六年十二月の金輸出再禁止を轉期として金鑛業の異常なる發展を來し、再び出願増加の趨勢を見るに至

つた。即ち昭和七年中の出願件数は三千二百四件、同八年は五千二百十件、同九年は九千四百四十七件を算し、昭和十年に於ては實に一萬百五十三件に達し、逐年激増を示したが昭和十一年には六千五百五件に激減した。是れ畢竟投機的奇利を博せんとするが如き所謂虛業家が影をひそめたる結果と見られ、朝鮮鑛業は漸く堅實眞摯なる企事家によりて發達すべきものと思惟せらるゝに至つた。

昭和十一年末現在許可鑛區は左に示す如く六千五百十三鑛區であつて、前年末に比し九百十七鑛區を増加した。

鑛種	昭和十一年鑛區數	同十年鑛區數
鑛	三、八七	三、二四
金銀鑛	一、四	一、五
銅鑛	一	一
安質母尼鑛	一	一
硫化鐵鑛	六	二
滿庵鐵鑛	六	二
タングステン鑛	三	二
水鉛鑛	六	二
タングステン水鉛鑛	二	一
金銀銅鉛亞鉛其他鑛	一、二六	一、〇九
碓鑛	一	一
燐鑛	一	一
黒鉛鑛	一七	一七
水銀鑛	三	三
亞鉛鑛	二	二
鐵鑛	一四	一四
石綿鑛	六	七
高嶺土	七	六
鑛	一六	一六
明礬	一	一
重晶石	一	一
螢石	一	一
マダネサイト	四	二

鑛區中稼行するものは三千九百二鑛區で前年に比し五百三十四鑛區を増加した。總鑛區に對する稼行鑛區の割合は六割で、主なるものは金銀を主とするものにして三千三百四十四鑛區(金銀鑛二、七七四、金銀銅鉛亞鉛其他鑛二八七、砂金三〇四、一切鑛物三)石炭の百四十九、黒鉛の八十九、タングステン鑛の五十七等である。

鑛種別稼行鑛區數及面積

鑛種	昭和十一年		昭和十年	
	鑛區數	面積(畝)	鑛區數	面積(畝)
鑛	三、七四	二、三二	三、二四	二、三二
金銀鑛	二	六	三	一
銅鑛	一	三	一	一
安質母尼鑛	一	一	一	一
水銀鑛	四	四	三	一
亞鉛鑛	四	一	二	一
鐵鑛	四	一	一	一
硫化鐵鑛	四	一	一	一
滿庵鐵鑛	四	一	一	一
タングステン鑛	五	一	一	一
水鉛鑛	六	一	一	一
タングステン水鉛鑛	二	一	一	一
碓鑛	一	一	一	一
燐鑛	一	一	一	一
黒鉛鑛	一七	一四	一七	一四
水銀鑛	三	三	三	三
亞鉛鑛	二	二	二	二
鐵鑛	一四	一四	一四	一四
石綿鑛	六	七	六	七
高嶺土	七	六	七	六
鑛	一六	一六	一六	一六
明礬	一	一	一	一
重晶石	一	一	一	一
螢石	一	一	一	一
マダネサイト	四	二	二	一
炭	一、〇九	一、〇九	一、〇九	一、〇九
砂金	三〇	三〇	三〇	三〇
砂	三、七四	三、七四	三、七四	三、七四
石	三、七四	三、七四	三、七四	三、七四
合計	六、五三	五、五九	六、五三	五、五九

礦種名	昭和十一年		昭和十年		比較増減(△)
	數量	價額	數量	價額	
鐵	二四	二五	一五	一七	△
雲母	一	一	一	一	△
石綿	一	一	一	一	△
高嶺土	二六	三	一	一	△
矽砂	三	三	一	一	△
砂	三〇	八	一	一	△
蠟	七	三	一	一	△
計	三九	三	三	三	△

備考 多種類鐵區中稼行のものは主たる目的を有する鐵種に計上せり。
 昭和十一年中に於ける鐵產價額は概算一億一千四十三萬圓で、前年に比し二千二百三十九萬圓の増加を見た。

昭和十一年鐵產額概算 (對前年比較)

鐵種名	昭和十一年		昭和十年		比較増減(△)
	數量	價額	數量	價額	
鐵	二四、六七九	四九、九二〇	二二、四〇一	三八、三二二	△
金	二、八二一	九、四四四	二、三〇九	七、一七七	△
銀	七、〇三九	九、三三三	五、一四六	六、五〇三	△
計	八、八二二	六、七七七	一、九六一	一、七六六	△

礦種名	昭和十一年		昭和十年		比較増減(△)
	數量	價額	數量	價額	
銅	二、五九〇	三、三三一	一、六二七	一、五五六	△
鉛	二、七六八	七、九四	一、七六	一、四六	△
亞鉛	五、五七一	二四〇	三、二八	八二	△
鐵	二五、五三二	七、八六六	一四、七四	七、三三	△
鋼	八七、〇二四	六、五三三	九七、四四	六、七四	△
鐵計	三三、四〇〇	一、四三〇	三三、三〇	一、二七九	△
硫磺	七、〇六六	五、二一	五、六一	三〇八	△
硫酸	一、七七一	二、二九四	八七五	一、天九	△
タンクステン	八〇	二〇三	一〇五	二六五	△
水質	三	一	三	三	△
安質	三	三	三	三	△
亞砒	三三〇	二六	三三三	四七	△
雲母	七〇	五	八七	五〇	△
水銀	七	一	一	一	△
水鱗	五、八四九	四六〇	四、二三四	三九	△
黒鉛	三、〇六五	五五二	四、四六四	八六	△
計	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇一一	△

鐵業

二五〇

鐵種名	單位	昭和十一年		昭和十年		比較増減(△)	
		數量	價額	數量	價額	數量	價額
石炭	噸	1,051,853	7,236	1,009,330	7,173	△ 32,523	1,431
有煙	噸	1,051,853	7,236	1,009,330	7,173	△ 32,523	1,431
無煙	噸	1,051,853	7,236	1,009,330	7,173	△ 32,523	1,431
計		1,051,853	7,236	1,009,330	7,173	△ 32,523	1,431
高嶺土	噸	24,722	167	33,401	204	△ 8,679	7
磁石	噸	50,955	89	5,663	6	△ 3,363	2
明礬	石	24,569	79	8,510	26	△ 3,059	8
螢石	石	8,700	107	9,733	26	△ 962	9
マグネサイト	石	14,256	5	2,400	7	△ 2,848	3
石綿	噸	69	4	6	1	△ 63	3
石	石	1,164,5	4	8,422	5	△ 3,233	14
重晶石	石	5,233	73	1,037	26	△ 5,914	54
合計		1,075,100	7,310	6,803	7,391	△ 3,391	

特許鑛山 明治二十七、八年戰役後、外國人の中で半島の利權に注目するもの甚しく増加し、米國人ゼームス・アール・モーリスは同二十九年四月雲山郡一圓に於ける一切の鑛物採掘權を特許せられた。是れ實に外國人が鑛山の採掘權を許可せられた嚆矢であつて、在留使臣をして當時の政府へ續々之を要求せしめる例を作つたのである。次で慶源・鍾城鑛山を露國人に、金城鑛山を獨逸人に、殷山鑛山を英國人に、稷山鑛山を日本人に、昌城鑛山を佛國人に、厚昌鑛山を伊太利人に、遂安鑛山を英國人に、甲山

鑛山を米國人に各特許したが、慶源・鍾城の兩鑛山は事業着手に至らずして消滅に歸し、金城及殷山鑛山は鑛況不良の爲之を抛棄し、稷山鑛山は内外人共同組織の金鑛株式會社に、昌城鑛山は昭和五年四月に特許權を抛棄し同時に大楡洞、東倉、甲岩の各株式會社を創立して新に鑛業令の規定に依り鑛業權を取得した。現在特許鑛區として存續するものは雲山・遂安・厚昌・甲山の四鑛山に過ぎない。尙厚昌鑛山は大正六年帝國法人厚昌鑛業株式會社に、甲山鑛山は同く久原鑛業株式會社、其の後日本鑛業株式會社に讓渡し、昭和十二年八月末遂安金鑛も日本鑛業株式會社の買収するところとなつたので、特許鑛山中外國人の經營するものは雲山金鑛のみとなつた。

鑛業の助長施設

鑛床調査 本府に於ては從來不明瞭であつた鑛床の性状を概査し、以て其の鑛業的價値を窺知するに共ニ鑛業行政の參考に供し、他方企業家の調査の便宜を計る目的を以て明治四十四年度以降鑛床調査を行ひ、大正六年度を以て各道の概査を終へた。同七年度には鑛床調査の組織を變更して地質調査所を設置し、事業準備に着手するに共ニ地質の調査を開始し、調査済の地方に對しては其の地質圖及報告書を編纂刊行し各方面の參考に供して居る。

鑛物の調査及試験

イ、選鑛製鍊試驗 選鑛製鍊は鑛業の成否の岐れる中心作業であるにも拘らず朝鮮に於ては其の施設が

一般に普及せず、未だ幼稚の域を脱しないものが多い。しかも従來之に對する研究の施設がなかつたので、大正十一年度に於て京城府鷲梁津に燃料選鑛研究所を新設し朝鮮の鑛山に適應する鑛石の處理方法を研究して主要鑛物の實收率を高め、又従來顧みられなかつた貧鑛の經濟的處理方法を考究し、鑛利の保全、操業の進捗を圖り以て鑛業の開發に資しつつある。

ロ、石炭調査及試験 燃料動力問題は國民生活及産業開發上極めて緊急事に屬するが、従來之に對する研究機關が缺如してゐたので、石燃料選鑛研究所に石炭調査係及石炭試験係を併置し先づ石炭の賦存量及鑛床の状況を明かにし、其の經濟的利用法に付試験研究を施行し、以て燃料供給策の樹立に資するに共に燃料給源の開發に努めつつあつたが、石炭試験に付ては褐炭の低溫乾餾無煙炭の微粉燃焼には所期の試験を完了したるを以て、昭和四年度限り一應之を打ち切り炭田調査も概ね所期の目的を達し得たる爲、昭和十一年度限り之を廢止し現在に於ては専ら家庭燃料及石炭性能試験に主力を注いでゐる。

ハ、特殊鑛物調査 鉛・錫・アンチモニー・水銀・亞鉛・クロム・マンガン・タンクステン・水鉛・ニッケル・白金・雲母・石綿等我國不足鑛物資源及銅・鐵・硫化鐵等特に必要を認むる鑛物資源に付鑛石の種類及成分・埋藏量・採掘可能量等を調査闡明し、之が開發促進の爲昭和十一年度より特殊鑛物調査を開始した。

製鐵業獎勵 昭和十二年九月製鐵事業法施行に共に製鐵業獎勵法は廢止せられたが、朝鮮に於いては従

來の通り製鐵事業法の一部を施行し、且所得税、營業稅の免除其他製鐵事業法の規定する斯業保護獎勵に關する關係法令を改正し内地と同様の保護獎勵を加へるこゝになつてゐる。

探鑛獎勵 従來金鑛業開發の促進又は産金の増加を圖る爲將來有望を認められる金鑛山又は砂金鑛區で探鑛坑道を掘進し又は試錐調査を行ふ者に對して獎勵金を交付して金鑛業の發展を促したが、尙國勢の現況に鑑み金以外の重要地下資源を開發し國內自給を確立するは刻下の急務として昭和十二年五月金探鑛獎勵補助規則を改正し、其他銅・鉛・硫化鐵・タンクステン・水鉛等の十四特種鑛物にも探鑛獎勵補助金を交付し鋭意開發助長に努めるこゝになつた。

金鑛業設備獎勵 産金獎勵の施設として昭和十二年八月府令を以て金鑛業設備獎勵金交付規則を制定し鑿岩機設備又は選鑛設備を爲さんとするものに對して獎勵金を交付するこゝになつた。中小金鑛業者の共同施設助成一地带に群立する中小金山の開發助長の爲の施設を爲す場合補助金交付の制度を設け昭和十二年度より施行するこゝになつた。

主要鑛物及其の概況

イ、金 朝鮮に於ける金鑛床は全鮮到る所に存在するが就中平安北道・忠清南道・江原道・咸鏡南道に最も廣く分布し、次で忠清北道・慶尙北道・黃海道・平安南道・京畿道・全羅北道・慶尙南道・全羅南道・咸鏡北道の順である。金産額は平安北道・忠清南道・慶尙北道・江原道・忠清北道・咸鏡南道

黃海道・平安南道・京畿道・全羅北道・咸鏡北道・慶尙南道・全羅南道の順にして、平安北道の産額は全體の約三割を占めてゐる。

砂金は平安南道・咸鏡南道・全羅北道・江原道・忠清南道・京畿道・平安北道の順に分布し、全羅北道・忠清南道が主産地である。鑛山の著名なものは東洋合同鑛業會社（米國會社）の平安北道雲山金山及大楡洞鑛山株式會社の平安北道大楡洞鑛山で、之に亞ぐものは魏津鑛山・金井鑛山・光陽鑛山・遂安鑛山・成興鑛山・新延金山・義州鑛山等であつて何れも年産額百萬圓以上を示し、吉祥・尙州・橋洞・小林洪川・樂山・九峰・浩美・完豐・盈德・笏洞・三成・宣川・發銀・楚山大昌・新興・德洞等有望なものが多い。

砂金は金堤・稷山・順安・金馬川等の砂金鑛は何れもドレッヂャーを以て採金しつつあるが、此のドレッヂャー砂金浚渫は大正六年稷山金鑛（現稷山砂金鑛）に於て操業を開始したのが本邦斯業の先驅であつて、其の後昭和四年、三菱金堤砂金鑛のドレッヂャー操業の開始により二隻を算するに過ぎなかつたが、昭和八年以來急激に増加し以上の如く昭和十二年五月末には其の數十五隻を算し、而かも稷山及金堤以外のドレッヂャーは何れも我國建造船である。

ロ、鐵 朝鮮に産する鐵鑛は赤鐵鑛・褐鐵鑛・磁鐵鑛であるが赤鐵鑛は咸鏡南道利原、黃海道安岳の鐵山・赤褐兩鐵鑛の混合したものに平安南道价川及黃海道載寧・銀龍・下聖・黃州・兼二浦等の鐵山がある。此等の内兼二浦鐵山を除く外は主として褐鐵鑛を産し赤鐵鑛は少ない。而して右各鑛山に埋藏

せられてゐる赤褐兩鑛石の埋藏量は五十%以上のもの約二千萬噸と推定せられ、昭和十一年には六十三萬餘噸を産出し、内三十九萬噸は兼二浦製鐵所に送鑛し二十四萬噸を内地へ移出した。將來重要視せられる鐵鑛は各地に豊富に埋藏せられてゐる磁鐵鑛である。其の主なるものは咸鏡北道の茂山であつて其の平均品位は三十八%程度の貧鑛であるが、大體十億噸以上の埋藏量あるものと推定せられ、優に南滿洲鞍山鑛床に匹敵し、且純粹の磁鐵鑛のみであること及鑛粒の大なること等は選鑛容易にして稼行に際して鞍山よりも有利であること稱せらる。三菱では目下之が開發に付て諸施設を進めつつある。此の外咸鏡南道端川郡、忠清北道忠州郡の磁鐵鑛床の外、最近慶尙南道金海郡、江原道襄陽郡其の他に於ても磁鐵鑛床が発見せられた。

ハ、石炭 朝鮮には褐炭と無煙炭の二種を産出する。而して褐炭は咸鏡北道吉州・明川・鏡城炭田・會寧地方の會寧炭田及雄基に至る京圖鐵道に沿ふて散在する慶源・慶興炭田等を包括する所謂咸北炭田最も賦存量多く其の他平安南道安州、黃海道鳳山、咸鏡南道咸興の各炭田があり總埋藏量四億萬噸と推定せられる。現在鐵道用炭として産出高の約半數を消費せられ、其の他工場、船舶用として必要がある。又白煙であること、火持の良いこと等の性質を有する爲、家庭燃料として京城其の他の都市に於て歓迎せられてゐる。然し全般的に見て遠隔の地に在る爲、從來其の消化が捗々しくなかつたが最近煤煙防止の必要に迫られてゐる内地各都市に移出せられる傾向がある。且、朝鮮の褐炭は比較的油分が多く、特に高價なパラフィンを多く有してゐるため低溫乾餾なご人造石油工業の原料として適

してゐる爲、朝鮮窒素肥料會社（昭和十年三月朝鮮石炭工業株式會社に譲渡す）に於ては昭和七年八月咸鏡北道明川郡永安に於て年十萬噸の石炭を處理する低温乾留工場を建設し、昭和十年設備を二十萬噸處理に擴張し、重油其他を産出し、併せてパラフィン・メタノール・ペークライト等の副製品を産出しつゝあるが、更に同社に於ては昭和十一年咸鏡北道阿吾地炭田に年額石炭二十二萬五千噸處理能力ある水素添加による直接液化工場の建設に着手し殆んど完成した。無煙炭は褐炭に比し更に大なる範圍に埋藏されて居り、全埋藏量約十三億五千萬噸と稱せられてゐる。而して目下全産額の大部分を産出してゐるのは平壤炭田であるが、此の外咸鏡南道文川、慶尙北道聞慶、全羅南道和順等の各炭田及平安南道北部炭田の一部に於ても稼行されてゐる。右の外有望視せられてゐるものに江原道三陟・寧越炭田及咸鏡南道高原炭田があるが、此内寧越炭田は朝鮮電力株式會社が元山附近に火力發電所を建設し已に南鮮一帯に送電を開始してゐるが、其の燃料として同炭田の開発をなして居り、又三陟炭田は三陟開發株式會社が内地の發電所燃料及地元建設に用ゐる、石灰窒素、セメント其他の工業用炭とする目的もここに大規模の採炭準備に着手してゐる。

無煙炭は鮮内に於ては微粉炭燃焼装置を有する工場汽罐用炭に使用せられ火力發電燃料として重要視せられるに至つた。其他マセック煉炭として機關車用に使用せられ、又各種煉炭原料としても相當の需要があるが、最近に於ては人造工油工業の發達に依り無煙炭も瓦斯合成法に依る液化原料としても考究されてゐる。然し最も重要な販路は内地であつて各都市に於ける木炭代用の豆炭及孔明煉炭

の原料として非常に歓迎せられ、特に豆炭原料としての朝鮮無煙炭は独自の立場にあり、之等煉炭原料として移出される數量は昭和十一年度に於て六十萬噸に上つた。

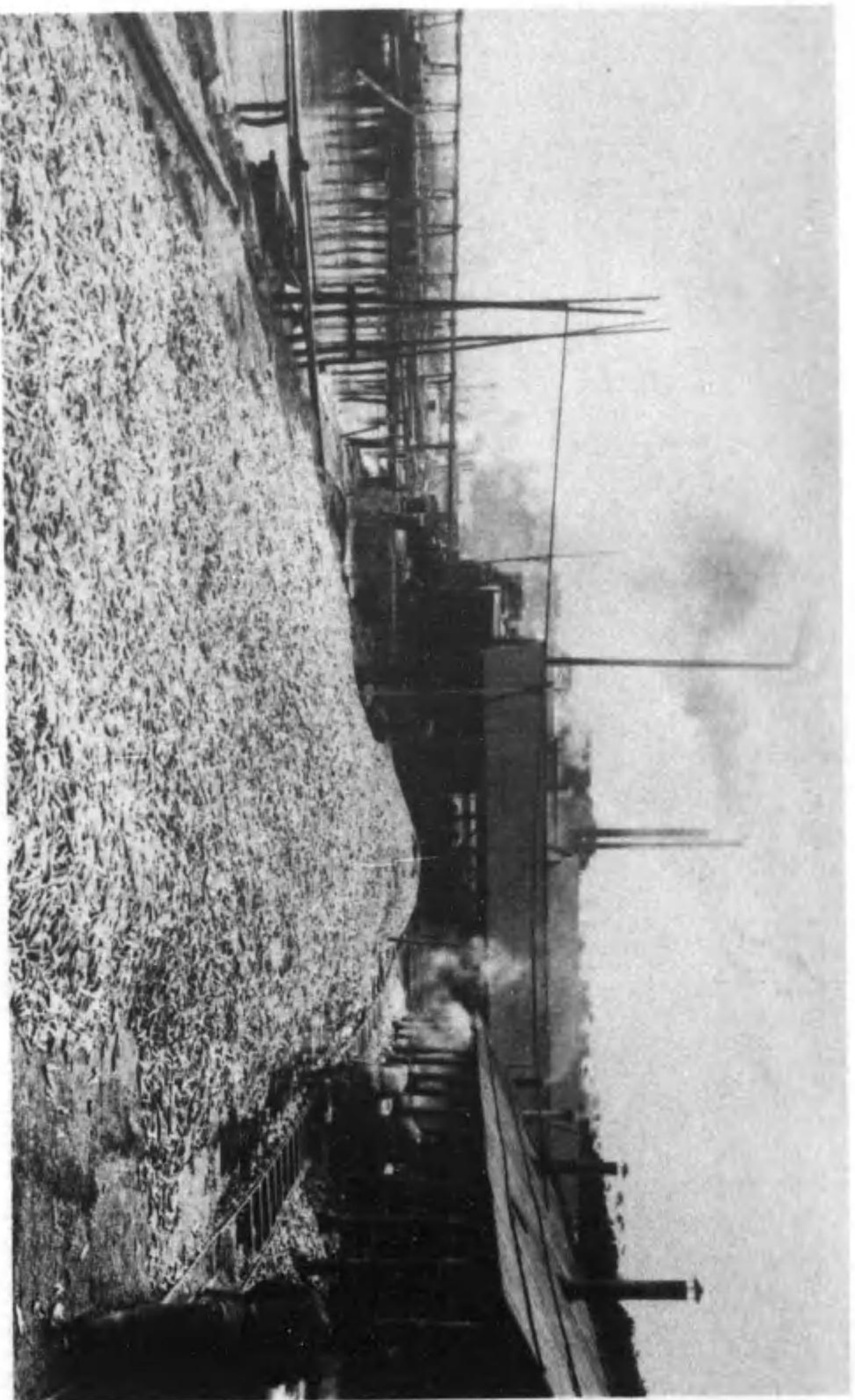
ニ、黒鉛 鱗狀土狀の二種あつて、鱗狀黒鉛は平安北道・咸鏡北道を、土狀黒鉛は慶尙北道・咸鏡南道を主要産地とし品質共に良好である。

鑛山の主なるものは鱗狀黒鉛に於ては江界鑛山・新溪里鑛山・古津江界鑛山・伏木鑛山・城津黒鉛鑛山等、土狀黒鉛に於ては山野月明鑛山・小宮黒鉛鑛山・咸昌鑛山・永興鑛山・長興鑛山・价川第一鑛山・价川第二鑛山等がある。鱗狀黒鉛の需要は殆んど内地に限られ、特に歐洲大戰中錫蘭産品の輸入が自由に行はれなかつた當時には内地の需要は朝鮮産によつた爲、市價昂騰し未曾有の盛況を呈したが、戦後需要が減退し、且日印爲替相場の関係上錫蘭産の輸入が激増した爲其の壓迫を蒙るに至り、久しく沈滞の状況にあつた。然るに昭和六年十二月金輸出再禁止に伴ひ爲替相場甚だしく逆調となり輸入が幾分不利となり、且内地市場に於ける需要品激増した爲朝鮮産に對する需要が漸次増加の傾向を示してゐる。之に反し土狀黒鉛は戦前に於て内地の需要が極めて僅少であつた爲、主として販路を海外へ求めたが、戦後内地の需要も増し、大正九年度に於ては海外輸出と相俟つて盛況を呈した。しかるに同十年度に入つて海外市場の不振と内地の需要減退等により悲境に陥つたが其の後滞貨が消化せられるに伴れ、市況は稍回復の機運に向ひつゝある。

ホ、タングステン鑛 歐洲大戰勃發後軍事上の必要に促されタングステンの需要が著しく増加した爲、

之が発見採掘に従事するもの多く一時盛況を極めたが、大正七年以後市價低落し、加ふるに需要が著しく減少したので、一般に事業を緊縮して休山廢鑛するもの續出し、同八年末には全部休止するに至つた。然るに近年に到り軍事工業活況を呈するに共に再び回復に向ひ現在では國內自給自足の域に達した。現在稼行中の主なるものは大華・百年・箕州・中川青陽・鯨水・順鏡山・稻葉等の鑛山である。既知鑛床の中、江原道金剛山附近、忠清北道忠州郡、黃海道谷山郡及忠清南道青陽郡に存するものはその主要なるもので、其の他諸所に発見せられたものも亦少くない。

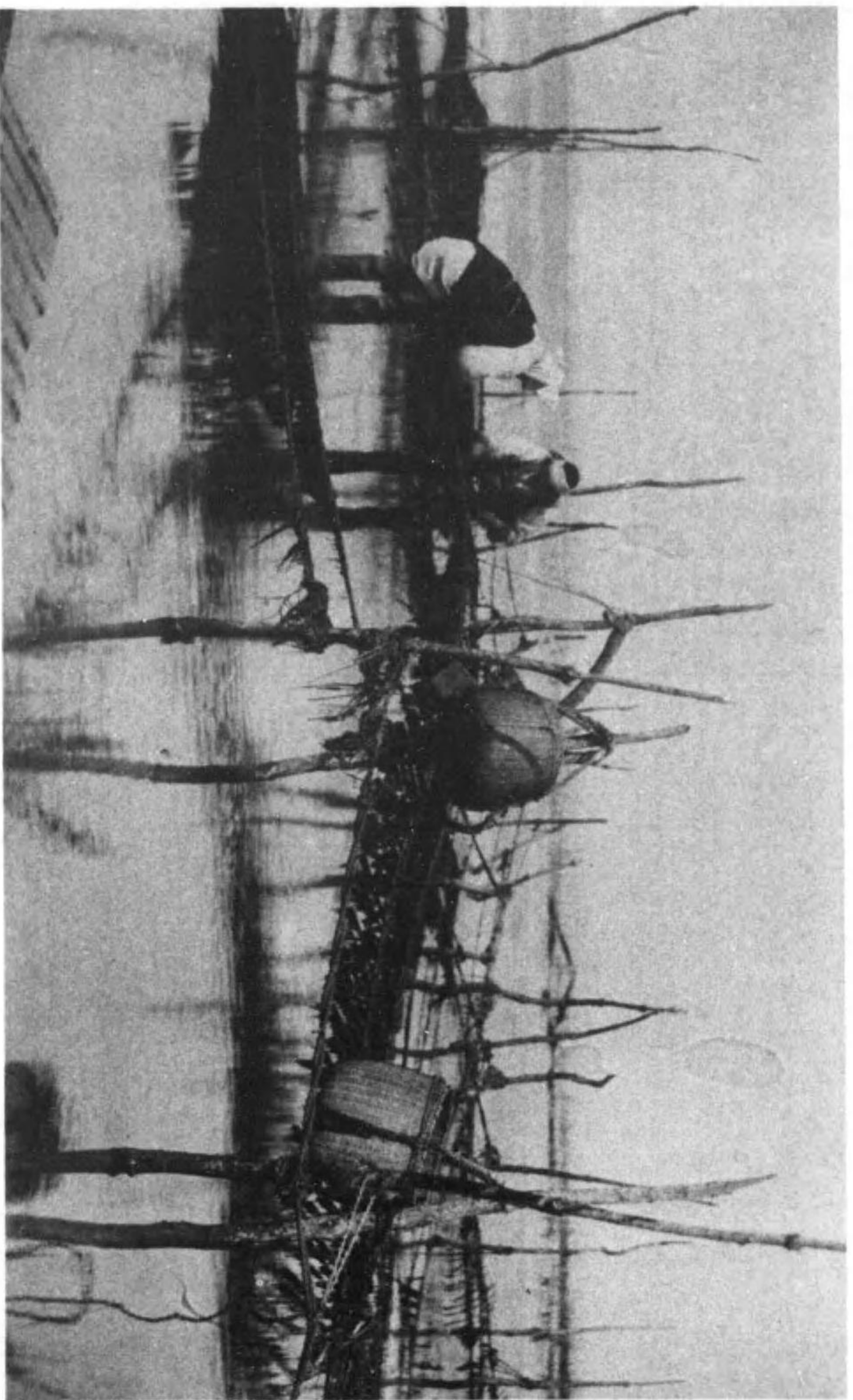
へ、水鉛鑛 水鉛鑛も亦タングステン鑛と共に歐洲大戰當時盛んに採掘されたが、其の需要杜絶した爲休止せられ一時産出皆無となり、大正十四年以後は僅少の産出を見るに過ぎなかつた。最近再び製鋼事業の盛んになるに伴れて採掘者が増加した。其の主なるものは全羅北道の長水鑛山・江原道の金剛鑛山・慶尙北道の龍鳳水鉛鑛山等であつて、其の産額は殆んど全部を内地へ移出してゐる。



況状の場工取搾油瀾津清



午線船の獲漁の状況



ノリ採取の實況

一五 水産業

水産業の概況

朝鮮は本陸及島嶼を合せて海岸線の延長一萬七千五百八十軒に達し、地勢・氣候及潮流等の關係上水産物頗る豊富であつて有利の漁場に乏しくないのであるが、古來漁政に關する基礎極めて薄弱であつて、進歩の跡見るべきもの少かつたのであるが、併合以來當局官廳に於て銳意斯業の發達を圖り、之が保護取締を周密にし、且年々相當の經費を投じて各種の調査及試験を行つて其の結果を公表し、斯業に關する傳習講習を行つて當業者の知識技能を啓發し、有望な事業に對しては金品を補助貸與して其の發達を助長し、漁港及避難港修築の爲年々工費の一部を補助し、漁業組合の改善發達を圖つて漁民共同の福利を増進し、輸移出水産製品検査を行つて製品の改良統一を圖り、又當業者をして朝鮮水産會又は水産組合を組織せしめ、水産業の改良發達を圖り、近くは優良漁船獎勵補助・海苔牡蠣増殖獎勵補助・水産物冷蔵獎勵補助を爲す等、各種の施設を講じた結果、漸次發達の域に進み、昭和十一年に於ては漁獲高七千九百八十七萬餘圓、養殖生産高四百七十四萬餘圓、製造高七千九百三十七萬餘圓に上つた。今漁獲高七中百萬圓以上の産額を有するものを擧げれば左の通である。

まいわし 二六、八一、二七五_円

さ

ば

四、七八〇、八一五_円

水産業

かたくちいわし	二、七八五、一四二 ^円	え	二、五五二、二三七 ^円
にしん	三、〇〇〇、〇七五	めんたい	五、七六九、二五九
たい	一、二九五、五五六	かれい	一、六二六、五二七
ぐち	四、七五四、七七六	さわら	一、一一五、二三四
たちうお	二、二〇一、三一二	にべ	一、〇七七、〇一四
あじ	一、八〇三、八六七	ひらめ	一、〇四二、四三三
たら	一、三八五、〇九七		

二六〇

而して百萬圓未満五十萬圓以上の産額を有するものは、ぶり・ふか・あなご・はも・なまこ・ぼら・えい・わかめ・ふのり・てんぐさの十種である。

次に水産物製造物中百萬圓以上の産額を有するものを挙げれば左の通である。

素乾めんたい	四、三四九、一五四 ^円	鹽藏ぐち	一、一八四、九四九 ^円
乾のり	四、二三四、九一五	いわし搾粕	一八、七八六、六四五
鹽乾ぐち	一、三一八、一三五	いわし油	二四、二二四、六〇八
煮乾いわし(煎子)	二、七九四、五六八	魚粉(ライッシュミール)	二、三一七、七二〇
めんたい卵	一、二〇五、九七五	トマトサーजन	一、四四七、二八六
鹽藏さば	一、〇三一、六三四		

尙百萬圓未満三十萬圓以上の産額を有するものは、煮乾えび・煮乾なまこ・鹽藏にしん・鹽藏たちうお・わかめ・鹽辛えび・素乾いわし・鹽藏いわし・かに罐詰 めんたい肝油・てんぐさ・まぶのり・か

漁業處分

まほこの十三種である。以上製造業の盛衰は主として各地に於ける漁獲の状況と相伴ひ、又輸移出向製品に在つては仕向地の需給状況に因り、製品の種類に多少の變化を生ずることもあるが、大體に於て主要生産地及製造の状態は例年著しい異動はない。

現行朝鮮漁業令は昭和五年に制定されたもので、漁業を分けて免許を受くべき漁業・許可を受くべき漁業・届出づべき漁業の三種としてゐる。免許を受くべき漁業は一定の水面に漁具を定置するもの(定置漁業)一定の水面に區劃其の他の施設を爲して養殖を爲すもの(養殖漁業)一定の水面に於て繰り返し漁網を曳揚げ又は曳寄せるもの(定所曳網漁業)一定の水面に於て繰返し漁網を建設又は敷設するもの(定所敷網漁業)一定の水面に魚類を集合せしむる設備を爲すもの(定所集魚漁業)及水面を専用するもの(専用漁業)であつて、免許を受けた者は漁業権を取得し、其の漁場内では一切の妨害となる様な行爲を排除して免許を受けた漁業を営むことが出来る。尙漁業権に關しては之が保護の爲、保護區域の制度を設けて一定の區域内では免許を受けた漁業の妨害となる様な漁業を禁止せられてゐる。許可を受くべき漁業は捕鯨漁業・トロール漁業・工船漁業・機船底曳網漁業・潜水器漁業・機船巾着網漁業其の他十種の漁業であつて、漁業の種類に従つて朝鮮總督に於て、或は道知事に於て之が許可の處分を爲すのである。漁業の許可は水産動植物の蕃殖保護及漁業取締を目的とするものであつて、免許を受くべき漁業と異つて漁業権とはならない、届出づべき

漁業は前二種の漁業に屬しない一切の漁業であつて、單に届出を爲して鑑札の下附を受ける。漁業の免許の出願及漁業權に關する各種の處分の申請を爲す者は府令の規定に依つて一定の手数料の納付を要し且漁業者は道費として漁業税を賦課せられる。昭和十一年末現在の有効件数は免許九千三百十八件、許可二萬七百四十四件、届出一萬一千四十三件である。

水産業の保護獎勵

イ、水族の保護及漁業取締 全鮮的には朝鮮漁業保護取締規則に基き、地方的には各道漁業保護取締規則に依り水族保護上必要あるものに對しその操業區域・漁期・漁具・漁法及採捕物の體長等に制限を加へ之が取締を嚴にして漁利の永續を圖り又沿海各道には取締船を常置せしめて自道の漁業取締に従事せしむるに共に、尙本府は昭和二年朝風丸(一二七噸)を建造し全鮮沿岸の漁業取締及支那東海出漁船の保護監視に従事せしめたるも、近年蘇聯沿海出漁船増加し拿捕等の事件頻發するを以て昭和十一年十一月新に照風丸(二五七噸)を建造し専ら此の方面出漁船の保護監視に従事せしめ漁業の秩序維持に努めつゝある。

ロ、水産業に關する團體 從來存在した朝鮮水産組合は全鮮を一區として内鮮水産業者を以て組織し、水産業の改良發達に關する諸般の施設を爲し來つたのであるが、法令上の保護に乏しく、従つて其の基礎も薄弱で事業の遂行にも種々困難の事情があつたので、内地の水産會法に準じ大正十二年一月朝

鮮水産會令を公布し同年四月一日より實施し現在に及んでゐる。而して水産會は道水産會と之が聯合組織に依る朝鮮水産會との二階級に區分され、從來の朝鮮水産組合各道支部は之を道水産會とし、本部は之を朝鮮水産會とし、總て從來施行せる組合の事業を繼承するの外新に時勢の要求に應ずる施設を爲し、一面水産行政の補助機關たる使命を完うせんことを所期してゐるのである。其の主なる事業としては道水産會に於ては水難豫防救濟・醫療・施藥・各種の試験及調査・水産業の指導獎勵事業・講習講話・朝鮮水産會に在りては、各種水産會合の主催・水産物輸出獎勵・道水産會事業の獎勵補助・水産製品販路擴張・水産業に關する各種仲介斡旋等で、本府は之に對して大正十二年度以降年額一萬二千圓乃至三萬圓の補助を爲し事業を助成してゐる。漁業組合は一定の地區内に居住する漁業者又は一部の漁業者を以て組織し、組合員をして漁業を爲さしむる爲漁業權を取得し、又は其の貸付を受けて組合員の漁業又は之に關する經濟若は救濟に必要な共同の施設を爲すことを目的とするもので、昭和十二年九月末現在の組合數は百九十六に達し殆んご全鮮沿岸に其の普及を見てゐるのである。抑漁村の堅實なる發達は漁業組合の振興に依つてのみ之を期待し得るに言つても過言ではないのであるが、從來組合の普及全からず、尙既設組合も雖も經費に乏しく、従つて理事者に其の人を得る能はざる等の關係で、未だ充分に組合の機能を發揮する能はざる状態であつた爲、大正十一年度以降國費補助の途を開き、漁業組合理事者の給料補助として一箇年五百四十圓を限度とし三箇年間、組合新設の場合は設立費として一組合五百圓の外理事者の給料をも補助することにしたのであるが、各道

に於ても之に順應し道費より相當の補助を爲し之が助成に努めてゐるのである。尙大正十四年度からは從來の實績に鑑み設立費補助を廢止し、新に各種共同施設事業に對しても補助することとし、昭和八年漁村振興施設の實施に伴ひ共同施設費補助を擴充し又昭和四年度からは優良なる理事者を得る爲理事見習の給料に對しても補助を爲し、更に昭和十一年度から漁村振興漁家更生の指導職員の設置費を補助する等益漁業組合の助成に努め之が發達を促進してゐるのである。次に昭和五年五月一日から施行せられた朝鮮漁業令に於て、漁業組合聯合會並に水産組合及同聯合會の制度を設けられ水産團體の體系的整備を見たのである。漁業組合聯合會は道の區域に依り其の道内の漁業組合を會員として之を組織し、所屬漁業組合の目的を達成せしむる爲必要な施設を爲し、又は所屬漁業組合に對し業務上の指導を爲すを以て目的とし現在京畿・全北・全南・慶北・慶南・黄海・平北・江原・咸南・咸北の十道に其の設立を見てゐるのである。而して漁業組合聯合會の消長は直に所屬漁業組合の振否に影響する所大なるを以て、聯合會の役員には最も優秀なる者を得る爲之が給料に對し國庫補助を爲してゐる。尙此の外に社團法人朝鮮漁業組合中央會が昭和十二年五月に設立せられ正會員たる漁業組合及同聯合會の發達並に事業上の連絡を圖るを以て目的と爲し、從來地域的關係に因り受けつゝありたる事業上の不利不便は漸次解消せらるゝこととなり今後の活躍には期待すべきものがある。水産組合は一定の地區内に居住する漁業者又は水産物の製造・取引若は保管を營業とする者を以て組織すること認められ、其の目的は當該水産業の改良發達を圖り營業上の弊害の矯正にあるのである。現在水産組

合數は十七に達してゐる。水産組合聯合會は水産組合の聯合機關にして、所屬水産組合の目的を達成せしむる爲必要な施設を爲し、又は所屬水産組合に對し業務上の指導を爲すを以て目的とするのであつて、現在は咸北・咸南・江原三道の鰯油肥製造業水産組合を會員とする朝鮮鰯油肥製造業水産組合聯合會が設立されてゐるのみである。

ハ、水産業の指導獎勵 水産業者に對する直接の指導獎勵は主として地方廳をして當らしめてゐるが、特に優良漁船の建造普及に關しては昭和元年度から、海苔牡蠣の増殖獎勵に關しては同二年度から地方費(現在の道費)に對して國庫補助を行ひつつあり。漁獲物の處理改善に關しては製氷工場・貯水庫建設を獎勵し、處理工水の普及を圖る爲昭和二年度から同六年度迄當業者に直接國庫補助を行ひ以て斯業の獎勵に努めたのである。又從來漁業用油の輸入に付ては免稅の特典を有したのであるが昭和十二年度よりは國策上之を廢止せらるゝこととなつた爲漁業者の負擔は急激なる加重を免れ得なくなつた。然るに之を放置するに於ては斯業の進展上大なる支障を來すべきを以て業者の漁業經營費の低減を期すべき施設として、同年度より十箇年計畫を以て大型燒玉機關の「ダイヤル」化補助、小型燒玉機關優良化補助、輕油機關の重油機關化補助、機關士養成補助(朝鮮水産會に對し爲す)、燃料油貯藏設備費補助、製氷冷蔵設備費補助、漁船改装費補助、指導員設置費補助(道職員設置費に對し爲す)等を実施して業者の負擔輕減を圖つたのである。次に地方廳は道費又は臨時恩賜金を以て漁撈・製造・養殖に關する各種試験及傳習・漁具・漁船の配付、貸付又は其の購入費の補助、漁業資金貸付、

製造・養殖漁業の指導補助、水産講話等の施設を爲し、傍ら漁業者の副業・貯蓄を奨励する等、鋭意斯業の發展を期してゐる。

ニ、漁船避難港修築補助 沿岸には大小の港灣三百餘があり、漁民は常に之等を漁港として使用してゐるが、其の多くは天然の儘に放任されて、何等風浪遮屏の設備がないので、本府では漸次港灣の調査を遂げて年々工事費を補助して修築せしめ漁港の完成を期してゐる。

ホ、水産製品検査 水産製品の産額増加するに従つて、輸移出額も亦累年其の數量を増加し、昭和十一年に於ては検査合格數七百三十九萬九千餘箇、一千百二十九槽、價格五千六百九萬餘圓に達するに至つた。水産製品の品質改善に付ては大正七年五月水産製品検査規則を發布し、同年七月一日から重要輸移出品に對し検査を實施して粗悪品の輸移出を防止したのであるが、爾來年を逐うて品質著しく改善せられ内外市場に於て鮮産水産製品の聲價を發揚し商取引上顯著なる効果を擧げるに至つた。昭和二年四月には検査規則の大改正を行つて、全部抽出検査の方法に改め、乾海苔に對し小包郵便の途を開き、包装容量の特例を認め從來等級を付けなかつたものに對しても新に等級を付けることにし、又は等級を増し検査立會者を置き、處罰規定を改め、その他検査の標準等級等を整備した。次で昭和四年五月鱈油を検査品目中に追加すると同時に、之が貯油槽検査をも認め昭和九年蟹罐詰検査標準を、昭和十一年一月及三月には鯖罐詰及鰯トマト漬罐詰を内地の輸出検査標準に順應せしむるなき専ら品位の統一と聲價の發揚に努むるに共に、内鮮二重検査を廢して取引の圓滑を圖り昭和十二年一月輸出

向鹽鱈を検査品目に加へ又鰯粉の検査標準を改正し成分分析検査を施行することとなつた。検査は從來税關で行はれたのであるが昭和十二年四月一日朝鮮總督府水産製品検査所創設せられ検査を掌ることとなり、京城に本所を置き地方に支所及出張所を設け、更に必要な所には一定期間臨時検査所を開設することになつて居る、現在支所は清津・元山・釜山・仁川の四箇所、出張所は雄基・漁大津・城津・遮湖・新浦・庫底・長箭・束草・注文津・三陟・竹邊・浦項・甘浦・統營・麗水・莞島・木浦・濟州・鎮南浦・新義州の十八箇所と西水羅・丑山・鬱陵島・群山・龍湖島の臨時出張所五箇所である。

水産試験及調査

水族の種類・分布状態及習性等を調査して其の有望なるものに對する漁法、漁獲物の處理及蕃殖保護の方法を研究し、遺利の開發と斯業の發達に資する目的を以て、本府は大正元年度以降九年度迄水産調査及各種試験を行ひ相當成績を收めたのであるが、該調査は僅少なる臨時職員を以てし、其の事項の多くは内地の模倣に止り、更に學術的基礎の上に立ち徹底的に試験調査を行つて、斯業の發展を期するには勢獨立の試験機關を設置するの必要あるを認め、釜山牧之島に國費に依る水産試験場を設置し、同十一年度を以て其の設備を完成し、着々豫期の事業を遂行してゐる。尙昭和十一年度から清津に北鮮支場を設けて主としていわしの處理に關する試験事業を行ふことになつた。昭和十二年度本場及び支場に於ける試験調査事項の概要は左の如くである。

一、漁撈部

めんたい漁業試験 本試験は朝鮮東海岸の未開の漁場を探查して新漁場の發見に努め適種漁具、漁法の試験を行つてめんたいの増産を圖る目的の下に實施し來つたのであるが、昭和七年度からは更にめんたい漁業の基礎的調査を開始し、從來の試験事項の外海洋調査係・養殖係と協力して海洋學的、生物學的方法を以て東岸一帯に亙りめんたいの生長・蕃殖・回游竝に漁況と海況との關係に關する事項を調査してゐる。而して前年度までには發生竝に成魚生活狀態及び調査區域の海底形質を明になしたるにより本年度は更に新漁場の開發竝に漁況豫測方法に付研究を行はんとするものである。

まいわし漁業試験 東海岸に於けるまいわし沖取漁法を完成せしめんとする爲先づ沖合に於けるまいわしの棲息狀態を調査し漁具漁法を完成しその目的を達せしめんとするものである。

西海岸沖合漁業試験 濟州島から鴨綠江口に至る西海岸沖合一帯の海區に於てあじ・さば等の重要魚類の分布、回游竝に漁況と海況の關係を調査し、併せて漁獲試験を實施し、漁場の生産力・漁期・適種漁具・漁法に關する事項を究明して西海岸に於ける本漁業の開拓に資せんとするものである。

漁船試験 沖合漁船の標準型選定に關する試験を實施し漁船改良に關する講習講話を行つて優良漁船の普及に資せんとするものである。

二、製造部

いわし處理に關する試験 朝鮮漁獲物の大宗たるいわしの有效處理に關する試験を爲すものであつて魚

粉の製造に關しては脱脂方法變質壓搾方法夾雜物の除去等に付て爲し、又罐詰の製造に關しては「トマト」漬・水煮の二種に付研究を進める外、新規に唐辛子粉末を配合せる「ペツパーサージン」を製造して海外の反響を試み尙搾粕より食用魚粉の製造及びまいわしの生化學的研究を施行してゐる。

のりの生理に關する試験 のり養殖業の健實なる發展に資せんが爲其の生理及病理・築材料及裝置・青のり驅除・高所干潟地及深所に於ける養殖方法の研究、春のりの品質改善、施肥による促成のり養殖竝に孢子着生に關する試験を行つてゐる。

寒天製造に關する試験 朝鮮に豊産するてんぐさを原料として朝鮮の環境に適する製造方法を工夫考案せんとするものである。

干潟地利用に關する試験 朝鮮西海岸の廣漠たる干潟地の利用開發に資せんが爲本年度より新に實施せるものにして先づ一着にかき及あさりを選びかきについては餌料と生育及び養殖裝置に關する試験、あさりについては土質と生育に關する試験を施行してゐる。

其の他 「フィナンハデー」即ちたら類の燻製罐詰の商品價值に關する試験及かたくちいわしを原料とする鹽辛の熟成及油漬罐詰製造に關する試験及び各種水産物の内臟利用に關する試験を行つてゐる。

三、養殖部

重要水産物生活史調査 海産竝に淡水産魚貝類に付、稚魚貝の採集、産卵調査及採集物の整理を行つてゐるが、生活史乃至幼稚期の形態及生態の判明せるものは既に二百種以上に及んでゐる。

重要水産生物の種の査定及分布調査 水産各方面の根本知識である動植物の種及分布に付ては全鮮に互り調査を行つて居り、其の内魚類に關するものは一段落を遂げた。がさみの蓄養・あわび其の他の貝類いか・たこ類及びえび類に就いて目下調査中である。

沿岸養殖適地調査及び養殖試験 朝鮮沿岸の干潟及淺海に於ける養殖事業の振興を圖るが爲、慶尙南道鎮海灣に於ける基本調査、重要貝類生殖時期調査、あかがいの養殖試験、重要二枚貝の稚貝の研究等を行つてゐる。

活魚輸送試験 生質及活魚輸送器等に酸素供給装置其の他の考案を施し、活魚收容能力及生活力の増進に付て試験中であるが鎮海養魚場に於ても淡水養殖用苗魚輸送用水に關する特殊の考案を施し、輸送能率上顯著なる効果を収めたので、目下更に其の精細に互り試験研究中で、既に實用の域に達してゐる。

尙鎮海養魚場に於てはこい稚魚及卵、かむるち一稚魚の配付、養魚場の設備及作業を利用する淡水養殖に關する實習及現地指導、淡水養殖適地及適種の調査養殖試験を行つてゐる。

四、海洋調査部

沿岸定地海洋観測 朝鮮沿海の海況調査に資するため、引續き全鮮沿岸三十五箇所にて施行する観測成績を月々本場にてこりまこめ、月刊海洋圖に掲載發表す。

近海海洋観測 調査船鸚丸に依つて、左記の観測を行つてゐる。

(一) 對馬海峡東口定期横斷観測 (二) 南西近海海洋調査 (三) 日本海まいわし産卵場並産卵期調査。

海潮流調査 海潮流の流向及強弱は沿岸漁業に大なる關係があるから、前年に引續き潮流計に依る観測及投瓶調査を施行す。

浮游生物に關する調査 魚類の回游ミ浮游生物の關係並に重要魚類の産卵場・産卵期を知る目的を以て調査船に依り卵及稚魚其の他浮游生物の採集を爲し、又地方水産試験場より資料を蒐集して調査を繼續してゐる。

魚類回游調査 重要魚類の回游経路並に其の範圍を知る爲、地方水産試験場ミ連絡して、ぶり・めんたい・さば・たら・にしん等の標識放流を行つてゐる。

朝鮮近海海洋圖編輯 朝鮮近海の海洋状態並に漁況を速かに周知せしむる爲、毎月一回其月初の海洋観測成績並に沿海漁況の概要を記載發行する。

水産業の發展

一、日本海方面 日本海に面した豆満江口から釜山港に至る東海岸は、海岸線の延長約二千軒に達し砂濱懸崖相連つて好箇の沿岸漁場を形成してゐる。潮汐の干満は微少であるけれども水深くして魚族の滞留に適し、且リマン海流は北から寒帶性魚族を送り、對馬海流は南から溫帶性魚族を齎して、魚族の分布を豊富ならしめ、漁利殆んど無盡藏ミ稱せられてゐる。此の沿岸に於ける漁業發展の状態は併合以來頗る顯著であつて従來咸鏡南道のめんたい、江原道のいわし・あわび及慶尙北道のにしんの外

見るべきものなかつたのであるが、内地人の移住増加と共に漁具漁法を改善し、最近に至つてはいわし・さば・たらの各漁業亦著しき發達を遂げ、其の製法亦一段の進歩を示し、産額いわし搾粕一千八百六萬圓、いわし魚油二千三百六十三萬圓、鹽藏さば八十二萬圓に達し、特にいわし漁業は將來益發展の氣運に在つて稍衰退しためんたい漁業に代つて一層の勢を呈してゐる。

二、多島海方面 釜山港から木浦に至る南海岸は大小の島嶼點在し、其の沿岸は犬牙錯雜岬灣相交つて廣漠たる海域を占め、水深概ね八十尋以内であつて漁具の使用に便なるばかりでなく、寒暖兩海流の影響を受けて魚族の分布豊かであり且廣大なる平野に接して市場に近く、大河港灣を控え、九州中國方面の連絡亦容易である爲、漁獲物の集散至便であり、内鮮人の漁業共に進歩し、釜山・巨濟島近海のあじ・さば漁業の如き、鎮海灣附近のたら・かたくちいわし漁業は羅老・青山・所安・巨文の各島近海のさば・たい・さわら・はも漁業の如き、黒山島及濟州島沖に於けるあじ・さば・にべ・たい漁業の如き汝自灣及附近に於けるえび漁業等の如き、又光陽灣以西木浦に至る沿岸各地ののり養殖漁業等は近年大に發展し、尙開拓の餘地豊富であつて、斯業の將來は蓋し刮目に値するものがある。其の製造品も頗る豊富であつて、就中統營麗水地方の煮乾いわし、濟州島の乾あわび及あわび罐詰、汝自灣の乾えび、木浦の海藻類は其の主なるものである。即ち慶尙南道の煮乾いわし(煎子)二百三十萬圓に達し、たらは五十五萬圓、同製品五萬圓に上り、全羅南道に於てはのり・ふのり・わかめ・てんぐさ等の海藻四百七十四萬圓を算し、南海岸水産物の大宗となつてゐる。

三、黄海方面 木浦附近から鴨綠江口に至る西沿岸は河口・溇灣・潟洲・礁脈・淺灘及群嶼相連つて海岸線の出入甚しく、海底は遠淺であつて黄海の中心に至るも水深五十尋を越えず、潮汐干満の差大であつて、三十尺に達する處もあり、冬季温帶性魚族の滞留には適しないが、其の他の時期に於てはぐち・たい・さわら・あじ・さば・にべ・ひら等群來して年々豊漁を續けてゐる。西海岸漁業が今日長足の進歩を遂げたのは本府及各道の獎勵ミ内地通漁者の鮫鱈網漁業を普及した結果であつて、就中全羅南道の七山灘、忠清南道の煙島近海、黄海道の延坪灘及平安南道の魚泳島近海に於けるぐち漁業は東海岸のめんたい・さば・いわし・にしんミ匹敵し、南海のたいミ合して朝鮮海六大漁業の一ミ稱せられ、盛漁期に於ては全羅北道於青島附近から黄海道延坪島に至る間七、八百隻の漁船輻湊して一大壯觀を呈し、其の産額四百七十五萬餘圓にも達する。尙此の方面に於てはのり・かき・あさり・はまぐり等各種介類の養殖に適する場所多く、本府は昭和二年以來此等の増殖獎勵補助を施行し來つた結果、近年著しく養殖面積の増加を見るに至り、此の沿海一帯の干潟地利用養殖事業の將來は期して俟つべきものがある。

水産業の改良

水産業の改良方策は主として漁船・漁具及漁法の改良、漁港の完備、漁業者の知識技能の養成、水産に關する調査試験の施行、水産物の處理加工業の普及發達、販賣方法の改善並に販路の擴張、水産物の

人工増殖奨励、需給の調節及産額の増進、内地人漁業者の移住及内鮮人漁業者間の統一融和、水産會又は漁業組合の設立、漁業者の副業及勤儉貯蓄の奨励等である。

一、漁業 漁船漁具及漁法の改良普及に關しては極力指導奨励を爲した結果、朝鮮人漁業者の優秀な内地式漁具漁法に依るもの近年著しく増加し、就中一本釣、延繩等の釣漁業最も發達し、地曳網・流網・鮫鱈網等の網漁業之に次ぎ、漁獲成績の如きも内地人漁業者に比し甚しき遜色を見ず、又大敷網・巾着網・揚繰網・小臺網等を經營する者漸次其の數を増加して來た。内地型漁船の普及は漁具漁法の改良と共に近來著しく、其の數は大正元年に於て三千六百二隻に過ぎなかつたのであるが、昭和十一年末に於ては二萬五千九百五十五隻を算し、實に二萬二千三百五十三隻約七二倍の増加を示してゐる。

二、養殖漁業 漁業の奨励と同時に水産物濫獲の取締を爲して其の蕃殖を保護し、更に進んでは人工増殖と需給の調節を圖る目的から養殖漁業をも奨励してゐる。本府及各道に於てはわかさぎ・こい稚魚の配付、かき・のり等の養殖試験を行ふと共に廣汎な干潟淺海の開拓に資する爲、適種魚介藻類の適地を調査中であり、一方のり・かき・あさり及はまぐりの養殖事業の有望なるに鑑み、之が奨励補助を爲し企業の促進を圖りつつあるのである。現在民間事業として最も發達してゐるのは全羅南道・慶尙南道及黄海道管内に於けるのり養殖であり、之に次ぐものは咸鏡南道永興灣・全羅南道・慶尙南道のかき養殖であつて、其の他南鮮地方のうなぎ養殖も規模は大きくはないが、成績は見るべきものが

ある、昭和十一年末に於ける養殖面積は二百二十一千平方米に達し、其の收穫高は四百七十四萬圓餘に上つてゐる。

三、水産製造業 朝鮮人間に於ける水産物の加工は、往時漁獲物の保存法として單に之を鹽藏し又は乾製するに過ぎなかつた。其の方法は頗る拙劣で只鮮内の需要に應ずる程度であつたが、極力指導に努めた結果逐年製造方法の改善と利用の増大を見、今日に於ては廣く内外地に其の販路を得るに至り品種の増加に伴つて著しく生産額を増加した。昭和十一年に於ける製造高は内地人三千二百五十二萬圓、朝鮮人四千六百八十五萬圓、合計七千九百三十七萬圓に達した。

四、内地漁民の通漁 内地漁民の通漁は併合後著しく發展し、其の漁場區域は朝鮮全沿海に亘り、毎年春季より秋季に至るの間盛んであつて、朝鮮漁業の開發に幾多の貢獻を爲し來つたのであるが、今日に於ては既に朝鮮居住漁業者さへ沖合及遠洋に進出すべき機運に至つた爲、特殊のものを除いては朝鮮沿岸に通漁するものは著しく減少されつゝある。

五、内地漁民の移住及漁村經營 内地漁民の移住は關係内地府縣の奨励と通漁の發展に伴つて、南鮮地方から漸次北鮮地方に普及し、邊陲の地と雖團體移住又は單獨移住者少くない。

六、水産業の指導奨励に關する技術員配置 韓國併合當時に於ては本府技術員以外は各道に一名乃至二名の技術員を配置したに過ぎなかつたのであるが、爾來本府及地方廳も多少の増員を行つて、昭和十二年九月現在に於ては國費に依る技術員は本府十八人、地方廳二十二二人、本府水産試験場二十二二人

計六十二人、道費に依る技術員二百餘人であつて、朝鮮水産業の現状から見るときは猶十分は云へないが、夫々水産に關する各種の調査試験及指導獎勵に當つてゐる。

七、水産教育 水産の開発は漁業者の知識技能に負ふ所少くないのであつて、從來之が啓發上本府及地方廳の實地指導の外、地方費に依る水産學校の設置又は漁業傳習講習に依り優良な當業者の養成に努めて來た。現在水産學校としては慶尙南道の統營公立水産學校・全羅南道の麗水公立水産學校・平安北道の龍岩浦公立水産學校・黃海道の龍湖島公立水産實習學校の四校である。又水産傳習講習は道依つて其の方法を異にするのであるが、漁業傳習に付ては大體一定期間講習船に乗組ましめ、實地に就いて其の漁具の使用及漁法を授け、製造傳習講習に付ては一定期間傳習地を定め又は巡廻的に之を行ふものであつて、此等の修了生に對しては成るべく共同して水産業を經營せしめる方針を採り、修了後傳習用の漁具及漁船を給與し又は漁船漁具の購入補助金を交付して、其の技能を發揮せしむるに努め、漁村の中堅たらしむることを期してゐる。此等は概ね地方の模範漁民として漁村の開発に寄與する所少くない。

一六 神社及祭祀、宗教

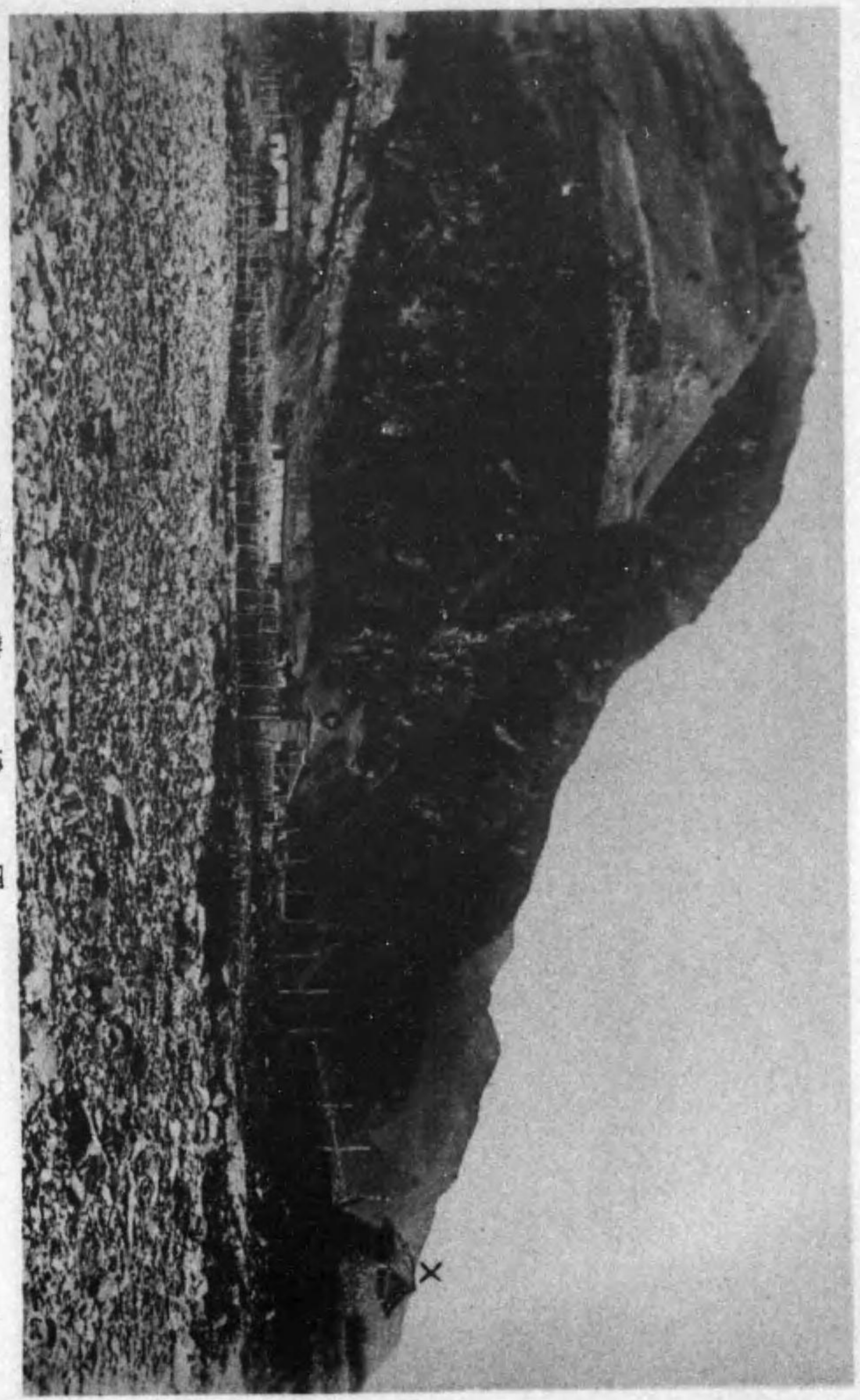
神 社

本府は大正四年八月神社の創立及移轉合併等に關する規則を定め、次で昭和十一年八月神社規則の全面的改正を斷行し此等の成規に遵由して神社を創立せるもの五十二に上り、地方著名の都市には概ね其の存置を見るに至つた。次に神祇を勸請して一般公衆の禮拜に供する小設備の神祠は三百十一所あり、是れ何れも他日神社となるべき體性を有するものである。

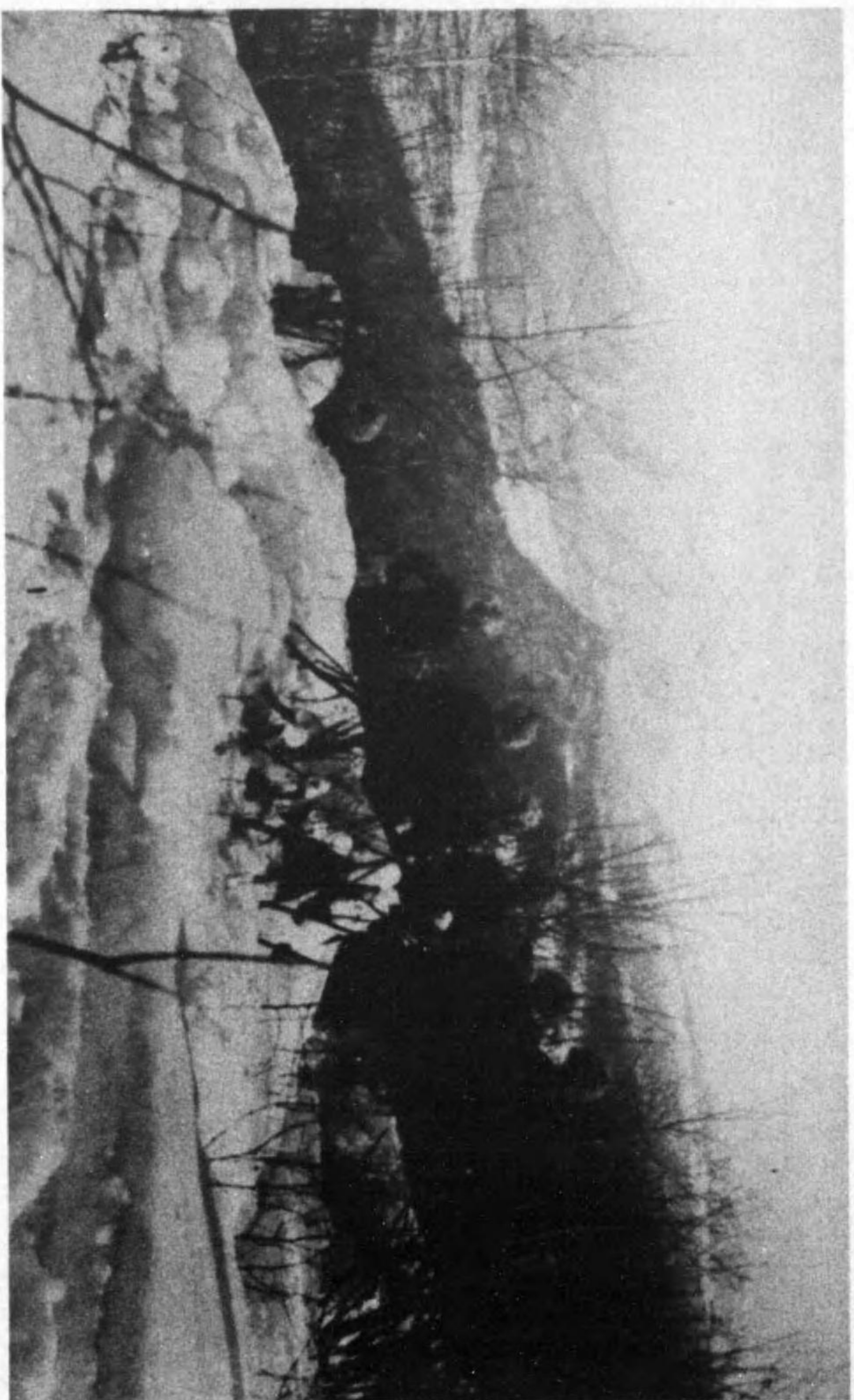
官幣大社朝鮮神宮(京城南山御鎮座)は朝鮮の總鎮守として 天照大神・明治天皇の二柱を奉祀し、大正十四年十月十五日鎮坐祭を執り行はせられ、爾來例祭を十月十七日と定め、勅使を差遣せらるることに御治定になつた。又昭和十一年八月一日京城神社(京城倭城臺鎮座)並に龍頭山神社(釜山府辨天町鎮座)の兩社をば國幣小社に列格仰出され、次で昭和十二年五月十五日大邱神社(大邱府達城町鎮座)並に平壤神社(平壤府慶上里鎮座)をも國幣小社に列格仰出された。

Faint, illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page.

一六 警備隊駐防、張勳



備 警 境 國



冬の國境警備

一七 警察

治安状況

朝鮮の治安は大正八年三月一日に起つた騷擾事件後一時平靜を缺き、不安の氣四方に漲り、屢々兇暴行爲が敢行せられたが、其の後警察制度の一大改革を行ひ、銳意警察諸般の施設を整備し、且つ警察力を充實したので不穩な事件漸く跡を絶ち、時日の経過と共に一般民衆も迷夢から醒め、曾て不逞行動に参加したる者にも前非を悟つて官憲に歸する者が續出したのであつた。當時の不逞企畫乃至之に關聯する各種の犯罪事件は在外不逞者の使煽煽動に原因したものが多かつたが、鮮内の人心が安定すると共に國外に於ける不逞團の聲望も衰へ、辛うじて餘喘を保つに過ぎないやうな状態に陥つた。さうして大正十年以降内外の形勢一變して著しく平穩になつたのであるが、たゞ國境地方だけは對岸に根據を有する匪賊の出沒が尙絶えなかつた。然しこれも大正十四年六月支那官憲との協定成立して以來支那官憲の誠意ある取締り一面國境警備の強化によつて徹底的に掃蕩せられ、殆ど其の影を絶つに至つた、然るに昭和六年九月十八日滿洲事變勃發以來國境對岸一帶に互り匪賊の蠢動往年の狀況に復歸し朝鮮軍警の越境討伐に依り稍々安定を見たるも毎年草木繁茂期に至るや盛に活動を開始する状態なる爲め朝鮮軍派遣部隊及滿洲國軍の大部隊をして大討伐を爲さしめ其の根據地を壊滅したるを以て大集團の匪賊は減少したるも

彼等は奥地に分散したるに過ぎず其の兇暴行爲は依然として小數匪賊に依り繼續せられつつあり。而して本年中（昭和十一年）に於ける此等匪賊の出没は四、四七四回、延人員一六九、九六一名、被害殺人八十九名、傷害七十三名、拉去一、五〇〇名、警察官の越境一二八回に上り出没回数被害共に昨年に比し稍々減少を見たるは、朝鮮總督及關東軍司令官の會見に依り鮮滿一如の精神に基き越境討伐回数増加したるに、匪賊情報の交換及共同討伐の緊密容易に行はるゝに至りし結果を見らるゝも、形勢未だ樂觀を許さず國境警察官は其の鎮壓の爲寸隙も油斷ならない狀況にあり。

定員配置

警察機關に付ては本府に警務局を置き、警務局長以下事務官・技師・通譯官・屬・技手及通譯生を配置し、警察及衛生の事務に當り、地方に於いては道知事警察及衛生の事務を司り、道に警察部を置き、警察部長は道事務官を以て之に充て、警視以下を指揮監督せしめて居る。昭和八年末の警察職員は左の通りである。

事務官	警視	警部	警部補	巡查	計
一三	五九	四四	七九六	八、四三三	一九、七四

警察區劃

警察署の管轄區域は行政區劃を基礎として、一府郡に一警察署設置を原則として居るのであるが、地方の事情に依つて二警察署以上を配置して居る所もあり、現在二百三十八府郡島に對して二百五十二の警察署を配置して居る。警察署管内には派出所駐在所を設けてある。派出所は警察署所在地に、駐在所は警察署所在地外に置いて居る。駐在所は原則として一面一駐在所主義に據つて居るが、地方の事情に依つては一面に二箇所以上設置して居る箇所もあり、現在二千三百九十四邑面に對して二千三百二十三箇所の駐在所二百二十一箇所の派出所を設置し、又國境警備其他臨時特に警戒を要する地點百八十四箇所に警察官出張所を設置して居る。

警察官の養成

警察官養成の機關としては京城に警察官講習所、各道に巡查教習所があつて、警察官若は警察吏たるべき者に對して學術及實務を教授して居る。警察官講習所は朝鮮總督の管理に屬する獨立の機關であつて、講習科及教習科を置き、講習科は本科及別科に分け、本科は現に監督者である者又は將來監督者たらんことを對して徳操を練磨し、必須の學科及實科を習得せしめる事を目的として居り、其の修業期間は九箇月乃至一箇年である。別科は現に特種勤務に従事し、又は將來特種勤務に従事せんことを對して其の徳操を練磨し、必須の學科及實科を習得せしめる事を目的として居つて修業期間は其の都度定める事になつて居る。教習科の修業期間は四箇月であつて、朝鮮全土に配置する内地人たる初任巡

道名	人別		合計	合計	咸鏡北道	咸鏡南道	江原道
	内地	外鮮					
忠清北道	奉職	1	1	同	1	3	3
	官廳	1	1				
	開業	2	2				
	其他	1	1				
	計	5	5				
	管入	5	5				
	奉職	1	1				
	開業	2	2				
	其他	1	1				
	計	4	4				
京畿道	奉職	3	3	上	5	6	11
	官廳	3	3				
	開業	7	7				
	其他	1	1				
	計	11	11				
	管入	11	11				
	奉職	3	3				
	開業	7	7				
	其他	1	1				
	計	11	11				
道名	奉職	3	3	(其の二)	10	6	16
	官廳	3	3				
	開業	7	7				
	其他	1	1				
	計	11	11				
	管入	11	11				
	奉職	3	3				
	開業	7	7				
	其他	1	1				
	計	11	11				

二八五

道名	人別		合計	合計	平安北道	平安南道	黃海道	慶尙南道	慶尙北道	全羅南道	全羅北道	忠清南道
	内地	外鮮										
衛生	奉職	4	4	同	4	2	2	3	4	5	3	3
	官廳	4	4									
	開業	7	7									
	其他	2	2									
	計	13	13									
	管入	13	13									
	奉職	4	4									
	開業	7	7									
	其他	2	2									
	計	13	13									
衛生	奉職	2	2	上	2	5	6	8	2	2	8	5
	官廳	2	2									
	開業	4	4									
	其他	1	1									
	計	5	5									
	管入	5	5									
	奉職	2	2									
	開業	4	4									
	其他	1	1									
	計	5	5									
衛生	奉職	1	1	(其の二)	1	3	2	1	1	2	1	1
	官廳	1	1									
	開業	1	1									
	其他	1	1									
	計	3	3									
	管入	3	3									
	奉職	1	1									
	開業	1	1									
	其他	1	1									
	計	3	3									

二八四

道名	人別	齒科醫師			入業商			產婆			看護婦		
		奉官職	開業	計	奉官職	其	計	奉官職	其	計	奉官職	其	計
忠清南道	外 鮮 地 人 人 人	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2
全羅北道	外 鮮 地 人 人 人	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2
全羅南道	外 鮮 地 人 人 人	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2
慶尙北道	外 鮮 地 人 人 人	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2
慶尙南道	外 鮮 地 人 人 人	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2
黃海道	外 鮮 地 人 人 人	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2
平安南道	外 鮮 地 人 人 人	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2
平安北道	外 鮮 地 人 人 人	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2
江原道	外 鮮 地 人 人 人	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2
咸鏡南道	外 鮮 地 人 人 人	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2
咸鏡北道	外 鮮 地 人 人 人	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2
計	外 鮮 地 人 人 人	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2
合計		1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2

又各道に在る傳染病院及隔離病舎は昭和十一年末の數左の如し。

道名	人別	官立			公立			私立			計
		奉官職	開業	計	奉官職	其	計	奉官職	其	計	
忠清南道	外 鮮 地 人 人 人	1	1	2	1	1	2	1	1	2	2
全羅北道	外 鮮 地 人 人 人	1	1	2	1	1	2	1	1	2	2
全羅南道	外 鮮 地 人 人 人	1	1	2	1	1	2	1	1	2	2
慶尙北道	外 鮮 地 人 人 人	1	1	2	1	1	2	1	1	2	2
慶尙南道	外 鮮 地 人 人 人	1	1	2	1	1	2	1	1	2	2
黃海道	外 鮮 地 人 人 人	1	1	2	1	1	2	1	1	2	2
平安南道	外 鮮 地 人 人 人	1	1	2	1	1	2	1	1	2	2
平安北道	外 鮮 地 人 人 人	1	1	2	1	1	2	1	1	2	2
江原道	外 鮮 地 人 人 人	1	1	2	1	1	2	1	1	2	2
咸鏡南道	外 鮮 地 人 人 人	1	1	2	1	1	2	1	1	2	2
咸鏡北道	外 鮮 地 人 人 人	1	1	2	1	1	2	1	1	2	2
計	外 鮮 地 人 人 人	1	1	2	1	1	2	1	1	2	2
合計		1	1	2	1	1	2	1	1	2	2

一、醫師及齒科醫師 僻地に於ては醫師の分布今尙稀薄であつて、前記醫療機關表に示すが如く、昭和十一年十二月末に於ては其の總數僅に二千五百六十五名に過ぎず、之を人口に對比すれば醫師一名に

付人口約八千四百三十名に當り、しかも其の多數は都會地に集中して居るので、朝鮮人の大部分は在來の醫業者である醫生の診療に俟たなければならぬのである、之が爲京城醫學專門學校に於て醫師の養成を爲す外、大正十二年に醫師規則第一條の規定に依りセブランス醫學專門學校を指定し、更に毎年二回醫師試験を施行して銳意之が普及を圖つたのであるが、尙優良なる醫師養成の要を認められたので、同十三年五月京城帝國大學に醫學部を設置し、更に昭和五年三月慶尙北道立大邱醫學講習所及平安南道立平壤醫學講習所(昭和八年三月何れも醫學專門學校に昇格)を指定したのであるが、朝鮮内に於ける醫師の普及は前途尙遼遠である。齒科醫師は昭和十一年十二月末に於て全鮮を通じ其の數僅に八百二名を算するに過ぎず。齒科醫師の要望最盛なる現時に於ては到底其の要求に應ずることが出来ない、入齒營業者を許可して之が不足を補充しつゝあるのであるが、同營業者は専ら技工に従事し、醫術の素養が無いので、大正十年六月齒科醫師試験規則を發布し、更に同十四年二月齒科醫師規則第一條の規定に依り京城齒科醫學學校(昭和五年一月京城齒科醫學專門學校に昇格)を指定し、極力優良なる齒科醫師の充實普及に努めつゝあるのである。然れども一般醫師及齒科醫師の普及は容易ならざる状態であるので、邊陲の地に於ては醫術及齒科醫術の經歷を有する者に地域及期間を限つて營業又は入齒營業を免許しつゝあるのである。都市に於ては内地人移住の増加に伴ひ漸次醫療機關の充實を見つゝあるのであるが、僻地に於ては僅に道立醫院の巡迴診療等に依るに過ぎなかつたので、大正三年四月公醫制度を布いて全鮮に百三十七名の醫師を配置し、主として民間診療を爲さしむるに共に、各官廳の衛生事務に従事せしむるこ

ころしたのである。現在定員百八十三名であつて、一人當年手當平均一千五百圓を給し、人材の招致に意を致しつゝあるものであるが尙將來増加の必要があるのである。

二、**醫生** 醫生に二種ありて、一は大正二年十一月發布の醫生規則に依り朝鮮人にして本則發布前二年以上醫業を免許したる者に對して永久に醫術の開業を免許したる者、一は醫生に就き三年以上醫業を修習したる者に對し、地域を定め五年以内の期限を付して其の開業を免許せる者である。朝鮮人は主として此等の醫生に依つて醫療を受けつゝあるのみであるから、醫生は朝鮮に於ける重要な醫療機關の一であつて之に醫術の教養を施すことは重要なことであるので、教育規程を發布し公醫を教師として醫生の教養を行はしめつゝあるのである。

三、**産婆** 従來朝鮮人は一般に分娩に際して他人の介補を嫌忌せし爲め朝鮮人にして産婆を業とする者は無かつたのであるが、近時漸く其の效用を認むるやうになつて來た。内地人産婆は漸次其の數を増加するも、多くは都會地に開業し、僻陲地に於ては殆ど其の影を見ざる状態であつたので、京城帝國大學醫學部附屬醫院及大邱・平壤・咸興の道立醫院・鐵道醫院等に於て之が養成を爲す外、大正十三年九月セブランス聯合醫學專門學校附屬醫院産婆看護婦養成所を、昭和七年三月釜山府立病院附屬産婆看護婦養成所産婆科を指定するに共に、各道に於て産婆試験を行ひ、以て其の増加を圖りつゝあるのである。

四、**看護婦** 醫師・醫院の増加に伴つて看護婦の需要漸次増加し來つたので資格を限定し、且業務上の

取締を爲すの必要を認め、大正十一年五月看護婦規則を制定し、内鮮其の資格を共通にし、産婆も共に前記各醫院及官公私病院に於て之が養成を爲すの外、各道に於て試験を施行し之が増加普及を圖つて居る。

五、種痘施術生 種痘普及の爲、明治三十二年各道に種痘認許員を設置し、其の素養ある朝鮮人には男女を通じて之を認許したのであるが、古來朝鮮婦人は男子に近接するを忌むを以て、内地人に對しては特に婦人にのみ許すこととした。尙大正十二年朝鮮種痘令公布に伴つて從來の種痘認許員を種痘施術生と改めた。

藥品取締

一 藥品 藥品に關しては明治四十五年三月藥品及藥品營業取締令を公布し、藥劑師・製藥者・藥種商・賣藥業者等の各業務範圍を限定し、毒藥劇藥の販賣授與に嚴重なる制限を加へ、殊に阿片煙の密輸入不正販賣、吸煙に關しては朝鮮刑事令の規定に依りて之を取締つた。然るに歐洲戰亂以後阿片等の價格暴騰に因り、平安北道及咸鏡北道に於て阿片の製造を爲す者が續出したので、大正八年六月朝鮮阿片取締令を公布し、罌粟の栽培を制限し、生産阿片は政府に收納して賠償金を交付し、同時に醫藥用阿片及製藥用阿片は政府の專賣として賣下又は交付規定を設け、其の販賣授與に付ても亦嚴重に取締を爲したので、朝鮮刑事令の勵行と相俟つて阿片煙の吸飲は全く其の跡を絶つに至つたのである。然し

ながら之と共にモルヒネ類の注射服用を行うて阿片烟吸飲に代へ、其の害阿片に譲らざるものがあるので、之を防止するの必要と共に國際阿片條約を履行する爲、同九年十二月モルヒネ・コカイン及其の鹽類取締に關する府令を公布して麻藥類の輸入を制限し、且鮮内に於ける製造販賣に付ても亦嚴重なる取締を加へたが、尙鮮内取引及所有所持に關し不備の點があつたので、同十二年及十五年の兩年度に互り右府令を改正し、如何なる者も此種藥品の購入に際しては警察署の身分證明又は認證を必要とし、右手續を了しない者に對しては一切其の所有所持を禁止した。然しながら麻藥類の密賣及濫用其の跡を絶つに至らなかつたので、製藥用阿片の賣下を廢止し、昭和五年三月より專賣局に於て鹽類モルヒネ及鹽酸ヂアセチールモルヒネの製造賣下を爲すこととし、以て麻藥類の取締を一層嚴にしたのである。更に昭和十年四月朝鮮麻藥取締令を制定し更に取締の完璧を期しつつある。

其の他賣藥検査規程を定め、又大正二年七月藥品巡視規則を施行して漸次藥品及賣藥の精良を期し、併せて一般賣藥者に對する取締を勵行しつつある。

二、藥劑師 藥劑師は他の醫療機關に比し遙に少數であるので藥種商を許可し、漸く藥品需給の圓滑を圖つたけれども、藥品に關する知識に乏しく危険が少ないので、大正五年に藥劑師試験規則を發布し、同十四年に朝鮮藥學校を指定し、更に昭和五年九月京城藥學專門學校を指定し、以て藥劑師の養成普及に努めつつあるも、同十一年十二月末調査に於ける藥劑師の數は僅に四百三十名に過ぎないのである。

飲食物及其の他物品の取締

飲食物其の他物品の取締に付ては、牛乳營業取締規則・衛生上有害飲食物及有害物品取締規則・清涼飲料水及氷雪營業取締規則並メチール・アルコール(糖)取締規則等を發布し、且本府及各道に衛生試験室を設置し、藥劑師たる技術員をして飲食物及飲食物器具並に藥品・賣藥等の化學的試験に當らしめ、以て不良飲食物・藥品賣藥等の取締に遺憾なきを期しつつある。

昭和十一年十二月末に於ける衛生試験件數左の如し。

記

品 種 名	件	適	否
藥 品	六、六三三	五、五三六	一、〇九七
賣 藥	四、一三四	二、三〇四	一、八三〇
水	一八、五七四	一二、九三六	五、六三八
酒 類	五、四〇二	四、六二四	七七八
氷及氷雪・清涼飲料	三八、五七二	二二、〇三三	一六、五三九
飲 食 器 具	三、二七九	二、七三一	五四八
雜 類	五、六五二	四、四〇五	一、二四七
計	八二、二四六	五四、五六九	二七、六七七

屠場 及 屠 畜

屠場の取締は韓國政府の發布に係る屠獸規則及各理事廳公布の規程に依り各道に於て適宜規則を制定して來たが、大正八年十一月屠場規則を發布して以來全く統一を見るに至つた。昭和十一年末に於ける屠場數は千三百七十四箇所、昭和十一年中の屠畜總頭數は六十四萬八千九百八十六頭である。而して屠畜中最も多いのは豚の三十七萬五千九百三十五頭で、之に亞ぐのは牛の二十七萬二千四十六頭である。

牛乳搾取所及牛乳取締

朝鮮人は從來牛乳を用うるこゝが少く、唯内地人又は外國人に於て需要せらるゝばかりであつたから、何等法規の存するものがなかつたが、併合以來朝鮮人間の需要漸次増加し、營業者の數も亦増加した爲明治四十四年該規則を發布し、爾來之を勵行してゐる。昭和十一年末の搾乳營業者は百三十名、乳牛飼養數は千九百七十三頭で、同年中に搾取販賣せる量は二百九十三萬六千四百六立である。

汚 物 掃 除

汚物掃除に關しては從來府邑面に於て勵行し、又春秋二季の清潔方法の如きも、既に十數年來警察官署に於て地方民を指導して其の慣習を馴致して來た結果、今では都鄙共に進んで之を行ひ、便所・井戸・

下水の改修も亦此の機會に着々實行せられ、衛生状態は逐年面目を改めつゝあるが尙之が完璧を期する爲昭和十一年六月朝鮮汚物掃除令を發布し昭和十二年十月一日より之を府に施行の筈である。

上 水

一、水道 一般に飲料水が不良であるので之が改良の必要を認め、併合以來毎年國費及道費及道費補助の下に地方をして水道の敷設及模範的公共井戸の掘鑿を行はしめて居る。

現今水道の設備あるは京城府・仁川府・開城府・永登浦邑・北面・清州邑・大田府・公州邑・江景邑・論山邑・天安邑・鳥致院・群山府・全州府・裡里邑・木浦府・光州府・麗水邑・順天邑・高興面・羅老島・莞島面・大邱府・金泉邑・浦項邑・慶州邑・釜山府・晋州邑・統營邑・馬山府・三千浦邑・密陽邑・東萊邑・固城邑・鎮海邑・金海邑・蔚山邑・海州邑・載寧面・延安面・黃州面・平壤府・鎮南浦府・安州面・新義州府・義州邑・宣川邑・江界邑・春川邑・鐵原邑・平康面・通川面・咸興府・興南邑・元山府・衛益面・洪仁面・波道面・清津府・羅南邑・城津邑・會寧邑・雄基邑の六十三箇所なり。

二、公共井戸 公共井戸の改良に關しては明治四十三年以降國庫補助に依り掘鑿又は改修せしむるの方針を執り、大正八年度より一定の財源を與へ、國庫補助を廢して之を地方費に移し、爾來益其の改善を加へ、各地水質検査と相俟つて漸次飲料水の供給を潤澤ならしむるに至つた。

傳 染 病 豫 防

朝鮮に於ける傳染病に就いては古い記録がないので之を詳にすることが出来ぬが、かなり流行して民心を脅威し且被害激甚であつたことは、其の傳はる迷信・傳説等に依つても想像し得られる。舊韓國政府は光武三年(明治三十二年)傳染病豫防規則を制定實施したが、其の規程は不備であり且施設の見るべきものなく甚だ幼稚なものであつた。其の後委任統治となり、日韓併合となつて以來傳染病豫防令其の他諸種の法令を發布し海港檢疫所をも設置して、稍其の形體を備へるやうになつた。然し民衆中には尙種々の迷信に囚はるゝ衛生思想の低級者多く、從來動もすれば豫防處置を忌避し往々に反抗する者等があつて防疫上障礙を受けたが、大正十三年傳染病豫防令を改正し指定病數を十種とし疑似症及病原體保有者の措置に關する規定を完備し、昭和三年六月一日より傳染病豫防令施行規則を改正實施するに共に各般の施設改善及取締の勵行に努めつつあるので漸次面目を一新する状態となつた。

一、コレラ 流行の歴史極めて古く、李朝に入りても、大小の流行を繼續し、就中成宗・中宗・正祖の朝等には殆ど全域に亙る流行を惹起し、正祖朝の死亡者のみにて三十七萬九百七十九人を出したるこゝがある。併合後に於ても昭和十年迄二十五箇年間に於て十五箇年に亙りてコレラ患者發生し、其の總數四萬四千二百一十一人、死者二萬七千六十人を出したが、就中大正八年の患者は一萬六千九百十五人、死者一萬一千五百三十三人、保菌者七十人、同九年には患者二萬四千二百二十九人、死者一萬

三千五百六十八人、保菌者三千七百六十五人を出した。

鮮内に侵入するコレラは主として其の淵源を上海地方に發し、一は内地諸港の一は滿洲を経て侵入するものであるから、本府に於ては例年コレラ患者上海に發生せし時を以て第一期として、沿海及國境地方民に豫防注射を實施するに共に、海港検査の嚴行に努めるのであるが、支那及滿洲の衛生狀況は容易に之を知り難く、而も内鮮滿支間に於ては下級船舶の交通頻繁にして更に北方一帶國境を接するを以て、警戒線の間隙に乘じ不慮の侵襲を蒙る狀況である。一朝之が侵襲を見んか衛生施設の不完全及民衆衛生思想の缺如は忽ち流行を増大せしむべきを以て、本府は大正十年コレラ豫防宣傳の爲、活動寫眞フィルムを作成し、各道に配付するに共に海外に於けるコレラ狀況の周知に努め、一般民の警戒心を喚起せしむる等、深甚の考慮を拂つてゐる。

二、痘瘡 本病は古來一般朝鮮人の間には人生の免るべからざる災厄であるに迷信が行はれ、毫も豫防の方法を講ぜないばかりでなく、種痘施行の命を受くるや徒に疑懼の念を抱いて之を避忌するの狀況であつたから、大正十二年朝鮮種痘令を公布し、萬難を排して其の強行に努め、一面痘瘡豫防宣傳フィルムを調製して各道に配付し、豫算及警察官署に於ける従事職員の能力の許す限り大いに之が宣傳に努めた結果、漸次患者の減少を見たが往々滿洲地方より病毒侵襲し、各地に流行を惹起する事例もあるので種痘の徹底を期するに共に防疫の最善を盡してゐる。

三、赤痢・腸チブス 本病は到る處に其の病毒潜在し、四季を通じて小流行を起すので豫防宣傳活動寫眞の映寫竝に衛生講話、ポスターの配布等凡有方法に依り民衆思想の啓發に努めるに共に飲料水の改善、便所下水の改良、豫防注射の無料實施に意を用ひてゐるが、大正十三年豫防令の一部を改正して菌保有者に對する制限を設け、特に菌保有者の檢案に努めてゐる、又近時徑口免疫法の研究發達に伴ひ、本府に於ては昭和七年以來赤痢・チブス等の豫防内服薬を製造して、之を一般に有償頒布し、事前豫防上良好なる成績を収めて居る。

海 港 検 疫

海港検査は警察官署の管掌に屬し、輿外より來る船舶に對して之を行ふものであるが、常時に於て検査を行ふ港は仁川・群山・木浦・釜山・鎮南浦・龍岩浦・新義州・元山・城津・清津・雄基及羅津の十二港である。

痘 苗 製 造

痘苗は本府獸疫血清製造所に於て之を製造してゐるが、府邑面及警察官署に於て施行する種痘用を無料とし、京城帝國大學附屬醫院・道立醫院・藥劑師・藥種商の請求に依り賣下ぐるものは定價の二割減である。又間島は地域相接し、同地に於ける種痘の疎密は直に朝鮮に影響すべきを以て、同地公種痘に對しては特に無料配付を爲して居る。

慢性傳染病

慢性傳染病中主なるものは癩及結核である。

一、癩 癩患者は昭和十年八月一齊調査の結果に依れば其の數一萬三千七百四十人を算してゐる。而して之が療機關としては全羅南道小鹿島に官立癩療養所一あり、大邱・釜山及全羅南道麗水の三箇所に外國人の經營する私立癩療養所がある。官立癩療養所たる小鹿島更生園は昭和八年度迄は七百七十人の收容定員であつたが、朝鮮癩豫防協會より患者三千人を收容するに必要なる土地建物其の他の設備を整へて寄附したので、昭和九年度官制を改正して大擴張を行ひ、新に二千人を増加し昭和十年度に於ては更に一千人を増加して、收容人員三千七百七十人の大療養所となつた。

私立療養所たる大邱癩病院に約六百人、釜山癩病院に約六百人、麗水の愛養園に約七百五十人を收容してゐるが、此等私立療養所に對しては大正十三年以降毎年度三箇所を通じ六萬圓乃至七萬圓の國庫補助を爲して居る。又私立療養所の所在地附近には收容を希望して各地より蟻集し、癩部落を形成し、相助會を設け居る狀況であるから此等患者に對しても本府製造に係る治療薬を無料給付し、憐むべき患者の精神生活を強調せしむるに共に救済を爲してゐる。

二、結核 朝鮮に於ける結核病蔓延の程度は未だ充分明かでないが死亡届等に依り統計表に現はれたものゝみでも昭和十一年中の本病死亡者數は一萬一千三百七十七人を算し之を内地に比すれば寡少低率であ

るが之は朝鮮に於ける醫療機關の現状其の他の事情から見ても結核として表はれないものがある關係で内地の割合を以て推算すれば朝鮮に於ける一箇年の結核死亡者數は約四萬人、患者數は四十萬人に達するものと思惟せられ之等の大半は社會の中堅たる青壯年者にして國民保健上齎らしつつある慘禍の大なるは勿論産業・教育・國防等に及ぼす影響尠からざるは洵に寒心に堪へざる次第である。

結核の豫防に關しては大正七年の結核豫防に關する府令を發布し病毒傳播防止の取締を爲しつつあるが本病豫防の如き社會的事業は官民協力の必要あるに鑑み本府は曩に結核豫防協會の設立を提唱したる處多數官民有力者の賛成に依り昭和十一年四月朝鮮結核豫防協會を設立し、更に各道に於ても夫々道結核豫防協會を設立し一般社會に對する結核豫防思想の普及啓發に寄與しつつあるが漸次社會的事務に適應した豫防施設を進むる様對策を考慮中である。

地方病

朝鮮に於ける地方病は肺デストマ・十二指腸蟲・マラリア等である。肺デストマは古來疆内各地に浸潤し害毒の大なるものがあつたが、本府は大正十一年より十二年に互り各道をして本病の分布其の他の基本調査を實施した結果、豫想外多數の患者を發見し、本病の蔓延は一般朝鮮人の嗜好するモクヅ蟹・ザリ蟹等の生食に基因するものであることを證明したので、之が豫防の爲、本病の感染経路を示した活動寫眞映畫を調製し、各道に配付し、其の他豫防宣傳・講話會等を開催して民衆の自覺喚起に努むるに

共到大正十三年六月モクヅ蟹及ザリ蟹の採取及授受禁止に關する府令を發して、之が取締を嚴にし、一面罹病者の治療方法を講じて來たが、其の後十年を關して蟹類生食の危険が周知せられ、肺ヂストマ患者は漸次減少を見るに至つた。此等蟹類は火食するに於ては人體に肺ヂストマを感染せしむる虞がないばかりでなく、農村疲弊の折柄相當食用もなり、經濟的價值が少くないので、昭和九年八月一日限り該府令を廢止して、其の取締方法を道知事に委し、地方の實情に即せしむるに共に、蟹類火食の風習を馴致する方策を採つて居る。

十二指腸及マラリアは各地に散在して居るので、民衆の衛生思想を啓發して自衛心の喚起を促し、豫防治療の誘掖に努めてゐる。

家畜傳染病

家畜傳染病中其の慘害の最も甚大なものは牛疫・牛肺疫・口蹄疫・炭疽・氣腫疽の類で牛疫・牛肺疫・口蹄疫は接壤滿洲地方に常在して屢國境地方に侵襲し、時に或は大流行を極め、爲に交通・産業・經濟上大脅威を來す例が少くない。炭疽及氣腫疽は朝鮮内に常在して毎年各地方に續發し、其の害毒を流すこと甚だ大である。仍て本府では夙に之が防疫施設を講じ、大正四年に獸疫豫防令を制定施行して病獸の早期發見、病毒傳播の防止、豫防液又は免疫血清注射の勵行等を期するに共に、同七年には農商務省所管の在釜山獸疫血清製造所を本府所管に移し、尙國境樞要地十八箇所に血清貯藏庫を設置して豫防液

及免疫血清類配給貯藏の便を計り、或は牛疫・口蹄疫豫防の爲に滿洲側よりの牛羊等輸入を停止し、或は鼻疽豫防の爲に滿洲及西比利亞より輸入する馬・驢・騾等に對し檢疫を施行することとし、以て病毒の侵襲に備へたのであるが、時勢の變遷技術の進歩につれ、從來の獸疫豫防令に不備の點を生じた爲、昭和五年朝鮮家畜傳染病豫防令を制定し、同七年九月同令規程を發布して同七年十一月一日より施行し獸疫豫防令を廢止したのである。而して此等の防疫機關として大正十三年度迄は平安北道五名、咸鏡北道三名其の他の道に在りては各一名の專任獸醫務囑託を配置し、警察官及郡並畜産組合技術員を協力して防疫に努め、更に同十四年度より平安北道に五名、咸鏡南道に一名、咸鏡北道に三名、同十五年度より平安南道に三名を増員して順次防疫機關の擴張を圖り、又同十五年度よりの新規事業たる國境牛疫免疫地帯構成實施の事業たるや、牛疫ワクチン發見以來始めて之を廣く應用するもので、其實績如何は實に世界に於ける斯界の齊しく注目する所であるから、同年度より更に八名の技手を平安北道・咸鏡南北道に配置し、關係技術員を協力して注射施行の任に當らせるは勿論、滿洲方面よりの密輸入牛の取締・斃牛檢案の勵行、其の他一般防疫事務に従事せしめたる結果、漸次家畜傳染病の發生は減少しつつあるが、更に昭和十二年度に於ては家畜防疫機關の充實の爲本府及平安北道に專任技師各一名を増置し以て家畜防疫の強化を計つた。

氣腫疽 本病は從來毎年二千頭内外の發生を見、其の病毒は廣く各地に潜在し、且本病に罹つた畜牛は必然的斃死の厄に遭ふので、農家經濟に及ぼす影響多く、極力豫防に努めて來たが、豫防上の一の手段

たる豫防注射も從來豫算及設備の關係上豫防疫の不足を告げ遺憾の點があり、昭和四年度から之が増製を爲すこととし、各道多發地方を免疫地區に指定し、且一般的にも豫防注射の普及を計つた結果、年年

二千頭内外の發生があつた本病は漸次減少し、昭和十一年中の發生は六百九十二頭に減少した。

●牛疫 本疫は朝鮮に常在するものでなく、常に病毒潜在地たる對岸滿洲より侵入するものである。而して國境の密輸入牛取締は甚だ困難な爲、先づ國境地帯の畜牛を免疫性とするを得策とし、大正十五年度から約五萬頭の畜牛に牛疫ワクチンの注射をなし、病毒の侵襲に備へた結果、大正十四年度迄は年々數百頭の發生を見たが、大正十五年は七十一頭、昭和二年は四頭、同三年は僅二頭、同四年は全く其の發生を見なかつた。然るに同五年に於ては對岸よりの密輸入牛に依り平安北道に四十八頭、咸鏡北道に八十八頭、更に京畿道迄其の飛沫を受けて五頭(計百四十八頭)の發生を見、更に昭和六年に於ては二百六十六頭の發生を見たが、其の後發生を見ない。

●牛肺疫 本疫は牛の傳染性肋膜炎と稱し、大正十一年十月平安北道熙川郡に發生したのを嚆矢とする。爾來同地方に續發したので、同十二年二月府令第二十四號を以て本疫に對し牛疫同様の取締及措置を爲すこととした。而して本疫の發生は平安南北及咸鏡南の三道に限られ、未だ曾て他道に及ぼしたことはない、其の發生數は大正十一年末より同十二年の初に亙り三百九十七頭、四十三年には二百六十九頭、同十四年は四十五頭に減じ、昭和元年は僅に一頭、同二年には八十六頭、同三年は七頭、同四年は六頭に減じ、其の後全く發生を見ない。

●口蹄疫 本疫はもと流行性驚口瘡と稱し、其の病源地は牛疫と同様對岸滿洲である。故に本疫の流行も

密輸入牛其の他病毒汚染物件の密輸入等により病毒傳播し、從來毎年數百頭の發生を見、其の最も多く發生したのは大正三年の一千十五頭、同四年の九千八百八十二頭、同五年の一千二百二頭、同八年には騷擾事件の餘波を受け防疫員の不足等に原因し、三萬四千六百九十八頭の多きに達した。爾來防疫機關の擴充と共に、漸次發生數を減じ、昭和元年の百二十八頭を一終期とし、同二年には僅一頭を出したに過ぎず、爾來其の發生を見なかつたが、同六年には九百三十六頭の發生あり、同八年三月には平安北道碧潼郡に對岸滿洲地より病毒を齎し、爾來累發して平安南道及黃海道に波及し、遂に二千三百八十三頭の爆發的流行を來した。同九年四月には平安南道に三頭の發生を見たが、同十年及同十一年には一頭の發生も見ない。

移出牛検査疫

大正四年七月移出牛検査規則を發布し、釜山及馬山港より生牛を移出するものに限り二十日間の検査を行ふこととしたが、翌年十月更に同規則を改正し、元山及城津で健康診断を行ひ、從來生牛の移出を許さなかつた敦賀港に對しても移出し得ることとした。又釜山に於ける繋留検査日數は十八日以上であつたが、農商務省と交渉の結果之を十二日に短縮したけれども、此の結果検査終了内地に陸揚後牛疫に罹つたものを生じた事例の爲、同十一年十二月農商務省の交渉を容れ、更に繋留日數を延長して十五日以上とし、内地到着後直に陸揚するを得ることとした。然るに移出牛の検査は發地主義を得策と認められたら、大正十四年十月一日以降畜牛は、總て検査を受けたものでなければ移出せしめないことに規定し、

仁川・釜山・鎮南浦・元山・城津の五箇所に檢疫所を設置し、昭和十二年十月よりは更に浦項を新に加へ、檢疫の爲畜牛の繋留期間を十二日以上二十日以内としたが、其の後幾多の迂餘曲折を經、昭和七年農林省との協定に依り現在實施しつつある繋留檢疫日數は朝鮮十二日、内地五日にしてゐる。(肉用牛に付ては朝鮮五日、内地二日)

今昭和二年以降十箇年間各檢疫所の移出頭數を示せば、別表の通りである。

移出牛累年表

年別	仁川	釜山	鎮南浦	元山	城津	計
昭和二年	四、〇〇七	三、一七九	二七五	三、〇六七	一、六〇〇	四三、二一八
同三年	六、〇八五	四、一七〇	五、〇〇八	四、七三九	一、四九三	五九、〇三三
同四年	五、五七八	三、四四四	三、八四九	四、三六九	四、四三五	四九、六八五
同五年	五、五八四	三、一三七	二、九五〇	二、八〇五	三、七六八	三七、〇四四
同六年	五、四七〇	二、四九三	四、八七五	四、〇五二	三、八八九	四三、二一八
同七年	八、一九七	三、〇九三	六、二五六	五、八四一	五、六七九	五六、八九六
同八年	二、三六六	三、八六九	五、六六〇	七、八一〇	四、七九五	六八、五二〇
同九年	一〇、一六五	四、七四四	六、八二二	六、六六〇	五、〇三九	六九、四二〇
同十年	七、二一一	三、七〇五	八、九三七	六、九八九	八、二八〇	六八、四二二
同十一年	四、八八九	三、七〇八	七、一七九	七、〇〇三	六、〇一一	六三、七六六

一九〇司法

裁判制度

民事及刑事の裁判及非訟事件に關する事務は朝鮮總督府裁判所に於て之を掌る。而して該裁判所は高等法院・覆審法院及地方法院に分ち、地方法院の事務の一部又は全部を取扱はしむる爲、地方法院支廳、又登記公證の事務を取扱はしむる爲、地方法院出張所を設置した。地方法院は民事及刑事に對する第一審裁判並非訟事件に關する事務を取扱ひ、覆審法院は地方法院の裁判に對する控訴及抗告、高等法院は覆審法院の裁判に對する上告及抗告に付裁判を行ひ、且内地現行の裁判所構成法に定めたる大審院の特別權限に屬する職務を執行する制度であつたが、其の後刑事訴訟法の改正に伴ひ、大正十一年十二月朝鮮總督府裁判所令を改正して高等法院の權限を擴張し、地方法院の裁判に對する上告及上告棄却の決定に對する抗告をも同院の判斷に屬せしむることとし、同十三年一月一日より實施した。

地方法院は判事單獨で裁判を行ふを原則とするのであるが、訴訟物の價格千圓を超過する民事事件、人事に關する訴訟事件、刑法第七十四條及第七十六條の犯罪事件、死刑・無期又は短期一年以上の懲役若は禁錮に該る犯罪事件、但し刑法第二百三十六條、第二百三十八條、第二百三十九條の罪及其の未遂罪並に昭和五年法律第九號(盜犯等の防止及處分に關する法律)第二條、第三條の罪にして豫審を経ざるものを除きたる事件

短期一年に満たざる有期の懲役若は禁錮に該る犯罪にして豫審を経たるもの、並此等の刑事事件の共犯事件にして本事件と同時に審判する場合、判事に對する忌避事件の裁判に付ては三人の判事、覆審法院は三人の判事、高等法院は五人の判事を以て組織したる部に於て合議裁判を爲し、且裁判所に檢事局を併置して檢察事務を掌らしむるのである。

適用法規

適用法規は明治四十五年四月一日より施行の朝鮮民事令、朝鮮刑事令に於て民法・刑法其の他重要なる内地法規に依るべき旨を定め且民事に在りては、當初民法中能力・親族・相續に關する規定は之を朝鮮人に適用せずして慣習に依ることとし、不動産に關する物權の種類及効力は、民法に定めたる物權を除く外仍慣習に依ることとしたのであるが、大正十年十一月民事令に改正を加へ、朝鮮人の能力及無能力の區別を明にし、且無能力者の保護を完全ならしむる爲、民法其の他の法律中能力・親權・後見・保佐人及無能力者の爲にする親族會に關する規定を朝鮮人に適用することとし同十二月一日より之を實施し、尙親族相續に關する事項に付同十一年十二月民事令中に改正を加へ、能力及無能力者の保護機關に於けると同様、婚姻年齢・裁判上の離婚・認知・親權・後見・保佐人・親族會・相續の承認及財産の分離に關する規定を朝鮮人に適用することとし、分家・絶家再興・婚姻・協議上の離婚・縁組及協議上の縁縁等身分上の法律行爲は之を府尹又は面長に届出るに因りて其の效力を發生することとし、同十二年七月一日より施行した。

日より施行した。
舊商法破産編及家資分散法は民事令を以て之を朝鮮に施行したのであるが、大正十一年四月破産法及和議法の公布を見るに至り、此等兩法律は朝鮮に於ても施行するの適當なるを認め、上記同十一年十二月民事令改正の際之を加へて、翌十二年一月一日より施行した。又朝鮮に於ては最近著しく信託の權利關係發達せるに鑑み、之が通則を定めて其の健全なる進展を期する必要があるを認め、朝鮮民事令中一部を改正して信託法を其の内容とし、昭和六年制令第九號を以て之が公布を見、同年十二月一日より施行した。

爲替手形・約束手形及小切手に關しては、從來商法の規定に依つたのであるが、此等證券の國際的流通を圓滑確實ならしむる目的を以て、統一法制定條約の成立を見、我國内法としての手形法及小切手法は商法典中より各獨立して制定公布せらるゝに至つたので、朝鮮に於ても内鮮間は勿論國際通商上之に依るの適切なるを認め、昭和八年十二月制令第二十三號を以て朝鮮民事令中一部改正を行ひ右新法律に依ることとし、昭和九年一月一日より之を實施した。

身元保證に付ては從來其の法律關係が著しく明確を缺き、且身元保證人は過重なる負擔を強要せらるゝ例が尠くなかつた爲内地に於ては、身元保證に關する法律の制定公布を見るに至つたので朝鮮に於ても當然之に依るの必要を認め、昭和十年九月制令第十號を以て朝鮮民事令中一部を改正して前記法律を其の内容とし同年八月二日より施行した。

民事訴訟手續に關しては朝鮮民事令を以て民事訴訟法・人事訴訟手續法等の規定に依ることとし、唯朝鮮の制度・交通・習慣・民度等内地と同じからざるものがある關係上若干の特例を設けたが、訴訟審理の圓滑なる進捗と裁判の公平適正を圖る目的を以て、民事訴訟法の改正があり、大正十五年四月同改正法律公布せらるるに至つた結果、朝鮮民事令等も亦民事訴訟法改正の趣旨に順應して改正せられ、昭和四年五月一日其の公布を見、改正民事訴訟法の實施期たる同年十月一日より施行せられた。

刑事に在ては明治四十五年四月刑事令施行の際當分の内、殺人罪・強盜罪に限り朝鮮人に對し舊韓國刑法の效力を有せしむること爲したのであるが、大正六年十二月本規定を削除した。其後同十一年五月刑事訴訟法の改正が行はれ、當然朝鮮にも適用せらるべきものであるが、朝鮮現時の一般社會の實情は内地と同じからざるものがあるので、茲に刑事令の改正を行ひ、多少の特例を設けて新刑事訴訟法の施行と同時に同十三年一月一日より施行した。其の他獨り朝鮮人に對し古來行はれてをつた答刑制度も之を存置することの妥當ならざるを認め、同九年三月三十一日朝鮮答刑令を廢止して刑罰上の區別を撤去し、又昭和五年九月には盜犯等の防止及處分に關する法律、昭和八年一月には刑事補償法を各刑事令の内容として實施することゝ改め、以て民衆人權擁護の完璧を期した結果今日に於ては二三の制令等の他、内地と刑罰法規に關し其の實質を異にするものは甚だ少くなつたのである。

小作調停制度

近時朝鮮に於ける小作爭議は逐年増加し、其の内容漸次複雑深刻化するの傾向があつて、農村の思想並經濟上に及ぼす悪影響は憂慮すべきものがある。而して之が解決を司法裁判に求むる場合は往往にして當事者の意嚮に背馳し、事後感情の乖離を愈甚しからしむるが如き結果を醸すの虞があつて、爭議解決の對策上遺憾なしとせぬ。仍て事件の性質に鑑み地主・小作人の自由意思を尊重し其の互讓妥協を本旨とし、併せて迅速簡易なる手續に依る平和的解決の方策を樹立するの最も緊要なるを認め、昭和七年制令第五號を以て朝鮮小作調停令を制定し、昭和八年二月一日より之を施行したが、其の後の實情尙まだ朝鮮特殊事情に適合せざるものがあるので、昭和十一年二月十二日制令第二號を以て同令を改正し小作料其の他の小作關係につき爭議を生じたる場合の調停申立を爭議の目的たる土地の所在地を管轄する地方法院又は同支廳に爲し得ることとし、又不當に調停に應じない者に對しては調停に代はる裁判をも爲し得るの途を拓き同年三月二十日より之を施行したのであるが、各裁判所の熱心なる斡旋により着々爭議の解決を見、正常なる小作關係確立せられ其の實績を擧げつつある次第である。

不動産登記制度

不動産の登記に關しては明治四十五年朝鮮不動産登記令を施行し、原則として不動産登記法に依ることを定めた。

古來朝鮮に於ける不動産所有權の得喪に關しては文記又は文券と稱する私署證書の引渡に由り之を行

ふに過ぎなかつたので、併合前韓國政府時代既に土地建物證明規則並土地建物所有權證明規則を發布し、賣買・贈與・交換・典當の各事項の外、所有權の保存に關し府尹又は郡守をして之に證明を與へしめ、以て此等の權利の確保を期して居つたのである。爾來時勢の推移に伴ひ複雑なる權利關係が生ずるに至つたので明治四十五年改めて朝鮮不動産證明令を公布し、府尹・郡守を以て證明官吏と爲し、證明すべき權利を所有權・典當權の二種に限つたことは従前と異ならないが、朝鮮民事令施行の結果證明を以て第三者に對抗する要件と爲し、權利確保上舊規則の缺點を補つた。然し該令は土地臺帳の設備に至る迄一時機宜の處置に過ぎなかつたので、土地調査の進行に伴ひ土地臺帳を設備した地域に對しては朝鮮不動産登記令を施行し、同時に證明事務を廢止することとし、大正七年七月を以て朝鮮全土に之を施行した。

從來宗中・門中等が祖先の墓地又は祭位土等不動産を共同所有する場合に於て宗中・門中等は法人に非ざる爲其の名を以て登記を爲すことを得なかつた。又宗中又は門中の全員は時に數百又は數千の多數であつて全鮮に散在し、各人の名を以て登記を爲すこと不可能なる結果、其の權利の保護伸張の十全を期し得ざる嫌があつたので、昭和五年制令第一〇號を以て朝鮮不動産登記令中一部を改正し、宗中・門中其他法人に非ざる社團又は財團にして朝鮮總督の定むるものに屬する不動産に關し其の名を以て登記を爲すことを得るものと爲し昭和六年十月一日より施行した。

戸籍事務

民籍に關しては明治四十一年民籍法を發布して人民の申出を督促し、且警察官をして戸口の實查を爲さしめ、爾來地方行政機關漸く備はり、府・面の事務亦次第に整頓するに至つたので、大正四年四月更に同法を改正し、戸籍に關する事務は府尹・面長の管掌に移した。

然し本法は朝鮮人に限り適用するものであつた。朝鮮在住の内地人は一に戸籍法に依つて身分に關する届出を爲すものとせられ又朝鮮人間の婚姻法は共通法第二條に依り民法及朝鮮の慣習に依據して行はるべきものであるけれども、從來内地朝鮮相互間戸籍の送付に關する手續規定を缺き、共通法の施行を留保された結果、完全有效に行はるることを得なかつたが、同十年六月總督府令を以て之が手續を規定せられ、共通法第三條及戸籍法第四十二條ノ二の規定の施行と同時に同年七月一日より内地人婚姻に關する民籍手續を完全に行はるることとなつた。然し乍ら民籍法は漸く時勢の進運に適應せざるに至つたのみならず、單に戸籍手續の大綱を示すに止り、其の運用上困難が少くなかつたので夙に之が根本的改正を企畫せられ、一面之と密接の關係を有する親族・相續に關する實體法規の改正に着手せられた爲、其の完成を待つて實行することとなり、同十一年十二月總督府令以て朝鮮戸籍令を公布し、同十二年七月一日より其の施行を見、茲に始めて多年の懸案を解決した。朝鮮戸籍令の内容は、大體に於て内地の戸籍法に則り、戸籍の記載事項、届出事項等に付、親族、相續に關する朝鮮特殊の實體法規の關係を斟酌立案し、詳密周到な規定を設けて戸籍の確保を期したるものである。改正の特色の一二を擧ぐれば、戸籍事務の監督は道知事・郡守又は島司の管理に屬したのを司法の機關たる裁判所に移したること、朝鮮内

地間婚姻に因る入除籍手續のみを認めてをつたのを、廣く各地域の有效なる原因に基く家の出入に關し其の戶籍手續を定めたが如き、從來の戶籍制度に比し遙に進歩したものである。

公證事務

大正二年六月朝鮮公證令を施行し、公證人の職務は専ら地方法院及同支廳に於て取扱ひ、次で翌年五月地方法院出張所の設置と同時に出張所に於て亦之を行ふこととなつたのであるが、同四年三月及同十三年九月朝鮮公證令施行規則に改正を加へ、爾來京城・平壤・大邱・釜山各地方法院所屬の專務公證人を任命し、裁判所外に於て其の事務を取扱はしめつつあるのである。

執達吏事務

執達吏に屬する職務は之を裁判所書記の職務に屬せしめ、且地方法院長は警察官吏其の他適當に認むる者をして該職務を行はしめ得る定めであつて、當初は警察官吏をして兼掌せしめたのであるが、逐年事務の増加に伴ひ專務の執達吏職務取扱者の必要緊切なるに至つた結果、官吏に非ざる執達吏職務取扱者を指命することとなり、現在に於ては地方法院所在地は勿論、地方法院支廳所在地の大部分其の他主要なる地に其の事務所を設置せしめてをるのである。

供託事務

從來供託事務は供託法の制度に則り、主として金庫及朝鮮總督の指定した倉庫營業者之を取扱ひ、尙之が補充として朝鮮總督は適當に認むる者を指定し、供託事務を取扱はしめ來つたが、其の後會計法の改正に伴ひ供託法改正せられ、大正十一年度より金庫及有價證券の供託事務は新に供託局を設置して之を取扱はしむることとなつたので、朝鮮に於ても亦本制度改正の必要を生じ、内地と同じく供託局なる獨立官廳を新設し、從來の金庫に代つて金庫及有價證券の供託事務を取扱はしむることとした。然し邊陲の地に於ては一一同局を設置すること能はざるに拘らず、隨處其の必要が存するので、各地方法院所在地に之を設置すること共に、其の設置なき地に於ては、従前の如く朝鮮總督の指定した銀行其の他適當に認むるものをして之を取扱はしむることとした。

思想犯保護觀察制度

朝鮮に於ける思想犯罪は昭和三年以來一躍激増し、爾來年々増加の傾向を辿り憂慮すべき情勢にあつたが、不斷周到なる檢擧の勵行に滿洲事變以來の社會情勢の變遷、特に國民精神の昂揚等に支配せられ昭和七年を最高潮時として漸く落潮の傾向を辿るに至つた。然し乍ら未だ其の跡を絶つた譯ではなく、その運動は益々執拗巧妙となり、之が査察は愈困難を加へ、殊に朝鮮は隣邦中華民國に接近し、ソヴェ

ト聯邦と境を接する爲諸種の不逞兇惡なる思想流入し、洵に一瞬の偷安を許さないものがあつたのである。於茲叙上特殊事情を考慮の上曩に内地に於て施行せられたる思想犯保護觀察法に内容略同一なる朝鮮思想犯保護觀察令其他關係法令の制定を見るに至り、昭和十一年十二月二十一日より實施せらるることになつたのであるが保護觀察所は全鮮七箇所即京城・咸興・清津・平壤・新義州・大邱・光州に設置されたのである。實施以來各保護觀察所職員の獻身的熱心なる努力に依り各方面の理解、關係官廳の協力等と相俟て、極めて積極的に保護觀察對象者に對し物心兩方面より充分なる保護を加へ彼等をして國體に關する正確なる認識を得せしむるに共に一面生活を確立せしめ、以て思想犯防遏に貢獻しつゝある次第である。

監獄

明治四十二年十一月統監府監獄及内地人囚徒を收容せる理事廳監獄の事務一切を繼承し、翌年十月朝鮮總督府監獄と改稱した。爾來大に獄舎の改善、事務の刷新を行ひ、大正九年三月朝鮮答刑令廢止と共に其の擴張を計畫して永登浦外四分監を本監と爲し、新に分監七箇所を開設した。次で同十二年五月監獄の名稱を刑務所と改め、其の内容の改善を圖るに共に職員待遇を改め、又開城支所を本所に昇格せしめ、翌年四月更に金泉支所を昇格せしめ、何れも特設少年刑務所と爲し、前者は年齢十八歳未満の受刑者を、後者は十八歳以上二十三歳未満の受刑者を收容し、特に體育智育に重きを置き、青少年に對する行刑の

適實を期して居る。而して大正十三年十二月行政整理の結果永登浦刑務所及江陵・濟州兩支所を廢止した爲、京城・西大門・公州・大田・咸興・清津・平壤・新義州・海州・大邱・釜山・光州・木浦・全州・開城及金泉の十六の本所と春川・清州・元山・鎮南浦・金山浦・瑞興・安東・馬山・晋州及群山の十一支所となつたが、後述の如く其後益に監者激増し刑務所收容力に脅威を加へる事が甚しいので遂に昭和七年より三年間の繼續事業で西大門刑務所に新に一大拘留監を特設し其他各刑務所共各監房を増築して之が緩和を圖つてゐる。又昭和十年九月癩患受刑者は別に小鹿島支所を設けて集禁し其の特別取扱をなし次で昭和十一年七月には仁川少年刑務所を設けて累増する少年受刑者の拘禁緩和を圖る等在監者處遇の萬全を期してゐる。又在監者は司法制度の整頓に伴ひ漸次増加し、特に大正八年全鮮各地に互りて妄動事件の勃發するや、保安法違反及騷擾罪を以て檢擧され入監したるもの頗る多く、大正八年五月に在監者一萬八千五十名に達し、其の拘禁及處遇に困難を極めたが、翌九年四月減刑の恩典に浴した受刑者二千六百餘名を算し、一時此の種の在監者の減少を見たのである。然るに其後答刑令廢止・財界不振等に影響せられたる爲か、逐次増加を見たが、大正十三年一月及昭和二年二月昭和三年十一月恩赦行はれて在監者稍減少し、同四年一月末日に於ては在監者一萬三千七百六十人を示すに至つたけれども、同年二月以降更に其の數遞増し、昭和八年八月末現在收容者は實に一萬九千二百五十四人に激増し、正に大正八年五月に於ける最多人員を超過すること實に千二百四名に達したが、昭和九年二月行はれた恩赦に因り一時的ながら人員の減少を見るに至つた。然し同十年四月頃より又又漸増を示し、昭和十二年

九月末現在收容者は實に一萬九千五百六十一人となり最高記録を出すに至つた。就中危険思想犯者又は智能犯者の増加著しく收容者の一割以上を示して居り、而も收容場の設備及職員の配置之に伴ふことが出来ない爲、常に拘禁處遇上少からざる困難を感じて居る所であつて、内地及臺灣のそれに比し設備乃至各職員の負擔率等懸隔甚しきものがあるのを遺憾とする。しかしながら大正八九年の頃に比するときは、諸般の設備漸次擴張改善せられた爲、拘禁状態著しく改まり、在監者の種類・罪質・犯數・年齢・性格の法定分類は略之が勵行を期しつつあるのこ、監獄當局の行刑及作業に銳意努力せる結果、囚情平穩にして改過遷善の實を擧ぐる者増加し、假出獄の恩典に浴して出所するもの年年一千名前後を算する。監獄作業に付ては統監府監獄當時に於ては殆ど見るべきものなく、随つて就業歩合も低く、僅に全受刑者の百分の二十七に過ぎなかつたのであるが爾來作業の發展擴張に努めた結果、逐年就業者數を増し、近時疾病又は事故に因る休業者を除くの外受刑者全部の就業を見るに至り其の就業歩合は百分の九十八に達し、著しく囚情を緩和するこを得たが、益適當に受刑者の技能及勞力を善用し、職業訓練を完全ならしむる必要があるので、大正八年度以降特別作業費を支出し經營に努めた結果、豫期以上の成績を擧げ、今や作業収入は收容費の約八割以上に達して居る。作業種類の主なるものは抄紙・機械・漆器・裁縫・指物・靴・石細工・煉瓦・陶磁器・耕耘等であつて、輒近一般工業界の趨勢に従ひ、生産價格の低廉を期する爲、可及的動力工業に轉換し漸次作業の經濟的合理化を機械操業の訓練に努めつつある。特に昭和八年度以降新興滿洲國官公署用調度品並に關東軍陣營具等の大量製作を引受くることなり、新販

路の開拓に相待つて爰に統制作業を實施し、尙昭和九年度より新に受刑者職業訓練概則を設け、就業者の技術的向上を企畫し、益刑務作業の特殊性を闡明し、其の確立性を得るに至り、今や作業状態は舊時に比し全く面目を一新した。

監獄に於ける指紋は明治四十三年八月之を實施し、其の後共通法の施行・管刑の廢止に伴ひ、規定の改廢を要するものがあり、大正十一年一月之れが取扱規定を改正して、再犯者に付ては指紋原紙に代ふるに受刑追加小票を使用する等、事務の簡捷を計るこ共に、指紋の實際的效果をして權威あらしむる爲、司法省及臺灣總督府と協定し、相互間に於て内地人・朝鮮人・臺灣人の指紋原紙を交換し、以て朝鮮人受刑者の指紋は内地朝鮮及臺灣の何れの地域に於て受刑した者でも、總て本府に蒐集し極力原紙の蒐集及整理に努めた結果、昭和十一年末に於ける保管原紙數實に二十六萬三千八百九十三枚に達し、近來刑事被告人並被疑者に對する指紋利用の普及せらるるに従ひ、裁判所・檢事局・警察署・刑務所等より指紋の對照を求め來るもの増加し、昭和十一年に於ては其の數三萬三千二百二十件を算し、其の内六千四百十七件の前科を發見した。前年に比し對照數に於て二千九百九十三件を増加し、發見數に於て三百二十八件を減少せり、同十二年には益増加し、八月末日迄の累計二萬三千八百七十七件を算し内四千二百八十五件の前科を發見せり。又犯罪現場指紋の利用は加速度を以て増加しつつあるが、我ハンプルグ式指紋法に據る左手排列の指紋原紙のみでは右手の犯罪現場指紋に對する効果は充分其の性能を發揮し得ない缺點があるので、之が缺點を補ふ對策として右手排列番號に依る小票を作成し、以て現場指紋の利

用に資することとした。

免囚保護事業

大正二年五月免囚保護事業補助金下付手續を制定し、同年度より毎年金五千圓を交付し來つたが、大正九年度に至りて一萬圓に増加し、同十四年度以後に於て財政緊縮の爲、補助金を八千圓に、更に昭和六年度以降は六千四百六十圓に減じたが、昭和九年度に至りて一萬五百二十一圓に、更に又昭和十二年に至つては二萬二千八十四圓に各増加し、其の發達助長には恒に力を致してゐる所である。其の結果本府始政當時に在つては僅に一保護團體に止まつてゐたのが、今や官民有志の協力に依り昭和元年度末に於ては其の數二十六を算し、設立後日尙淺きに拘らず、經營の方法適切にして事業の成績亦年を逐ふて良好に向ひつつある。而して此等の大部分は財團法人組織に進み昭和三年十月内地に於ける斯業統括機關輔成會に加盟し、内鮮間の聯絡事業の發展を期圖する所があり、更に昭和九年四月各覆審法院管内毎に司法保護事業研究會を組織し、保護事業の統一、保護思想の普及並事業の改善發達上必要なる事項を調定研究して之を實行に移し、一般施設に相俟て刑事政策の目的を達する上に顯著なる貢獻をなしつつある。

二〇 地籍圖・林野圖及地形圖

朝鮮總督府は明治四十三年土地調査令に基き全鮮一圓の三角測量を施行し、大正五年これが完成を見るに至つた。此の成果を基礎として土地測量を施行し、地籍圖が調製され、又地形測量に依つて地形圖並に輿地圖が調製されたのであるが、これ等の諸地圖は朝鮮産業開發上重要な資料に供せられ、半島文化の向上に寄與するところ頗る多く、現今一般の需要に應じつつあるものである。今その特性及效用を概説すれば、

一、三角測量 先づ全鮮十三箇所に於て大三角測量の基礎たる實測基線を設け、その測定長を中等海水面上の長さに換算したのである。それがため半島海岸の要所五箇所を驗潮所を設け、平均中等潮位を觀測して、前記換算の基礎たるべき高程を決定したのである。然れども之等の實測基線は邊長短く直ちに大三角の本點網の一邊なること能はざるため、基線網を編成して漸次其の長さを擴大し、平均約三〇軒の長さとなして、本點網の一邊に供し、全鮮を掩覆する大三角網が編成せられたのである。そして一方に於て、その測地學的位置を決定するため、本點三角網をして朝鮮海峽を越え、對馬に於ける陸地測量部の一等三角本點に連結せしめ、茲に内鮮共通の測量基礎たる根幹が形成されたのである。然れども之等の大三角點は彼我の距離約三〇軒に互り、之を以て直ちに地籍測量の基礎と爲すには稀疎に失するがため、更に數次に互る小三角點を配置されたので、之等大小三角總點數は三四、四

四七點の多きに及んでゐる。

又中等潮位の決定に基準して全鮮に二、八二三點の水準點を測設した外、多角形状の道線を以て三角點間を聯結せる圖根點三、五五一、六〇六點を設け地籍測量の直接基礎としたのである。

三角點及水準點にはその定礎たる盤石を埋定し、其の上に柱石を据付けてその位置を標示せしめ、之を標石とする。又圖根點に對しては市街地等の特定區域を限り標石を埋設し、其の上部表面にT・Pなる符號を刻しその識別を容易ならしむるのである。そして之等三種の標石を土地測量標と稱し、朝鮮土地測量標令に依り保護取締られてゐる。

二、地籍圖 土地登録の原簿たる土地臺帳と相俟つて、地籍の状態を明確に表示する唯一の地圖である、前述の三角點・圖根點を基礎とし、圖解的方法に依りて地籍測量を行ひ一筆毎の土地の位置、形状及疆界なき相互の關係を精密に測定し、之に地番・地目なきを記入し、地籍の状態を一目瞭然たらしめたものであるが、土地に關する各種地圖は何れもこの地籍圖に基本を求めざるものなく實に重要な地位をなしてゐるのである。地籍圖の大きさは東西約〇・四一七米(一尺三寸七分五厘)、南北〇・三三三米(一尺)の矩形に一定せられ、此の圖郭内に包容する土地は全部描畫せられる。その包容面積は縮尺の大小に依り異なるも、千二百分一地籍圖の場合には六萬五百坪である。

縮尺は六百分一、千二百分一及二千四百分一の三種であるが、一般には千二百分一を用ゐ、市街地の如く微細に其の疆界を表示し、精確に其の面積の算定を要する區域に在つては六百分一を用ゐ、西、

北鮮地方の如く一筆地の面積比較的大なる區域に在つては二千四百分一を用ゐてゐる。そして地籍原圖は本府に保管し、原圖に依り謄寫調製せる地籍圖及一覽圖は各稅務署に備付けて、一般の閱覽及謄本の下附申請に應じてゐるが、又更に廣く公衆の利便を圖るため府邑面に地籍略圖を備付けてある。地籍圖は頗る浩濶なるもので總數約八千萬枚に達してゐる。

三、地籍圖縮尺變更 土地經濟の發達に伴つて都邑・市街地の發展著しく、土地異動頻繁に行はれ千二百分一地籍圖では不便と認めらるるものは漸次縮尺を六百分一に改測し、地籍圖の改作を行ひつつあるのである。既に改測を行つた區域は裡里・咸興・清州・開城・金泉・光州・晋州等の市街地である。

四、林野圖 地籍圖を基本として地籍圖上に登載なき林野・墳墓地等を測圖し、その相互關係位置・疆界等を表示してある。縮尺は三千分一、六千分一、五萬分一等があつて、一般には六千分一を用ゐて居る。又五萬分一林野圖にして不便と認むる地域は昭和三年以來漸次六千分一縮尺を以て改測を行つて居る。そして林野臺帳と共に各稅務署に備付け林野に關する地籍圖を明にしてゐる。ここに於て朝鮮の地籍は地籍圖・土地臺帳・林野圖・林野臺帳と相俟つて全く明確となり、土地經濟の伸長も完全なる立脚地を得たりと云ふべきである。

五、地籍整理 地籍圖及林野圖實施後地籍異動整理事務は本府稅務課に於て主掌し、各稅務監督局及稅務署に技術員を配置して地籍の異動整理を遂行しつつある。土地臺帳實施後二十餘年も經過したので地籍圖の磨滅・汚損甚しく、既に地籍圖の更改時期が到來したので昭和八年度より町・里洞を單位と